

## 平成22年第2回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月10日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
1番 関 口 雅 敬 君	9
6番 新 井 利 朗 君	19
7番 大 澤 タキ江 君	24
10番 渡 辺 強 君	33
2番 村 田 正 弘 君	40
3番 大 島 瑠美子 君	48
8番 梅 村 務 君	51
○町長提出議案の報告及び一括上程	62
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第16号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を改正する条例)	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第17号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第18号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度長瀬町一般会計補正予算(第9号))	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	69
・議案第19号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	70
・議案第20号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例	

○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第21号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	73
・議案第22号 平成22年度長瀨町一般会計補正予算（第1号）	
○会議時間の延長	78
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	78
・議案第23号 工事請負契約の締結について	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	86
・議案第24号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	87
・議案第25号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	87
・議案第26号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	88
○閉会について	89
○町長あいさつ	89
○閉会	89

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第55号

平成22年第2回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年6月4日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成22年6月10日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

不応招議員（なし）

## 平成22年第2回長瀬町議会定例会 第1日

平成22年6月10日（木曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

1番 関 口 雅 敬 君

6番 新 井 利 朗 君

7番 大 澤 タキ江 君

10番 渡 辺 強 君

2番 村 田 正 弘 君

3番 大 島 瑠美子 君

8番 梅 村 務 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光		谷	君	10番	渡	辺		強	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	平		健	司	君	参事	齊	藤	敏	行	君
総務課長	大	澤	彰	一	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民課長	福	島		勉	君	健康福祉課長	浅	見	初	子	君
地域整備 観光課長	中	畝	健	一	君	会計 管理 計者	染	野	真	弘	君
教育次長	大	澤	珠	子	君						

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	野	原		徹
------	---	---	--	---	----	---	---	--	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（齊藤 實君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年第2回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（齊藤 實君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（齊藤 實君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（齊藤 實君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成21年度2月分から4月分と平成22年度4月分に関する現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

3月24日、秩父市役所で「第1回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

3月25日に、秩父市役所で「秩父地域議長会役員会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

4月5日に、埼玉県自治会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席いたしました。

4月17日に、小鹿野町で「小鹿野春まつり」が開催され、出席いたしました。

4月27日に、秩父市役所で「第2回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

5月12日に、横瀬町役場で「秩父町村議員クラブ役員会」が開催され、副議長関口雅敬君、大島瑠美子君、村田正弘君ともども出席いたしました。

5月28日に、秩父市歴史文化伝承館で「第3回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

5月28日に、秩父市役所で「秩父地域議長会役員会及び定期総会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

6月8日に、秩父地方庁舎で「秩父地域基幹道路建設促進議員連盟」及び「水と森林を守る秩父地域議員連盟」の役員会が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。6月定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平成22年第2回長瀨町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

新緑の季節も過ぎ、梅雨の時期を迎えましたが、ことしはまだに梅雨入りの発表がありません。本格的に梅雨入りいたしますと、ぐずついたはっきりしない天候が続きます。体調管理には十分ご留意をいただき、お過ごしいただきたいと思います。

それでは、平成22年4月1日に役場の組織を変更いたしまして、町民福祉課を町民課、健康福祉課といたしました。また、幹部職員の異動もありましたので、ここで紹介をさせていただきます。

最初に、齊藤参事でございます。

○参事（齊藤敏行君） 齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 総務課長でございます。

○総務課長（大澤彰一君） 大澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 次に、町民課長でございます。

○町民課長（福島 勉君） 福島でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 健康福祉課長でございます。

○健康福祉課長（浅見初子君） 浅見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 地域整備観光課長でございます。

○地域整備観光課長（中畝健一君） 中畝でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 最後に、会計管理者兼出納室長でございます。

○会計管理者（染野真弘君） 染野でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） よろしく申し上げます。

さて、昨年8月の衆議院議員総選挙の結果を受けまして、政権交代により総理大臣に就任した鳩山総理が沖縄普天間問題の迷走と政治と金の問題によって辞任し、6月4日に首班指名が行われ、菅内閣が誕生いたしました。山積する問題を解決するためには政局の安定が欠かせませんが、7月に行われる参議院議員通常選挙の結果次第では、ますます政治の混迷に拍車がかかるのではないかとというふうに憂慮しているところでございます。

さて、宮崎県で発生した家畜伝染病口蹄疫の問題、またアメリカのメキシコ湾で起きた原油の流出事故

等、初動捜査の大切さを教えられたところでございます。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、健康福祉課関係について申し上げます。去る5月9日に開催されました「第23回長瀬町社会福祉大会・福祉バザー」につきましては、議員の皆様を初め大勢の関係者のご協力をいただき、盛大に開催することができました。心から御礼申し上げます。また、午後の福祉バザーにつきましても、町内全域の各家庭や企業、商店からバザー用品等6,924点ものご協力をいただき、売上金等は昨年を上回る135万51円となりました。毎年このように大きな成果を上げることができますのも、議員各位を初め町民の皆様のご理解、ご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。4月25日、「はつらつ長瀬さくら祭り実行委員会」の主催により「長瀬さくら祭り」が宝登山ロープウエー駐車場で行われました。会場と岩畳の2カ所で歌舞伎の上演をいただくなど、観光客の皆さんに楽しんでいただきました。

また、4月17日から5月4日までの間、長瀬町観光協会主催で「長瀬通り抜けの桜のライトアップ」が行われ、期間中にはミニコンサートなども行われ、夜桜とともに大勢のお客様に喜んでいただけたものと思います。さくら祭りやライトアップのイベントにかかわっていただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

四季の丘事業では、4月29日の昭和の日を利用して、「浦和ロータリークラブの関係者による植栽活動」が行われました。当日は小雨がぱらつくあいにくの天気ではございましたが、さいたま市から270名もの参加者があり、4,300平方メートルの敷地に山桜やもみじなどの苗木を450本余り植栽をしていただきました。また、5月15日には、埼玉県森林インストラクター会の会員の皆様により、ヤマツツジを250本植栽をしていただきました。

花の里づくり事業につきましては、昨年の秋口から種まきや除草作業に大勢のボランティアの方々のご協力をいただき、おかげをもちまして、5月20日にハナビシソウ園の開園式が催されました。関係者の皆様には、日ごろのご苦勞に対し、改めて感謝申し上げます。ことしのハナビシソウは、例年にない寒さで、苗が霜柱や雪の影響を受け、生育にばらつきが見られる状況にありますが、ここに来てようやく見ごろとなってまいりました。大勢の町民の皆様にもぜひごらんいただきたいと思います。

次に、教育委員会関係につきまして申し上げます。初めに、学校施設改修関係でございますが、学校施設改修のうち耐震化工事関係につきましては、今年度から担当窓口を地域整備観光課が担当することとなりました。今議会へ工事契約の締結について提案をさせていただきましたが、「中学校校舎の耐震化及び大規模改修工事」を実施いたしますので、よろしくご議決を賜りたいと思います。

次に、学校給食関係での報告ですが、旧新井家住宅隣接の竹林のタケノコ、ことしは特に豊作だったことから、中学生にタケノコ掘りを体験していただき、そのタケノコを使用してタケノコ御飯を給食に出しましたところ、自分たちで掘ったということやしゅんの食材を使ったということもあり、大変好評を博しましたので、今後も実施していきたいと教育委員会からの報告をいただきました。

次に、埼玉県自動車税につきまして申し上げますが、6月1日まで、埼玉県より委託を受け、出納室窓口で納付を受け付けいたしましたが、約6,700万円の納付をいただきました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

最後に、日曜、金曜夜間の窓口開庁の平成21年度の状況ですが、昨年度は35日間行い、452件の来庁者等があり、723万円以上の納税をいただきました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案 3 件、条例改正案 3 件、補正予算案 1 件、契約の議決案 1 件、契約変更案 1 件、広域連合に関する協議案 2 件の合わせて 11 議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げますので、ご了承いただきたいと思います。いずれも町政進展のため重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。



### ◎議事日程の報告

○議長（齊藤 實君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（齊藤 實君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119 条の規定により、議長からご指名を申し上げます。

1 番 関 口 雅 敬 君

2 番 村 田 正 弘 君

3 番 大 島 瑠美子 君

以上の 3 名をご指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（齊藤 實君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 11 日までの 2 日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 11 日までの 2 日間とすることに決定いたしました。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（齊藤 實君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは最初に、1番、関口雅敬君の質問を許します。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

1番、観光施策について地域整備観光課長にお伺いいたします。ことしも桜の開花時期には大勢の観光客が当町に訪れましたが、南北桜通りでは観光客が快適に花見を楽しめるような施策は講じられていたのか伺います。

また、ゆるキャラの作成予定について伺います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えします。

桜の開花時期に観光に訪れていただきましたお客様に楽しんでいただける施策が講じられたかのご質問ですが、お客様が安心して安全に楽しんでいただくため、桜の開花から5月の連休明けまでの間は、花見のお客様の増加に伴い、路上駐車や交通渋滞が発生することから、長瀬町観光協会から長瀬町交通指導隊並びに交通安全協会に交通警備を要請し、警察署とともに交通事故防止とパトロールにご協力をいただき、安全の確保に努めてまいりました。

イベントとしては、特に長瀬の夜桜を楽しんでいただくため、4月1日から11日までの期間、北桜通りの長生館から中畝農園前までの区間の桜のライトアップを長瀬町観光協会が中心となって実施いたしました。また、南、北桜通りの桜の通年の維持管理につきましては、平成21年度から長瀬町観光協会へ委託し、枯れ枝や枝折れの除去及び処分などを日常業務として行っており、桜並木の景観保全と安全確保に努めております。

次に、当町におきますゆるキャラの作成予定でございますが、埼玉県が平成22年1月12日に発表した埼玉「超」観光立県宣言において、ご当地キャラクター、いわゆるゆるキャラは70体にするという目標数値が設定されております。この数値は、県内の全市町村がゆるキャラをつくることを意味しております。町といたしましても、できるだけ早い時期にゆるキャラを作成し、観光キャンペーンや各種イベント等に活用していきたいというふうに考えておりますが、この宣言に伴う県からの補助金等の財源措置はなく、既存の補助事業を活用せざるを得ない状況にあります。既存の補助事業は、既にロケーションサービス、ホームページ作成事業など優先して事業を実施したことから、今年度についてはゆるキャラの作成の事業化を見送った経緯がございます。各種の補助金等の活用を念頭に置き、近隣市町村の動向や観光協会等の意見を聞きながら、今後も前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 地域整備観光課長は、一番大変なポストについて、今デビュー戦の答弁をいただきました。この作文作成は私が思っていたとおりでございますが、長瀬町は以前から、私は埼玉県を代表する観光地であると言い続けてきました。私も小さいころから、私は秩父市で生まれ育ったのですけれども、そこから見ていても、長瀬というのは一段と格が違う観光地だと認識をして生まれ育って、母親の実家に

来るときには、春、桜、秋、もみじ、それと舟で渡っていく、この長瀬を見て、岩畳も、本当にすばらしい地域なのだと思う、この長瀬に私も世帯を持ったのですけれども、どうも見てみると、生まれ育った長瀬の人が本当にこの長瀬のよさというものをわかり過ぎてしまっていて手をつけていないのだと思うので、中畝課長にもう一度再質問で、私、ちょっと向きを変えたいと思います。

いろんな桜のイベントは、今言ったとおりに、ライトアップを通り抜けの桜のほうは一生懸命やって、お金も取ってまでやる事業を一生懸命やっています。北桜通りについては、今答弁してくれたようにあの電気がついています、期間中。南のほうは、私も時期に行ったのだけれども、お客さんもそんなにいません。やっぱり、長生館から中畝農園の通りが非常に多かった。私も今まで、さくら祭りを何とか、やり手がないからやろうということで、井戸地域の若い人を中心にさくら祭りをやってきたのだけれども、ことしからは観光協会が法人化になったので、観光協会の言うことを聞いて上でやってくださいということで、先ほど町長のあいさつの中に出てきたように、ロープウエーの駐車場で歌舞伎やらをやりました。岩畳の公演も歌舞伎公演も、本当にお客さんに喜んでもらう、やってよかったなというのがあります。

そこで、あの北桜通りの夜間、本当に桜が満開にきれいになったときに、私、続けて3日間行ってみました。1日、雨でした。1日は大雨で、残りの2日は天気だった。その雨の日にもかかわらず、観光客の人があの夜桜見物に来ているのです。そこでは観光協会は何もしていない。私、感じるのは、本当に法人化をして、自分たちで独立してこの長瀬をつくっていこうという観光協会が、あれだけのすばらしい舞台ができて何の手も打っていない。これは、我々の税金を投入して、一本立ちしてもらおう、日本一の観光協会にしてもらおうと思って予算を流していても今やっていない。なぜやらないのだろうなと思って、私もちょっといろいろ調べたら、長瀬町観光協会の本年度の事業予算額が6,450万あるのです。課長、6,450万。自分たちが出した会費は、会員1人当たり1万円の年会費で約100万円の会費、100万円、自分たちがみんな1万ずつ出し合って約6,500万の事業ができてしまう、これでは北桜通りなんか、夜桜は勝手に見て、勝手に行け、昼間、我々は一生懸命やって、お客さんが来たのを引っ張って、食べられるだけでいいよと、多分そういう考えなのではないかと思うのです、私が見て。この6,450万、県や町からの助成が来て、自分たちは100万円、これでは北桜通り、あの桜のトンネルがなっているのに、車の突っ込みっこしてトラブルが起きているのです、実際に。トラブルと云って、もう口論です。おまえの車が邪魔しているから、こんなにつながってしまったって。すぐわきには駐車場がある、その駐車場はロープが張ってあって、広い駐車場が全然、夜ぐらい、もしだったら観光協会で開放してくれるとか、そのぐらいの配慮があるのかなと思って私も見て回ったのだけれども、観光客がかわいそうでした。せっかく長瀬へ来て。これから地域整備観光課として、観光協会にどんな指導をしていくのか伺いたいと思います。

それから、ゆるキャラの作成については今中畝課長が言うとおりで。上田知事も、B級グルメ大会をやるときに、全市町村、ゆるキャラを出してもらって、埼玉県を「超」観光宣言の県としてPRをするのに、全市町村出してもらって、ゆるキャラとB級グルメを出してやる大会を、イベントをやりたいという宣言というか、出しているのはもうご承知だと思うのです。その上田知事が埼玉県を超観光立県にしようという話をしていて、埼玉県を代表する観光地長瀬がゆるキャラがない、ちょっと私からすると、観光協会、どこを見ているんだんべと思うのです。

ゆるキャラは、前課長が多分出したのだと思うのだけれども、ホームページに、前の議会の始まる前にだれか投稿したのを覚えていると思うのだけれども、あのゆるキャラは、あの回答文を見ればすぐでも手をつけるような話になっていますよね、つくりたい、そのときには応募してくださいまで載っているの

す。今の答弁は、ことしはもうやりません、だから、やらないのならやらないのもいいです。でも、法人化をした観光協会がこういうことでは、我々、税金を払って、その税金が観光協会にもいって、私は観光協会法人化の審議のときに、日本一の観光協会にするのだという心意気を持っている観光協会の意見だったから通したのです。通したら、今度は、あの北桜通りは長瀬の本当にメインの観光ではないですか。よく、長瀬のポスターを見ると、あの北桜通りではないですか。いろんな方が名刺をつくって、長瀬のあの名刺に出てくるスポットは北桜通りの桜のトンネルなのです。そこは全然手をつけず、新しいところを追っかけていってしまうような観光協会に対して、町も強く指導しないとわからないのだと思います。

再質問のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員の再質問にお答えします。

先ほど観光協会へいろいろな事業に関しましてどんな指導をされているかとの再質問でございますけれども、本年度におきましても、観光協会と主要な事業を行う場合には必ず打ち合わせをさせていただいて、事業を進めさせていただくようにさせてもらっております。先ほど駐車場の開放等、具体的なお話もございましたので、こういう具体的なことについてはまた協会とも改めて打ち合わせをさせていただきたいというふうに考えております。

もう一つ、ゆるキャラについてのご質問ですが、すぐにでも手をつけるというような長瀬町のホームページの「交流広場」の回答でありました。先ほどご説明させていただいたとおり、補助金を使いまして、ゆるキャラを設定していきたいというふうに考えておりますので、今回はやむなく延期させていただいたということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） これ以上ここで言ってもあれなので、課長、このゆるキャラについては、本当にこれをつくると効果が出るのです。実際に私、なぜこのゆるキャラを以前から言っているかという、11月14日の県民の日に商工会青年部がお祭り広場でイベントをやるときに、うちは太鼓を頼まれて行くのです。その日に、私は、どうせ県民の日に太鼓だけ子供が行くのでは、その子供を使って街頭募金をやろうよということで、白鳥睦会の若い人に歌舞伎の格好をさせて一緒に共同募金をやると、それはゆるキャラとは言わないけれども、ああいう何か変わった格好をしたのが行くと、桃太郎さんでも大仏様でも、その年によって違うのだけれども、そういうのが行くとお客さんが物珍しがって集まって、何をやっているのだろうということで人がすごく集まるのです。だから、長瀬町の観光協会、長瀬の観光につながるゆるキャラは必要なのだから、ほかのものをちょっと我慢してでも先にゆるキャラをつくったほうがいいということでは、なるべく早くつくったほうがいいです。ピラを配るのでは、大宮駅で長瀬の観光パンフレットを配っていたら、お客さんがみんなさあっとよけて通っていく、その状況を私は見ているのです。私が埼玉県から依頼されて、太鼓をこっちでやってくれとって太鼓をやったら、そこは大宮の警察署から交通整理が出るほど人が集まってしまう、そういう効果があるので、ぜひやってください、ゆるキャラについては。

観光協会の事業についても、本当に新しいものにわあっといくだけで、本当にそういう、昔ながらの長瀬のいいところが全然手薄になっているので、よく、観光協会法人化のために税金投入もして、3年間という時限を区切っているのだから、監督官庁としてもっと監督してやってください。観光協会の事務局の

中は一生懸命、4人だか5人でやっているのだと思うけれども、その取り巻きがちょっと意識が薄過ぎるのかもしれないので、そういうのだったらそういうので、町がきちんと言うべきところは言う。やっぱり、これを言うと嫌われるだんべなではなくて、言うことは言ったほうがいいと思います。この町をよくするために、私も本当に言いにくいけれども、言っているのであって、本当は私の生まれ育った気性ではこんなに強いことは言えないのです。だけれども、町のために私は言っているのだから、だれかれ攻撃するわけではないのです。言ってやってください、税金を使っているのだから。

今回、事業で、例えばトイレだとかいろいろあるでしょう。5月11日かな、そのぐらいの埼玉新聞に出ているのだけれども、実際に私もその後飯能に行ってきました。そうしたら、飯能の商店街は、トイレはのぼりが立っています。トイレ貸します、ご自由にお使いください、どの店でも立っています。だから、長瀬だって観光協会が商売しているのだから、お客さんには自分のうちのトイレを貸してやれば、あんなにあっちこちに小さいトイレがぼつんぼつん、あればあったでいいのだけれども、そんなにトイレ、トイレと騒がなくなつて、受益者負担で貸せばいいのです。例えば井戸でドライブへ来たお客さんが、うちに店だから入ってきて、トイレ貸してくださいと来る、貸しませんよとは言わないのだから、そうやってみんなが貸せばお客さんだって喜ぶのだから、ちょっと観光協会に、もっと監督官庁としての強い指導をお願いして1番の質問を終わりたいと思うので、最後に中畝課長が強い意思表示をしていただいて終わりにしましょう。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員の再質問にお答えします。

観光協会を監督する立場にある担当としての強い指導をというご要望のお話を承りました。これからいろいろなやりとりをさせていただく場合がありますので、関口議員のご指摘をよく覚えておいて指導に当たってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、2番目にいきます。

きょう、何か、まだ中畝課長しか出てこないけれども、ちょっと議長も上がっている雰囲気なので、これから今度、総務課のほうへいきますけれども、私、枝野さんや蓮舂さんと違って余り強くないので、ちょっと気分をリフレッシュでもして、町のために簡単に報告してもらおうようにお願いします。

では、災害時に必要な備蓄品の配布方法や保管場所はどのようになっているのか伺います。

また、避難場所の指定や自主防災組織への連絡方法などについて、区長会などの意見を取り入れているのか伺います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、災害時に必要な備蓄品の配布方法や保管場所についてのご質問にお答えいたします。

備蓄品の配布方法につきましては、平成20年3月に改定いたしました地域防災計画に基づき、非常食、飲料水、毛布などの物資を、役場職員を初め自主防災組織や日赤奉仕団等の協力によりまして、災害の規模や災害状況を勘案し、被災された方々に配慮しつつ配布を行いたいと考えております。

それから、備蓄品類の保管場所でございますが、非常食につきましては、役場2階、旧町長室に636食、1分団3部消防団詰所に220食、飲料水につきましては、役場2階、旧秘書室に600本、非常用浄水装置に

つきましては、1分団3部消防団詰所に1台、毛布につきましては、役場2階、旧町長室に50枚、旧秘書室に130枚、3階休憩室に70枚の計250枚、ブルーシートにつきましては、役場2階、旧秘書室に50枚を備蓄しております。今後につきましても、毎年の予算の中から購入していきたいと考えております。

次に、避難場所の指定や自主防災組織への連絡方法などについて区長会などの意見を取り入れているかというご質問でございますが、平成9年11月に策定いたしました地域防災計画で各地区の避難所を指定いたしました。その後、20年3月に改定した同計画においてもほぼ同じところとなっておりますが、特に区長会からの意見は伺っていないようでございます。

なお、毎年「広報ながとろ」9月号で防災の特集を組み、避難所の周知を初め災害への備えについて掲載しておりますし、昨年毎戸配布したハザードマップにも避難場所や日常の蓄え品等について載せて周知を行っております。

また、自主防災組織への連絡方法につきまして、特に連絡網等を作成しているわけではございませんが、行政区への連絡先は把握しております。避難場所や連絡方法につきましては、今後、区長会等の会合を通じてさらに周知したり、ご意見をお聞きしたいと考えておりますが、地震や水害等の災害発生時には電話線の切断や道路の分断などさまざまな状況が想定されます。そのすべてに対応できる連絡方法といいますと、やはり防災行政無線や広報車等を使用して、できる限り広範囲に正確な情報を迅速に広報できる体制を整えることが重要ではないかと思っております。現在はいろいろな通信手段が発達しておりますので、発生した災害の状況に最も合う方法によりまして、正確な情報を迅速に広報してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今、総務課長の答弁も、私、けさ、前回の議事録を読んできたのですけれども、引用して答えているのがよくわかりました。同じ文言を言っているだけであって、これは解決になっていないのです。

以前からも私、例えば備蓄品は役場の旧町長室に置いてありますというのはもうわかっている、だから、もう役場の職員は全員わかっていて当たり前になっているのです。この前の議会では、ちゃんとやったださいとお願いして、やりますということだったので。事前に私が調べると、役場職員の回覧板と言わないのかもしれないのだけれども、そういうので、備蓄品はあそこに置いてありますよという話で知っている職員が、みんな知っていると聞きました。だけれども、まだ見たことがないというも中にはいるのです。この間、私が実際に連れて行ってもらったときも、これは何だいと言って、一回ふたをあけないとわからないような状況になっているので、備蓄品に関しては、一歩進んだのは、町長がこの前、分散備蓄はやると言ったのが、進んでいる町長が言ってくれてできてきた。これは本当に、井戸、岩田区にとっては、川を渡る世話なく、町長、もうみんな、ああ、よかったねと、これは発表した時点でもみんな思います。井戸、岩田は。川を渡ってくることは、多分、大災害が来たときには金尾峠がつぶれ、井戸、葉暮のトンネルがつぶれ、橋が渡れなくなったら孤島になってしまう、それが備蓄品が向こうにもできてきているということで、すごくいいと思います。

地域防災隊にそういう連絡網がいないという今話で、区長さんにはいっているという話なのだけれども、各行政区でこの防災隊をつくるのであれば区長さんでもいいと思うけれども、実際に区長だと、ちゃんと申し送りができるのであればこんな騒ぎしていないのだと思うのです。さっき、区長会で意見をどう取り入れているのだろうなと思って聞いていたら、区長会ではそういう避難所についてはなかったようで

ありますという、大澤さん、出ていなかったのかさと思ったのです、区長会へ。大澤課長は区長会へ出ていなかったのかなと私は思ったのです。もっと徹底して、災害っていつ来るかわからないのです。今の大澤さんの話だと、今後、こういうのは対処するようにやっていきますという話なのだけれども、あした来るかもわからないのです。だから、できるだけ早く、長瀬にはこんな分厚い、いい長瀬町地域防災計画書ができているのだから、あれを読んでいれば本当に安心します。こういうふうにする、ああいうふうにするを書いてあるのだから。だから、それをなるべく早くやってください。

私も、一般質問、今度はちょっと変えて、2番議員ではないけれども、2番議員はよく行財政改革の進捗状況についてと毎回やるけれども、今度、僕も長瀬町地域防災計画書に書いてある進捗状況を毎回聞きたいなと思ったぐらいです。いつも足踏みの話なのだから。言うとはい、今後、後でこういうふうになりますということがあるので。では、具体的にちょっと私も縮めてやりたいと思います。

きょう、こう見ると、新しい課長で答弁が、後ろであるのかもわからないのだけれども、では町民課長にちょっと関連で聞きます。これは防災計画書にも載っていることだから、通告しなくてもわかると思うのだけれども、お年寄りや体の不自由な人を助ける支援プランをつくっている、できているという発表があったので、例えば支援隊とか区長にどうやって連絡をしてやれるようにこの支援プランができているのか、ちょっとそこを発表してください。

総務課長には、もうちょっと縮めて、このデジタル化、さっき言った、電話線は途切れるかもしれない、防災無線が唯一の頼りだという話の中で私が聞きますけれども、例えば、私も以前から、これは長瀬町全体、圏外にならないように、そういう電波が届かないところがないように、NTTドコモとやりとりをしながら来てもらって、実際に電波を、コンピューターを向こうは持ってきますから、コンピューターを使って、どここのアンテナからここへ0.幾つ電波をとってくださいと言って、これはドコモですけれども、エーユーでもソフトバンクでも、そういう電話会社に町として力を入れて、どこもエリア内になっているようにしておけばいいのだと思うのです。それがまず1つ。

それから、緊急連絡網といいたましようか、緊急連絡網、これはどういうふうになっているのか。今言うように、区長さんにはこっちからいきますよという話はしていただきました。だが、逆に向こうからこっちに連絡が来るときにどういう連絡網になっているか。実際に私、大澤課長にこの前電話で話しましたよね。5時半に私が用があって電話をしたら、本日は終了しました、明日朝8時半から開始になります、あす電話をかけ直してください。そうすると、私が何か緊急で町に報告するときにできないのです。大澤課長の答弁は、近所の職員に電話してくれといたって、近所の職員に私が、緊急事態発生、では例えばだれか、Aさんに近所だからといって電話して、Aさんが大澤課長のところに行って、町がやるのかもしれないけれども、そうすると、前から言っている、避難訓練をしたほうがいいですよといったときに、我々この議会のメンバーは全然関係ないということですよ。ないのだから、実際に、連絡網は聞いていないのだし。私も大澤さんに言ったけれども、一町民ではなく、私も間違ってもバッジをつけているので、申しわけないけれども、そうではない連絡をしたときに、5時半過ぎてしまうともうだめ、それでは訓練、やっぱり必要なのです。大澤さんのさっきの最後の3行ぐらいの答弁をよく読んでもらえば、避難訓練というものは必要なのです。もうこれは不可欠なのです。それをしていない。しなくてはならないのではないですか。では、その数点。

1点、町民課長、申しわけないです。きょうは準備運動のために、その支援プランだけ町民課長としてお答えください。次からの答弁がうんと楽になると思います。

○議長（齊藤 實君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 関口議員のご質問にお答えしたいと思います。

避難支援プランの内容等のお話かと思うのですが、全体計画といたしまして、本年3月に総務課防災担当のほうでつくらせていただいております。その当時、私、総務課におりまして、かかわっておりましたので、ちょっと席に立たせていただきました。

全体計画になっていますので、やはり大まかなアウトラインということの内容でございます。対象者は、高齢者ですとか障害のある方、また小さい子を抱えている方等が対象になっておりまして、今後、個別プランといたしまして、民生委員さん等のご協力をいただきながら、また横断的な組織の中で、現在民生委員さん等に投げかけをしているという話は福祉担当のほうから伺っておりますが、家族がいるから大丈夫とかという、それぞれのご事情の方もいらっしゃいますので、手挙げ方式にするか、こちらから、おひとり暮らしの方はぜひそういういろんな情報を町に提供いただきたいという形になるか、はっきりわからないところはございますが、その個別プラン等も作成していく中で、今後また内部で、防災担当、福祉担当等と協力しながら避難の体制等を進めてまいりたいと思っております。

構成といたしましては、役場内部では福祉担当、私、町民課のほうなので、直接の担当ではないのですが、ご指名いただきまして、ちょっとわかる範囲の答えになります。福祉担当のほうが平常時中心になるかと思っております。また、災害時も同様に、福祉担当、他の職員等の協力に対応していくようになるかと思っております。業務につきましては、現在、全体計画ができたところでございますので、今後、個別の避難支援プラン、またその辺ができましたら、当然、地域の自主防災組織、行政区の方にもご協力いただかなくてはなりませんので、その辺とまた連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、関口議員のご質問、2点だったと思いますが、お答えさせていただきます。

まず、デジタル化の対応、ドコモ等々の通信の、町としてエリアにどこでもなっているのかというご質問でございますが、多分いろいろなところで塔ができていますので、そのエリアにはなっているのかなとは思いますが、細かいところまではちょっと把握してございません。後ほどまた調べてみたいと思っております。

それから、緊急のときの連絡、特に区長さん等から、町民の方から役場という形の連絡網はどうなっているかというご質問でございますが、緊急時等によりましては、その規模にもよるとは思いますが、警察とか消防等に連絡していただければ、そちらの連絡網で、私のところや消防署を通じまして、町長、また各課長等に連絡するようなことになってございます。また、予測できるような台風等の場合、役場に連絡いただければ、消防主任が持つ携帯電話等に転送されます。なお、夜間等でどうしてもということであれば、先ほど、この間もお答えいたしました。最寄りの役場職員等に直接電話していただいてもと思っております。

それから、5時45分以降留守電になった後ぐらいでございますが、きょう、席の上に、机の上に置かせていただいております配置図、こちらに直通電話というものもございますので、そこに掛けていただければ、いけば出られると思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） いれば出るのはわかるのだけれども、いなかった場合、本当に困ったときに、役場ってそんなのですか。ちょっとがっかりしました。

では、まず町民課長に答えてもらった支援プラン、本当にこれはお年寄りの方へ、体の不自由な方は、隣にいる健康福祉課長、この支援プランはそっちだそうなので、しっかり、全体はやってあるけれども、もっと狭めてはまだ考えていないではなくて、すぐ考えてもらわないと、災害っていつ来るかわからないので、何月何日の何時に来ますよという予定が立って災害が来るのなら大丈夫なのだけれども、それがないから。今までも大きな災害があるところって、うちのほうは絶対なかったところにこういうふうに来てしまったという、ニュースなんかであるので、本当にしっかりとこういう人たちを守る支援プランを立てておいてください。

それから、ちょっと大澤課長、勘弁してくださいよ、それ。今の答弁では全然、役場は考えていないのではないですか、はっきり言って。本当に考えるのであれば、災害、何かあったら警察へ言えば、警察が町長のところへ言ってくるのではなくて、連絡網なんかつくれないのですか。言う、個人情報だの何だのと言うけれども、本当に町民の財産と生命を守るといいながら、個人情報ではないのです、災害のときに。5時半に電話を実際にかけているのだから、私が。5時半にかけたら、もうテープなのだから。だから、あのとき、町の用で緊急の用だったら、どこへ電話していいのだから、いいやと思ってなってしまう。そうすると、みんな動かないではないかと言われるのだから、しっかり、もう一回、両参事がいるのだから、ちょっと連絡網を考えてやってください。

町長、最後に、今のこの連絡網のことで、災害が起きたときに役場の連絡網、例えば私は井戸だから、井戸にいる役場の職員に電話をして、そこから役場へ動き出す、そういうのでいいかどうか、町長、最後に答えて、この2番を終わりにしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

いろいろご提案、ご指導いただいておりますことに感謝申し上げますが、例えば今まで特別な大きな災害というのが、長瀬町、幸いにして起きてはおりませんが、台風とかそういうことが時々ありまして、1年に1回か2回、そのときは地域整備観光課の職員が中心になって、役場に残って連絡網を張るということをも基本的な考えて、私もその中に残り、参事も残って役場において、皆さんと連絡をとり合うということをやっております。それを具体的に皆さんにお諮りするよう、これからもしっかりした整備をして皆さんにご連絡をしていきたい。それから、きょう、区長さんが大勢お見えになっておりますが、やっぱり地域の中心になる方は、区長さんを初め区の役員だというふうに考えておりますので、その辺も含めて総合的なものを早急に立案をして、皆さんにお諮りをした上で積極的に行動していきたいというふうに考えています。

いずれにしても、今までの台風とかそういうものについては、多少の災害があっても、それはすぐ処理ができたというのは、町の職員が中に泊まったとか、そういうようなことをやってきておりますので、その延長線という言葉が当てはまるかどうかわかりませんが、そのことについてはしっかりしたものを、その計画をもう一回立て直して、皆さんの信頼にこたえるようにやっていきたいと思っておりますので、もうちょっと時間を下さい。台風の時期、梅雨どきももう間近ですから、それに合うような、すぐ行動がとれるようなことを指示して職員のほうにまとめさせていきたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） それでは、最後の3つ目の質問にいきたいと思います。

スポーツ少年団の補助金について教育次長にお伺いをいたします。長瀬町では7つのスポーツ少年団が結成されており、各種大会への参加など、それぞれ団が活発に活動しています。このスポーツ少年団に対し、町では補助金を交付していますが、平成21年度は平成20年度と同額の予算が計上されているにもかかわらず、各団が減額されて補助金が交付されています。その減額された理由を伺います。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、関口議員のスポーツ少年団の補助金についてのご質問にお答え申し上げます。

長瀬町スポーツ少年団は、7種目の単位団体が加盟し、平成21年度の実績で申し上げますと、指導者64名、団員198名の総数262名から成る団体でございます。単位団体の内訳は、順不同でございますが、野球の長瀬ジャイアンツ、ミニバスの長瀬ミニバスケットボールクラブ、ソフトボールの長瀬スターズソフトボール、バレーの長瀬JVC、サッカーのFC長瀬、剣道の修身館剣道、空手の長瀬空手道の7団体でございます。

ご質問の長瀬町からの補助金でございますが、直接個々の単位団体へ交付しているのではなく、長瀬町スポーツ少年団へ交付しているもので、町からの補助金額については平成20年度、21年度と同額の18万5,000円でございます。21年度において、各、先ほど言いました7つの単位団体への助成金が減額となりましたのは、昨年9月に開催されました北部地区少年軟式野球大会におきまして、昨年度は長瀬町が会場地でした。具体的には、長瀬総合グラウンド、長瀬中学校校庭、皆野町の田野グラウンドを使用したものでございますが、そのための諸経費について当初に見込んでいなかったため、経費を捻出するために、通常各団へ交付している助成金、これは内訳で申しますと、均等割分が1団2万円プラス団員数割分、これは団員1名につき200円を掛けたものでございますが、その合算した額を助成金として交付していましたが、そのうちの団員数割分について昨年度は減額にしたものでございます。額にして約4万円分でございます。それを先ほど申し上げました北部地区大会の諸経費に充てようということでございます。結果的には、北部地区大会の諸経費は約2万1,000円の支出でございました。

去る5月24日、今年度のスポーツ少年団の総会が開かれまして、平成21年度決算、平成22年度予算の承認を得られたとの報告を受けました。その中で、各単位団体への助成金につきましては、昨年度に減額した分についても今年度のやりくりで対応できる範囲ということで、総会前の役員会で話し合い、総会で承認を得て今年度に対応するという事に決まったとの報告も受けております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 今次長が言うように、私もスポーツ少年団は長くかかわってきておりました。こういう事態が発生しているのは、初めてこの話を、こういうことを聞いて、監督する、今言うように、スポーツ少年団に全部渡してしまったから関係ないような言い方だけれども、それではおかしいのではないですか。教育委員会からスポーツ少年団にお金を渡すけれども、その渡したお金の使い道、最後まで監督する責任があるのではないですか。それは、野球大会が急に回ってきたから、お金がかかってしまったから、1人頭200円ずつは渡せないから、次年度にやりましようはいいです。いいけれども、そういうお金の使い方をしていて、ではまずいのではないですか。ちゃんと予算を組んで、お金、補助金で出していくのだ

から、それをその団体が急に野球大会が入ってお金を使ってしまったから、1人200円ずつはみんなに渡れないから、ことしはよして、来年度、新しい予算でそれを何とかできるだけでやるという話なのだと思うのだけれども、これは私から言わせてもらおうと監督責任を果たしていないのではないですか。これでは使い込んだってわからないです、悪い言葉で言えば。

館長も、前から職員が悪いだの、職員が悪いだのという話は私も聞いていて、中央公民館は、子供や一生懸命納税する若い人があそこを利用するのだから、本当に町の窓口だから、対応をうまくやってくださいねという話をもう何回もしました。この年度がわりに出た話がこの話なのです。別に私もここに突っ込みたくて言うわけではなくて、こういう使い方を見逃していつとやったのではちっとも、予算審議も何も、決算も何もないのではないですか。だから、職員が悪くて、職員配置転換して少し風通しがよくなって、町民の方は利用するにもよくなったかもしれないけれども、今公民館長になった方も責任があるのではないですか、どうですか。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、関口議員の再質問にお答え申し上げます。

職員の不行き届きあるいは上司である館長の監督不行き届きではないか、また教育委員会が会計事務に関してのそんなことでいいのかという、そういったご質問であろうかと思えます。スポーツ少年団の事務局はご案内のように公民館内にあり、担当は社会体育の担当者になります。21年度につきましては、ご案内のように、担当者はかわりましたが、スポ少の事務局担当として、職員の一存で何か特別なことをしたということではないととらえております。先ほども申し上げましたが、事務局と本部長、役員とで話し合ひまして、対応について決めたことについて、事務局がその事務を執行していると理解しております。

また、上司である館長の監督不行き届きというようなお言葉をいただきましたが、社会体育の担当者がスポ少の事務局を担当していますが、その運営については、先ほど言いましたけれども、総会での決定事項に基づいて執行しており、昨年度のように当初予算に見込まれなかった事項への対応につきましては、本部長に相談すると、決して事務局の一存で決めて、またそれを独断で実行するということはありません。特に会計事務におきましては、事務局の判断のみで予定を変更するということはありませんので、というより、むしろできないようになっておるものと理解しております。必ずや本部長の承認なくしては実施できないと理解しておりますので、つけ加えさせていただきます。

また、町からのスポ少、先ほどご案内しましたが、18万5,000円、ちなみに平成21年度におきましても同額でございますが、それらの増額、減額、これからほかの議員さんからもそういったご質問をいただいておりますが、そういう問題ではなく、今回のご質問は、各団へ出している、先ほど言いました構成している7団体への助成金についてのご質問ですので、それにつきましては、スポ少内でご審議いただく事項ではないかと私もとらえております。限られた予算ですので、それほど大きな変動もなく、毎年行われている事業を基盤に、それに基づいた予算執行がなされております。もとよりそういったことは、繰り返しますが、スポ少内で話し合い、決定していくべき事項であると理解しております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、時間が来たようなので、言いますけれども、今の次長の答弁は、質問の内容が違いますよという言い方をされるけれども、はっきり言えば監督不行き届きではないですかというのが言いたいのだよ。それを、各団のスポ少内のことだから、使い道の通告と違うという言い方をされるけれども、

そういう使い方をしているからおかしいのではないですかとこの通告文を出しているのです。だから、公民館長の監督不行き届きというのはイコール教育次長の監督不行き届きなのです。ちゃんと、幾らスポ少内のことだって、スポ少が計画することは見ているわけでしょう、判こを押しているわけでしょう。だから、最終的には教育次長の監督不行き届きだと言いたいのが私の言い分です。

後でも関連する質問があるから、またそういう方が質問するだろうから、私の場合は時間が来ましたので、議長、終わりにします。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（齊藤 實君） 次に、6番、新井利朗君の質問を許します。

6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 2点につきましてご質問させていただきます。

1番、公共施設へのLEDの使用について総務課長にお尋ねいたします。LED、発光ダイオードは、次世代のエコ照明として、寿命は蛍光灯の約40倍、消費電力は8分の1で、価格的にも廉価になりつつあります。照明時間の長い部屋や教室などから順次かえていくだけでも効果が得られますが、使用についての考えをお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、エコ照明の活用についてのご質問にお答えさせていただきます。

LEDを使った照明器具については、次世代の明かりとして、また省エネやCO<sub>2</sub>削減の担い手として期待されております。役場庁舎の照明においては、スターターの機能を安定器に組み込んでいるラピッドスタート方式の蛍光灯が取り付けられており、町の公共施設の多くがこの方式の蛍光灯となっております。この方式はLED蛍光灯を直接取り付けることが可能なものもあるため、購入してすぐに交換することができますが、中には既存の蛍光灯器具内部にあります安定器を外す必要があるものもございます。

LED蛍光灯につきましては、価格はまだまだ高く、現在のところ交換に至っていない現状でございます。NPO法人LED照明推進協議会のホームページでは、LED照明の課題といたしまして、本格的な普及には、発光効率の向上などの技術的な課題、価格の問題、寿命や製品としての機能評価など克服すべき課題もあるとのことでございます。今後は、新製品の改良の動向や費用対効果、環境問題にも配慮しつつ、非常灯などから検証しながらの導入について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） お答えありがとうございました。検証しながらということであるし、いろんな問題

点も確かに出てきております。価格につきましても、幾らか安定といたしますか、安くなってきておりますけれども、今からいろんな面で、長所、短所、よくよく検討しておいていただいて、早い時期に導入の方向にいただければいいかなと考えています。

それと同時に、白熱球でロビー等によくつけっ放しの状態のがありますので、ああいう場につきましての白熱球からの切りかえ、そういうものが非常に電力使用量や何かの変動になっていくし、そんなに問題点を指摘するものにもならないと思うので、それは全部かえてみないとわからないかもしれませんけれども、そういうふうな意味から、うたい文句はいろいろと書いてあります。ですから、そういうふうなことで検討しながらも、幾つか、1階とか2階とかで、結局、非常に使っている、点灯しっ放しでいるような白熱球のところや何かは導入を少ししてみても消費電力の減少につながったりするのではないかと思います。

蛍光灯の長い管につきましては、今ちょうど新製品ができつつある、まだできたというふうな状態のようであります。もう少し待ちますと、あと二、三年もすると結構普及してくるような状況になるかと思えますので、その節には速やかな導入ができるような、長所、短所を含めた検討をしておいていただきたいというふうに思い、今検証しながら考えていきたいというふうな回答をいただきましたので、この件につきましてはそういうふうな提案ということで終わらせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

続いて、2番にいかせていただきます。県道上長瀬停車場線の踏切拡幅について、地域整備観光課長にお尋ねいたします。昨年1月10日付で、町長及び秩父県土整備事務所長あてに、上長瀬区長、副区長の連名で踏切拡幅についての要望書が提出されています。これに紹介議員として私も名を連ねさせていただきました。具体的な動きがあってもよい時期となりましたけれども、進捗状況が見受けられませんので、その状況と工事の着手時期についてお伺いしたいと思います。地域整備観光課長、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

平成21年1月10日付で、上長瀬区からの要望書につきましては、早急に行政措置が取り計らえるよう、埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父警察署に進達いたしております。その結果、要望事項の3点のうち、踏切から町道幹線9号線への右折禁止につきましては、地域住民等、皆さんのご協力により、昨年6月に禁止規制は解除となっております。

また、2点目の町道幹線9号線の駐車禁止標識の設置につきましては、駐車禁止とする方向で現在秩父警察署で公安委員会と協議を進めているとのことで、しばらくお時間をいただきたいと思います。

3点目の県道上長瀬停車場線の踏切部の土地収用と早期拡幅化につきましては、町としても、秩父県土整備事務所に対し、再三にわたり工事の早期着手を要望しているところでございますが、新井議員もご承知のとおり、一部地権者と秩父県土整備事務所との用地交渉が難航しておりまして、用地買収が困難なため、工事に着手できない状況にあります。今後も秩父県土整備事務所と連携をとりながら、早期に改良が図られるよう協力してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 今回直接質問に上げなかった部分の要望事項についてもお答えいただきまして、あ

りがとうございました。大体問題点は解決しつつある中で、駐車禁止に関しましてはまだ表示されていないので、この夏の混乱がちょっと心配な部分はありますけれども、早急な設置等ができるように秩父警察署のほうには改めてお願いしておいていただきたいと思います。

それで、停車場線の拡幅につきましては全然進んでいない状況のようでもありますけれども、実際のところ、もう長い間の懸案となっているわけでもあります。現場に行きますと、秩父鉄道の善意といいますか、踏切を少し拡幅、部分を少しだけでも広げておきたいという、安全を図りたいということからでしょうか、1メートルほど川寄り、いわゆる皆野寄りのほうにまくら木を加えたり、舗装をしたりしながら踏切部分が広げてあったりして、幾らかそれを安全に渡れるような状況は考えられていますけれども、完全な拡幅を実施していただきたい上から要望書を出しているわけでもあります。

それで、なかなか地権者が応じてくれないときや何かに関しましては、昭和26年に制定されました土地収用法というのがあるわけでもあります。「この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。」というふうなことがきちんと書いてあるわけです。これらの土地使用に関しましては、地権者との交渉というのは非常に難航しているのは、何年もたっているわけでもあります。もうこの段階は過ぎていきますので、実際のところ、土地使用に向けて動いていただきたいということを1年半前に要望も出してあるのです。もっと前にもあったのかもしれないですけども、改めて上長瀬の区長さんからそういうふうな要望書を出していただきました。

土地の収用に関しましては、収用とか使用の手続、調書の作成、裁決の手続、補償金、それから裁決とか、いろいろな段取りを踏まなくてはならないのですけれども、これもまだどの段階にもっていないのでしょうか。実際のところ、土地収用といったってすぐすぐにできるわけではありませんけれども、もう要件は満たしていると思うのです。確かにいろんな問題があるのかもしれませんが、あそこに関しては何も問題なく、その気になれば秩父県土整備事務所の所長名で対応はしていけるのではないかというふうに思わせていただきますので、課長または参事並びに町長、お答えいただきたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 新井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

土地収用法の関係なのですが、1路線を、例えば1キロあれば、1キロを勘案して、一部分がなかなか用地の交渉ができない、取得ができないというときに初めて収用法にかけることができまして、上長瀬停車場線につきましては、一部の地権者だけではなくて、ほかの地権者の土地もまだ買えていなくて工事ができていませんので、県土整備事務所のほうとしては、そちらができてから収用法、あるいは、もちろん今地権者と交渉しているのですけれども、そちらと交渉したいと、そういうことを言われております。

それから、何年たってもできないというお話、非常に頭が痛いのですけれども、平成16年から町長を先頭に私たちも交渉しているのですけれども、1回握手しますと、次にまた違う条件が出まして、なかなか次に進んでいけないというような事情がありまして、もうしばらく時間をいただきたいと思うのですが、それこそ、今議員がおっしゃった収用法の手続をとらなくても、前後の道路の改良ができればその地権者も協力してくれると私は考えておりますので、もうしばらく時間はいただきたいと思います。

それから、駐車禁止の関係につきましては、今課長が申し上げたとおり、秩父警察署と公安委員会でい

ろいろ詰めているところですので、もうしばらく時間をいただきまして、ご心配されている路上駐車、夏になると今以上に多分、近くの人気のある店がありますから、多くなるとは思いますけれども、昨年も町のほうからちょっと声をかけましたら、交通整理員を出して駐車をさせないような方法等、店側でとってくださっておりますので、ことしもまたそのような方法を町のほうからも要望させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 今、平参事にお答えいただきました状況ですけれども、他の土地の購入が済んでいないとか、そちらが済んでからならできるとかいうふうなことであるし、またそういうふうな状況になってくればできるのではないかというふうなことですけれども、なかなか地権者はしっかりした人のようで、平参事のような物わかりのいい人とまた違うかと思うので、その辺のところも踏まえて、せっかくの法律でありますので、ぜひ使っていただきたい。

でも、その前に、ほかのところというのは多分、石材店並びに茶店ですか、お茶屋さん等の関係の部分かと思っておりますけれども、そここのところは進んでいない。また、それが進んでいない、進めてもないのに、そこができてからで間に合うようなことを言っていますけれども、全然そちらに手をつけないでいて、そして踏切のほうもしない理由はないのです。実際にあそこでまだ事故は発生していませんけれども、非常に危険なのはだれもがわかることなのです。そういうふうな意味で、そんな建前ばかり言っているのではなくて、県土整備事務所は確かなかなか言いにくいかと思っておりますけれども、やはりその辺のところをしっかりと詰めていただきたいと思うし、場合によったら、議員の懇談会といいますか、秩父谷の議員が県の役人とか職員等と話し合う場がありますので、そういう場で、前もって事前に出すようによく言われますけれども、緊急質問でも何でもして、秩父県土事務所長に答えさせるとか県の土木部長に答えさせるとかいうふうなことも必要かと思うのです。実際、去年、永田県土部長に相談したら、どんどん収用法なんかかけたっていいのだと、必要なら、そういうふうな意味合いのお答えはいただいているのです。ぜひそういうふうなことで、県土の所長がかわったか、かわらないか知らないですけれども、何もしないでただ3年たったらかわっていくのではなくて、ぜひ3年間、腰を据えてやっていただきたいし、仕上げてもらいたい。だれがやってもいいから、とにかく仕上げてもらいたい、やり切ってもらいたいという思いがあるわけでありまして。ひとつお答えをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 新井議員にお答えいたします。

県土整備事務所に対して、言いにくいとかそういうことは全くございません。強く要望もしていますし、県の事業に対しても町は協力しております。

それから、私が物わかりがいいように聞こえますけれども、割にこれで頑固者なので、ここで答えしておきますけれども。

それから、新井議員がおっしゃった法的ステップは、収用法に入ってからステップを先ほど言っていたと思うのですけれども、それに入るまでのやっぱりステップというのがあるらしいのです、私も詳しくは聞いていませんけれども。だから、そこを今やっている最中ですから、もうしばらく時間を下さいというお話を申し上げているのと、県土整備事務所としては、この件は重要案件の一つと考えて、副所長が先頭になって、事務のほうの副所長だったですか、用地が絡みますので、が先頭になって交渉を一生懸命やっておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

ただ、新井議員がもっとスピーディーにということですから、また町のほうとしても、町長と私なり、県のほうへ行って、課長と、もっと早めてくれと、こういう願いはまたしてきます。ただ、自分のところのことではないので、なかなか歯がゆい部分もあるのですけれども、一生懸命しりのほうはたたかせていただいて、協力をしながら何とか早急に解決できるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

〔何事か言う人あり〕

○参事（平 健司君） 町長が答えればいいのですけれども、地権者がなかなかだめなので、踏切を逆に切って、プラットホームですか、プラットホームを切ってもいいよと鉄道のほうからは話しされまして、プラットホームを切って踏切を広げようかなという話も一時的にあったのですけれども、道路構造上からちょっとなかなか難しいだろうと、そういうことで、それは中止した経緯があります。そのかわりに、新井議員が踏切は危険だ、危険だと先ほどからおっしゃっているのですけれども、障害物探知機というの、何百メートル先だとか、そこで感知をしまして、障害物がここにいますよというのを電車のほうにですか、感知させるようなシステムをしてもらいまして、右折禁止だとかそういう解除の、なったような経緯がございますので、その辺もご承知をいただきたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 補足説明をさせていただきます。

先ほど平参事が最後に申し上げた、ホームを切って道を広げたいというのは私たちの提案でありました。素人の提案だというふうに、半分笑われて半分本気なのだというものでありましたが、鉄道のほうの社長は、5メートルでも10メートルでも、町の必要な部分だけ協力させていただきますというありがたいお言葉をいただいたわけでありまして。しかし、先ほど平参事のお話のように、構造上の問題があって、カーブの問題等々、それから道路の接続部分の不整合、そういうものがあって、ちょっと使用法も含めたことを、最後の手段がだめな場合にはということをして、しばらく様子を見ようということで、ホームを切ることについてはしばらく休止をし、先ほどの何かライトを当てるとか、そういうようなことで対応したいということになっておりまして、地元の人には非常にご迷惑をおかけしているわけですが、そういうふうには、鉄道としてはできるだけ協力をしますというお言葉をいただいて非常にありがたく思っておりますが、その対応については素人発想だったというようなことがあります。しかし、そこまで私たちも、地元の人たち、それから観光地長瀬としての大きなあそこの道路の重要性を考えれば、当然長瀬、上長瀬が一体化した観光エリアでなければいけないということから考えると、あの踏切を拡幅するということは大きなテーマでありますから、これからも県土整備をお願いして、しっかり頑張っていくようにお約束をしたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 前向きに取り組んでいただく姿勢はわかりました。でも、結局、要は結果が伴いますので、ぜひよろしくといいますか、平参事が先ほど物わかりがいいよと、私は頑固者だと、その頑固を大いに生かして秩父県土事務所を動かしていただきたいと思うので、よろしくお祈りいたします。

あと、ちょっと補足になりますけれども、上長瀬でちょうどあそこに国道上にアーチがかかっておりまして、非常に危険な状況というのが言われておりました。昨年の10月にやはり撤去または強力な補強をお願いいたしましたところ、いろいろ観光協会が関係機関等と協議したり何かを重ねまして、この5月に完全撤去がされましたので、一応報告とお礼をしておきたいと思っております。どうぞよろしくお祈りいたします。

ありがとうございました。

---

○議長（齊藤 實君） 次に、7番、大澤タキ江君の質問を許します。

大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、長瀨町観光協会について地域整備観光課長にお伺いいたします。長瀨町観光協会が法人化されて1年が経過いたしました。この間の観光協会の活動を町ではどのように評価しているのか伺います。1年間の検証をしていただきたいと思っております。

また、現在町が実施している観光関連事業について、今後どこまで観光協会に移行していくのか伺います。この区分がはっきりわかっておりません。桜の伐採ですとか、そういうものを町のほうにお話ししましたら、これは観光協会の事業だよとか、いろいろがちょっとごちゃ混ぜになっているような感じがいたしますので、どこまでが観光協会の仕事であるのかがはっきりいたしませんので、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大澤議員のご質問にお答えいたします。

長年の懸案でありました長瀨町観光協会が平成21年4月1日に法人化され、それまで役場内に置かれていました観光協会の事務局を遅滞なく引き継ぐ体制をいかに構築し、各種の事業や業務を支障なく実施できるかが一番の課題でありましたが、幸いにして新しい事務局の人材に恵まれ、初年度としては町の予想を上回る成果を上げていただいたと考えております。

具体的に申し上げますと、まず法人化に伴って、協会の事務所を観光案内所内に併設したことにより職員体制が強化され、観光案内業務が飛躍的に向上いたしました。これまで案内所における案内業務は職員1人で対応しておりましたので、接客時に電話がかかってくることも出ることができなかつたり、その逆もありました。現在では、人員はもちろん、電話回線もふえ、同時に3から4件の案内にも丁寧に対応できるようになり、観光客からも対応がすばらしいとお褒めの言葉やお礼状も多数いただいております。

また、平成20年度まで町が観光協会へ委託しておりました観光案内所運営業務、長瀨駅前モニュメント運営業務に加えて、平成21年度からは観光トイレ清掃業務、桜管理業務、観光ポスター作成業務を新たに委託するとともに、埼玉県緊急雇用創出基金事業並びにふるさと雇用再生基金事業を活用し、魅力ある観光基盤整備事業、外国人観光客調査事業、長瀨観光PR事業、長瀨観光振興支援事業などの新規事業についても委託するなど、長瀨観光に関するソフト面の事業の大部分を協会に担当していただき、観光関係業務の一元的な執行が可能となりました。このため、観光協会の法人化初年度としては総体的に期待を上回る成果を上げていただいたと考えております。

次に、町が実施している観光関連事業の移行につきましては、観光協会も法人化したばかりで、事務局の体制が完全に整っておられない部分も見受けられますので、できる限りの支援をしていこうというふうに考えております。将来的には、観光基盤整備などのハード面については町が、観光宣伝や情報提供などのソフト面については協会という役割分担をさせていただき、その都度協議をさせていただきながら、効率的で効果のある観光関連事業の移行が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今お答えいただいたのも、昨年3月議会の法人化に伴う説明と同じようなお答えをいただいたわけですが、そんな中で、町と観光協会はイコールパートナーとして共同していくのだというお答えもいただきました。その中に商工会という言葉が全く出てこなかったのですが、例えばボランティアでやっていただいておりますえんでんべえですとか商工会でやっていただいております花の里事業ですとか、こういうものの事務局が商工会にあるのです。こういうものはもう完全に観光協会のほうに移行してもよいのではないかなという思いがしている中で、ことしの秋ごろには観光協会もまた改めて立派な建物ができることになっておりますので、そのときにこういうものもまた移されるのかなという思いがしておりますけれども、そんな点は町としてはどのように考えているのか。

また、観光協会が3年間という、町のほうの期限を切って補助を出しますよというお話をしております中で、もうことしが2年目に入ってまいりました。あと来年度ということで、あつという間の3年間になってしまうわけですが、その中で、昨年の6月議会の中で町長も業者の一体化がおこなわれているというようなお答えをいただいております。そういった中で、観光業者、観光に携わる人たちの意識改革ですか、観光協会が法人化されたことによって、自分たちもこれから一生懸命観光協会を盛り立てて、自分たちが一生懸命これからやっていくのだというような機運が高まっているかどうか、そういった点を町のほうとしてどのように評価しているか、その点もお伺いしたいと思います。

それから、船玉まつりの実行委員会がこれからあるわけですが、そういった中で、またことし、今年度も8月15日に船玉まつりが開催されると思います。そのときに、この日だけは町の駐車料金が値段上がるのです。これは非常に、おいでいただくお客さんに対して私は失礼なことだなと思って、毎年思っているのですが、この点につきまして、町のほうで多分指導はしていただいていると思います。過去にも私も一般質問でさせていただいたこともございますので、これにつきまして、多分毎年指導はしていただいているのだと思いますけれども、もし今年度こういうようなことが行われるようなことになった場合、この指導は観光協会ですべていただけるのか、また町のほうですべていただくのか、こんなところもちょっとお聞きしてみたいと思います。

それから、ハード面は町で、ソフト面は観光協会というお話ですが、信号が見えないから、桜の木を切ってくださいというお話を役場にしたら、それは観光協会の仕事だからということで、今度は観光協会のほうに振られたということですが、観光協会も、少ない人数の中で、桜の木が、あそこが信号が見えないから、ちょっと行って切ってくれよと言われても、ちょっと体制的に動けないのではないかと私も本当に心配しているのです。実際、あそこは多分すぐ切らなかったのではないかと思いますけれども、お聞きしますと、町のほうではそういうことに対して、町のほうにお話すると、はい、すぐやりますというような体制がとれているというようなお話も伺っておりますので、この桜の管理については観光協会ですべてやるのだよということではなくて、町のほうにお話があったときには、そちらに振らないで即町のほうですべていただけたらありがたいなと思っています。そういった点からも、どこまでが観光協会ですべてやる仕事で、どこまでが町のほうの仕事なのかがわからないねというような町民の声も大分聞いておりますので、今いろいろ申し上げましたけれども、ちょっとまとまらない質問になりますけれども、再質問のお答えをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大澤議員の再質問にかかわります答弁をさせていただきます。

初めに、商工会さんですとかえんでんべえさんの活動の状況がわかりづらいというようなお話だったと思いますが、過日、長瀬町観光担当と商工会さんの観光部ですか、それと観光協会の打ち合わせを行わせていただきました。その中で、事業に協力していきましょうというような申し合わせができたことが1つと、具体的にえんでんべえの事業についてどうしましょうかというふうなお話が出まして、平成22年度中に商工会の事務局から観光協会へ移行していこうというような話が出ておりました。具体的には、観光協会が受け入れる時期については決めていくようになるかと思っておりますので、その辺はご了承していただきたいと思っております。

続きまして、観光協会への補助事業と、もう一つは観光協会が法人化されまして、会員の意識や機運が高まっているかのご質問ですけれども、先に会員さんの機運について話をさせていただきたいと思っておりますけれども、5月の中旬に観光協会の総会がありまして、その席に参加させていただきましたけれども、会員さんといろいろ話をさせていただくと、出席された会員さんには、いろいろご提案もありますし、積極的な意見も聞いておりますので、その辺は法人化されたことによりましてある程度そういう話が出ているのではないかというふうにごちらでも考えているところです。

観光協会への補助につきましては、現在、埼玉県の緊急雇用対策事業を活用させていただきまして、事業をお願いしながら人件費等に充てさせていただいている状況があります。この事業、期限は決められているのですけれども、決められている期間、補助の割合が10割全額出るといような有利な交付金となっておりますので、できるだけ活用して観光協会の基礎的な基盤が固められればというふうにご考えております。

あと、船玉まつりの際の駐車場につきまして、料金が当日高目の設定がされるというふうなご質問だったかと思っておりますけれども、船玉まつりにつきましては、例年実行委員会制をとらせていただいております。こういう中で、具体的に駐車場の話ができるかどうかわからないところもあるのですけれども、要望してあるのだというふうなことでご提案させていただくというふうな方法が1つと、もう一つは、観光協会が法人化されたことによりまして、ある程度要望ですとか苦情を協会ですとまとめるような方向に向いておりますので、そういう中で申し合わせができるのではないかというふうにご今のところ考えております。

それと、桜の木の維持管理についてですけれども、先ほどご説明させていただきましたとおり、幹線5号線、北桜通りですか、それと南桜通りほかの桜管理については観光協会をお願いしまして、肥料を上げるとか枝が折れたとか、そういう場合の処理をお願いしているところです。町に連絡があった場合にはというふうなお問い合わせですけれども、町が行くというふうな方法もありますけれども、現在は協会をお願いしている都合上、協会に頼むのがいいかなというふうにご考えます。ただ、人員がないということもありますので、連絡した内容ですとか現場の状況によりまして、安全確保する意味から早く対応したほうがいいというふうな場合には、改めて協会をお願いすることなく、町で対応することも必要ではないかというふうにご考えます。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 観光協会の会員さんの機運が大分高まってきているというお話をいただきました。

3年間という補助金が決められている中で、4年目にはしっかりとした観光協会をつくっていただかないと困るなという思いがしておりますけれども、そういった中で、埼玉県雇用創出、緊急雇用事業ですか、3年間いただけるというようなお話ですけれども、もしもこれがちょっと無理だなというようなときに、この補助事業、補助金がまた4年目にもらえるのかどうか、そういった非常に私たちも不安を持っております。観光協会応援団の一人として、何とかしっかりとした基礎をつくってもらって、本当に長瀨町の観光協会がすばらしい観光協会だと言えるようなものに、3年間では大変なのではないかと思っておりますけれども、やってほしいなと思っております。

そういった中で、北桜通り、南桜通りのお話が出ました。実は、桜の咲く前でしたから、3月でしたか、4月の初めでしたか、北桜通りのガードレールを観光客が来る前に何としても、汚いからボランティアで清掃しようというお話をする方がおまして、そういう方たちが一生懸命になってあのガードレールをきれいに掃除していただきました。そのときに、道路の枯れ枝がすごくいっぱい落ちていたのです。これも結局、私たちで何とかできればよかったのですけれども、とても女性だけの力では無理だなと思まして、観光協会のほうにお話をしました。観光協会も非常に、専務も気にしているところなのだよというお話で、お手伝いできることがあればやるから、一緒にやりましょうというわけだったのですけれども、やっぱり観光協会のほうはお忙しかったようで、できないまま桜の時期を迎え、また過ぎてしまいました。

今見ていただきますと、北桜通り、端っこに木の、車が乗りますので、自然ごみになってしまいますけれども、非常に汚れております。ああいったものも、できれば、本当、きょう、区長さんがいっぱいお見えになっているので、行政区のほうで本当はきれいにしていただけるとありがたいと思うのですけれども、それぞれ行政区の事情もあると思しますので、そういったところにやはり、観光協会が独立して観光協会に任せただけだからということではなくて、道路パトロールもやられているのしょうから、そういうところも観光シーズンになる前にしっかりと清掃なりをしていただけたらよかったなと思っております。来年度はぜひそんなことで、そういったことに向けて目を向けていただけたらと思っております。いろいろ細かいところに目を配りながら、観光客が気分よく訪れ、帰っていただけるような町にすることが長瀨町の観光にとっての一番の仕事だと思っておりますので、そういったことでぜひお願いをいたします。

それと、昨年3月に、皆さんからいろいろな意見が出た中で、組織としての管理体制と責任の所在が明確になるというお話もいただきました。また、その中に税金も納めてもらえるのだというお話もいただきました。そこで、こちらからまだまだ補助をしている状態ですので、法人になったからといって、これからすぐ法人税を払っていただけるような状況ではないのかなと思うのですけれども、そういったようなめどは立ってきているのか。

それから、今、観光協会の専務さんが事務局の中に入っているわけですけれども、これは募集をしたけれども、全然集まらなかったという、求人をしたけれども、希望者がいなかったということで、暫定的な措置として、専務さんがあの中、事務局をやって取り仕切っていらっしゃるのだと思っておりますけれども、いつまでもこのままの状態というわけにはいかないと思っております。そういった中で、観光協会と町との話し合いはできているのでしょうか。職員のフットワークが大変よくて、対応も本当によいというお話を町長はよくされますけれども、私も行くたびに本当にすばらしい事務局だなとつくづく思っております。非常に皆さん明るいし、てきぱきとしていて非常にいい印象をいただいているわけですけれども、しかし、いつまでもやはり専務さんがあそこに事務局として居座っているというの、やはり町民の目から見てもかし

いかなという思いもしております。そういった中で、こういったものに対して町と観光協会での話というのはされているのでしょうか。その点もお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大澤議員の再質問にお答えいたします。

法人になってから税金が払われているかどうかの内容があったかと思えますけれども、昨日、22年度の総会がございまして、その資料を参考にさせていただきますと、事務局費の中に租税公課という欄がありまして、17万9,000円の支払いがされております。

もう一点、事務局長が採用のときに、事務局長さんの採用期間の関係でよろしいでしょうか。採用の際の期間については、今順調に滑り出したところですので、いつまでというようなところはないのですけれども、そのようなお話はさせていただいているところです。ただ、今法人化されてちょうど1年終わったところで、これから軌道に乗せるには時間がかかるというようなことがありまして、その辺もご了解いただければというふうに考えます。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） なかなか、始まったばかりですので、軌道に乗せるまでというのは、能力も必要になってくるわけですので、どなたでもというわけにもいきませんので、今の状況で当分いくのかなと思えますけれども、やはりそういうこともこれから考えていながらやっていただくように、町としても指導していただけたらありがたいと思います。

それから、船玉まつりにつきましては、実行委員会でやるというのは、当然これは私たちも承知をしていることですが、実行委員会あくまでもお祭りのほうの実行委員会でありまして、駐車場ですかそういうものに対しての指導するとか、そういう立場には多分なっていないと思います。これはあくまでもやはり観光協会並びに役場のほうのお仕事かなと思いますので、こちらのほうも毎年言っていることなのですけれども、なかなか改められない。そういう状況の中で、確かに駐車場を持っていただける方の気持ちはわかります。1年に1度、それこそ書き入れどきで稼ぎ日のわけですから、これはわかるのですけれども、やはりそういうことがこれからの長瀬観光のイメージを悪くすることにもつながるわけですから、ここのところはしっかり自覚していただいて、その旨をそういった業者にお話をいただけるとありがたいなと思っております。そういうところで、これは回答は要りません。

ということで、いろいろお願いをしながら、2番目の岩根山つつじ園について、これも地域整備観光課長にお伺いいたします。岩根山つつじ園は私有地にあるため、その管理運営には町が介入することは難しいと思います。しかし、訪れた人々に不快感を与えるようなことが起これば、当然に町の観光にとって悪い結果となってはね返ってきます。今年度は特にたくさんのトラブルが生じたという話が聞こえてきましたが、対応策として町ではどのような行動をされたのか伺います。よろしくお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大澤議員のご質問にお答えいたします。

岩根山つつじ園につきましては、大澤議員のご指摘のとおり、園地が私有地となっているため、その所有者が自己の責任において管理運営を行っております。そのため、町が強く指導することは難しい状況にあります。

しかし、来園者のほとんどは町が園を管理運営しているものと思っており、苦情のほとんどが町や観光

協会に寄せられたことも事実でございます。町に苦情があった場合の対応でございますが、直ちに地権者と連絡をとり、苦情の内容を報告するとともに事実関係の調査を依頼し、必要があれば改善を要請するなどの対応をとってまいりましたが、改善されないまま閉園になってしまったという事案もあります。町としましては、今後も観光地長瀬のイメージを損なうような行為については、観光協会や関係者が連絡をとり、観光に来ていただいたお客様に喜んでお帰りいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 何か、どういったトラブルがあったという細かいお話をしていただけませんでしたので、具体的にどういったトラブルがあったのかなというように思っております。そんなところもぜひお聞かせいただくとありがたいなと思っておりますけれども。

そういった中で、実は私、きのう、葉原をずっと通ってみました。風布へ抜けてみました、寄居の風布です。そちらのほうへずっと抜けてみたのですけれども、それほど広い道ではなくてもしっかり舗装も、以前は舗装されていなかったもので、あれではちょっと通り抜けも大変だなと思ったのですけれども、昨日しっかり見てまいりましたら、きれいに舗装もされています。それとあと、辺地債を利用して、井戸の風布、その植平の道がたしか24年度には完成になるのだと思います。

そこで、いろいろ抜け道ができて、そこにたまってしまいうのではなくて、あっちにこっちに分散されると私はすごくいいのではないかと思うのです。あそこで立ちどまらなくても、通りながらずっと見られる場所もありますので。ですので、そういったことも、私も地元ですので、その場所もわかっていますので、そういったことも勘案しながら、町としては、そこまで行かなくても見える場所もありますよ、ビューポイントがありますよというようなものをマップにでも提示して、そうすれば中にわざわざ入らなくてもすばらしいものが見えるわけですから、そういった中で、植平の道と葉原の道、24年度に植平のほうで完成をした暁には、今度は葉原に抜ける道をぜひ町のほうで辺地債でも利用してつくっていただいて、そうしますと、葉原からずっと植平を抜けて千葉亭さんのほうに出られる道ができるわけですから、そういったような行動も起こしていただいて、国のほうにでも話していただいて、道をつくっていただくと非常にありがたいなと思うのですけれども、そういった構想を町のほうでお持ちなのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、具体的に、先ほど申し上げましたけれども、どのような苦情が多かったのかとか、そういったものもぜひお聞かせいただけたらありがたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大澤議員の再質問にお答えいたします。

初めに、岩根山つつじ園周辺の車の滞留がなく、周遊ができるような道路の予定がないかというようなご質問だと思います。今のところ、具体的に道路を開設するという計画はございません。ただ、ご提案いただいたように、車が周遊できるような道路があるということは岩根山周辺にとっても必要なことだと思いますので、費用もかかりますし、いろいろ検討させていただいて、補助金があるかどうかとか、どういう道路が必要なのかというふうなことをちょっと検討させていただければというふうに考えます。

2つ目の岩根山についての具体的な苦情の内容がどうであったかのご質問かと思っておりますけれども、こちらでお聞きしているのは何点かございまして、1つは入園料が高いのではないかというような内容ですとか、受付ですか、接客の対応が悪いというようなことも聞いておりますし、あと写真を撮る際の対応に

ついても何か話があったというふうにお伺いしております。先ほどもお話しさせていただいたとおり、苦情があった際には岩根山の関係者の方に内容はお伝えしているというような状況がありますので、できるるところとできないところがあると思いますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 内容を伝えても、その園主が改善を図らなかったということで理解してもよろしいのでしょうか。そういうことですね。はい、わかりました。

私も、地元民の一人として非常に恥ずかしいことだなと思うのです。今、オープンガーデンというのが非常にはやっています、各家庭でいろいろすてきな庭をいっぱいどこでもつくって、何かお聞きするところによりますと、横瀬あたりは何十軒、60軒といましたっけ、ちょっと忘れてしまいましたけれども、非常に自分のうちの庭がきれいだから、ぜひ見に来てくださいというような形で見せているところが、皆さんご承知でしょうけれども、たくさんあるのです。そういった中で、要するに山の中ですね、山の中の景観のいいところをお金を取って、それで見せるなんていうのはちょっと恥ずかしいことだなという思いがしています。昔は非常に私たちも自由に出入りができて、あそこに子供たちと行ってお昼を食べたり、歌を歌ったりということをさんざんしてまいりました中で、最近になって急にお金に執着し出したというのにちょっと非常に残念だなという思いがしているわけですが。

そういった中で、そういう周遊する道をいろいろ何本もつくりますと、その中であっちこっちに皆さん分散しますので、ぜひこれは私やってもらいたいと思うのですけれども、生活に必要な道路ですと、その地域地域で要望書を出してやるということになるわけですが、その要望書に沿って行政をお願いをして、その要望書の中でやっていただくわけですが、この植平から葉原へ抜ける道というのは、歩道は多分あるのだと思います。昔、過去にそういう計画がされたこともあるのですから。それが途中で切れてしまったということで、多分これはできて、あるのでは、平参事、知らないですか。植平から葉原へ抜ける道が過去、それを植平から葉原へ抜ける自動車道路をつくるという話があったのです。だから、これを観光に結びつけるためにぜひ私はやっていただきたいと思うのです。せっかく植平のほうにいい道ができて、なかなか、植平でまたおりにきてしまうというような状況になるわけですから、あその道を生かすためにも、ぜひこれはお願いをしておきます。

そういった中で、来年度もまたこういうような事態が生じるのであろうという思いの中で、事前によく地権者と協議をしながらやっていただけたらありがたいと思うのですけれども、そのような予定で町と観光協会はあるのかどうか、来年度開園前にしっかりと話し合いをしましょうというようなことが、話し合いができていくかどうか、そのところをもう一点お伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 大澤議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

一番最初に結論から申し上げますと、話し合いはまだできておりません。課長が答えたとおり、個人で経営しているものですから、大澤議員さんの中では、山の中にあるのにお金がどうのこうのというお話がありましたけれども、一応、経営している人は営業として経営していますので、ただ、料金設定だとか風致、景観に合う幕というのですか、をしているかどうかというのが問題であって、通常的に皆さんが納得できる費用は当然取ってしかるべきだと思うのです、維持管理に当然お金がかかるわけですから。ただ、その辺が若干逸脱しているから、その辺を観光協会、町、経営者、よく話し合いをさせてもらって、皆さ

んが納得できるような料金になればそれでよろしいかなということを思っています。

それから、葉原から植平へ抜ける道路、これにつきましては、当時計画があったのですけれども、地権者の同意が最優先で、地権者の承諾が得られなかったと、それが一番の問題だったわけですから、今果たしてその地権者がすぐ同意してくれるかどうかというのはちょっとわからない状況でございます。

それから、先ほど辺地債というお話が出ましたけれども、辺地債はもう風布では使えませんので、今計画してある5年分が最終的な辺地計画ということでお願いしたいと思います。人口がもう50人を切ったのかな、最低でも50人いないと辺地債の採用になりませんので、その辺ご承知おき願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ありがとうございます。来年またことしのような事態を生じないように、なるたけ早くから早急に対応策を講じていただければありがたいと思っております。

それから、植平から葉原へ抜ける道の話ですけれども、地権者というお話、これは私も承知をしております。ただ、その地権者がもう大分年をとりまして、時代が変わったと申しますか、そういった中でまた変わってきているのではないかと思います。植平の道路もできないでいたのが、その地権者が心変わりしたわけですから、そういった中で、地権者も高齢になって、今ちょっとというような状態でおりますので、多分変わっていると思いますので、ぜひ頭の中に入れていただいて、予算編成のときにでも少しずつでもやっていただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番目にいきたいと思います。広報への死亡欄掲載について総務課長にお伺いいたします。町広報への死亡欄の掲載については前向きに検討されているようですが、これにつきましては6月広報に掲載していただきました。ありがとうございます。何回も言ってお願いをしたわけですが、そういった中で6月から掲載していただいたことに敬意を表します。

死亡されたご遺族に対する意向調査は行っているのでしょうか。

また、そのご遺族の反応はいかがであるのかお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 町広報への死亡欄の掲載についてのご質問にお答えいたします。

死亡者情報の掲載は、平成17年7月号の広報紙からご家族などのプライバシーを考慮して休止しておりましたが、近隣の状況等も勘案した結果、「広報ながとろ」4月号で周知を図り、6月号から再開いたしました。

ご遺族の意向確認の方法につきましてはでございますが、4月1日以降、死亡届け出受け付けの際に記載に係る説明を記載した通知文及び返信用はがきをご遺族の方にお渡しし、または届け出者にご遺族の方に渡してもらうよう依頼しております。後日、掲載に同意するか否かを返信用はがきで回答いただき、ご遺族の同意の得られた方のみを掲載させていただくものでございます。

その反応でございますが、5月末時点での状況は、死亡届け付け時に通知文と返信用はがきを配布した方が20人、回答いただいた方が9人、そのうち掲載に同意された方が7人、同意されない方が2人となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ご遺族の方も余り関心がないのかなという思いがいたしましたけれども、私も6

月号を見てびっくりいたしました。6月号に載っておりましたのが、14名、4月に亡くなられて、それでその中で4名でしたね、たしか掲載されたのが。関心がないというか、5年間の空白期間があったということが皆さんが余り興味を示さなかった原因かなと思います。初回が14名中4名しかなかったから、これからよしましよということではなく、これからもこれは継続をしていただきたいと思います。

少子高齢化という話がありますけれども、本当に、私は死亡欄だけでいいなという思いがしていますけれども、前、10番議員でしたね、やはり両方載せてもらいたいというお話をされていましたが、その中で、やはりこの少子化の中で生まれる子供さんが少ない、そういった中で、どこどこに子供さんが生まれた、ああ、よかったなというような、みんな、そういううれしい知らせというのは非常に皆さんの欲するところだと思うのです。ぜひ、子供の誕生したことを町民一人一人が祝福するという意味からも、私はこういうこともぜひ必要なのではないかと考えております。

また、死亡につきましても、実は、個人名を申し上げていいのかどうかわかりませんが、昨年10月に日赤奉仕団委員長の梅沢シゲさんが亡くなられました。あの方も本当に、藍綬褒章までいただいた立派な方で、県でも非常に貢献をされた方、町でも当然そうですけれども、そういった方が、結局、そういう死亡欄の掲載がなかったものですから、意外と町民の方が知らないのです。最近になって、梅沢シゲさん、元気ですかというお話を2人お聞きしました。もう本当にびっくりしたのです。あれほどの方でも、やはり皆さん知らない方が大勢いらっしゃるということで。昨年10月に亡くなったのですよというお話をいたしましたら、ええっと皆さんびっくりしていましたが、やはりこういった人たちも、非常にいろいろの人と交流があったわけですから、多分聞かれた人も梅沢さんと交流があったのだと思います。お葬式に話がなかったか、それほどの関係でないこともあると思います。そういった中で、やはり、もしこういう広報に載せていただければ、ああ、この方が亡くなったのだ、残念だったね、寂しいねとか、そういうことも町民で共有できる部分もあると思うのです。それですので、ぜひこれは、今回少なかったからということではなくて、載せていただきたいと考えております。

ただいまの課長の答弁ですと、20人中9名しか回答がなかったという、これにつきまして、課長さん、どう思われますか。半分以下ですよ、回答しなかったという。手紙、はがきをちょっとポストに入れていただければいいことですので、なぜ半分の人が出さなかったのかなという思いがしていますけれども、これにつきましてどういった点が考えられるか、ちょっとこれをお聞かせいただければありがたいです。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 大澤議員の質問にお答えさせていただきます。

20人中9人の方が回答いただいて、残り11人が未回答ということで、どんなことが考えられるかというご質問だったかと思えます。確かに数は2分の1未満でございます。出されていない方の意向等はちょっと聞いておりませんので、はっきりした形ではございませんが、考えられる一つのものといえますと、やはり死亡等でご家族の方が忙しい時期にはがきとそれから通知文をお渡ししているということ、どこかにしまい忘れて回答できていないのかどうかというのも一つあるかと思えます。それから、面倒くさくて出さないでよそうとか、そういうことも考えられるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤夕キ江君。

○7番（大澤夕キ江君） 突然ということで取り込んでいるということもわかりますけれども、亡くなられてすぐ出すわけではなくて、1週間なり10日なり20日なり、そのあれはあるわけでしょうから、そういつ

た中で、余り関心がないというのですか、どうでもいいやというような方もいらっしゃるのでしょうか、多分。

いずれにいたしましても、だんだん継続をしていきますとこの徹底も図れると思いますので、今後もぜひ掲載していただいて、その推移を見守っていただきながら、余り少ないようでしたら、これは私が幾ら、私の周りの人たちが載せてほしい、ほしいと言っても、町民はそれほど思っていないということになりますから、結果が伴うわけですから、これに対して。それまでは何年か続けていただきたいと思っておりますので、そこのところを希望しておきながら、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（齊藤 實君） 次に、10番、渡辺強君の質問を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今、11時45分ですから、よく聞いてください。

まず初めに、行政組織の活性化について。町では、町民全体の奉仕者である職員に明るく生き生き働いてもらうような工夫をしているのかを伺います。

また、職員が組織について意見を述べる場や機構改革を提案する場を設けるなど、組織の活性化を図ってほしいが、その考えを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今2つの大別したご質問がありましたが、統括してお答えいたしますと、2つとも現実の問題として取り組んでおります。細かいことを申し上げますと、職員のあり方については、私も最初から、職員というのは住民に対する奉仕員なのだ、住民サービスマンなのですよという話をしています。わかってくれている人とわかってくれない人がいるなというのは非常に残念だというふうに思います。

そういう中で、住民の意向をいかに町政に反映させるかというのが、一番最前線にいる職員が肌で感じて、それを町に持ち帰り、いろんなところに発揮するということが大きなテーマであり、職員の責任だと思えます。その職員は、住民の方の血税をいただいて給与にしています。そして、その給与はまだ私は一般の住民の人たちの報酬よりも高いのではないかと、そういう思いをずっと持ち続けています。これは公務員が保護されているということの裏づけでもありますが、しかし、一生懸命働くという前提から考えれば、私は飛び抜けて高いとは思いません。ただ、国家公務員や県の職員から見れば高いというふうに考えておりまして、そういう中でお互いに努力をし合う、小さな町には小さな町の職員としての資質を磨く場所というのはいっぱいありますし、そういうものを発揮する努力をすることは職員に課せられた大きな使命だというふうに考えています。

いずれにしても、職員が一生懸命働くように工夫はしていただいております。そのために、課もふやしたり減らしたりというようなことをやって模索しておりますが、これもなかなか最善のものというのが見つかりません。このことについても職員にご迷惑をかけておりますが、そういう中で一生懸命働いていただきたい。資質の問題、先ほど申し上げましたように千差万別であります。そういう中で、すべて同じような状況のサービスができないことはまことに残念ですが、これはご容赦をいただきたい、そういうふ

うに思っております。

それから、職員の意見につきましては、年に1回、自己申告による報告というのを主幹以下の人たちが提出をすることになっておりまして、それを私は毎年見させていただいておりますが、長くなると画一化されたというか、余り変化がないな、新しいものをことしあたりから取り入れなければいけないな、そんな思いを持ったところであります。

いずれにしても、生き生きと働く、それは先ほどから何回も申し上げましたような、住民サービスの原点を忘れないでほしいという大きなテーマの中でやっております。それから、町の人口も多少減少傾向にありまして、職員の数もだんだん減らすような形の状況にならざるを得ないだろうということは皆さんもご理解いただけると思います。そういう中で、少数精鋭を強いられる、これも少子高齢化が進んでおります中で、福祉だとかそういうものについての仕事はどんどん国、県からおりてまいります。仕事の量が必ずしも減っているわけではない、いずれも調整をしながら、中で上手に職員の働き場所を活性化するための努力は私たちもしているつもりでございます。そういうことで、働きやすい環境をつくることと、それから皆さんのご意見を取り入れた町の活性化を図ること、そういうようなことをやっているところでございまして、これからも皆さんのご意見、ご指導をいただきながら私たちも頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

先ほどから何回も申し上げますように、そういう自覚を持つということが前提でありますから、これは職員に対しても常日ごろから申し上げているところでございます。それから、いろんな問題が、町民から私のところにも問題提起がございまして。そのときには、各職員にメールで担当の課長から送っていただいて、自覚をしていただくようにということは日常茶飯事やっているところでございます。以上、大別してお話を申し上げます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 最近の、今度の4月1日から長瀬町の職員は88人になりまして、聞くところによりますと、本当にごく最近、役場へ来たたら職員が見えないのだけれども、どうしたと思ったら、やめたと、3人やめたのです。ですから、88人の人員で精いっぱい、我々の全体の奉仕者として職員に働いてほしいし、また暗い顔をして不満をぶつけているような人もいるわけです。しかし、私は思うのには、何だかんだいって、町長がよく言う、役場職員の解雇権はないのだからということで首にできないというの、それは当たり前です、生活がありますから。

そういう中で生き生きして働くためには、やはりみんなが生き生きするのについては、例えば今度の人事異動で、1年、名前は言いませんけれども、広域から帰ってきた途端に教育委員会に行ったら、あら、今度は違うところへ行ってしまったと、こういうような人事異動というのは、我々見てからは、私も大倉電気へいて働いた中で大変いじめられました。労働組合の問題やら、労働条件などを言ったりして、ストもやったり、いろいろしましたけれども、その中でやっぱりそういう、自分たちの会社の社長なんかについてちゃんと文句を言う人は左遷されてしまうのです。

それで、私が言いたいのは、町長が、参事方式についていろいろ難点があると言ったら、議会の答弁でだれが言ったと言ったのですね。だれが言ったと言うということは、結局その人は表へ出られません。私はよく役場職員に意見を聞くと、必ず、こういう意見がありますけれども、では、あなたどんどん発表しなさいよ、そうすると、私が言ったって絶対に言わないでくれと言われるのです。そうすると、渡辺さん

に言うともう公表になってしまうと言うから。

この問題については、二、三年前、2年たつかな、長瀬町財政健全化委員会というのが出て、1年間かけて長瀬の町の財政問題について、いろんな区長さんやいろいろ代表の人たちが話ししてきていたのです。それで、こんな分厚くて、何をどうすればいいかということを書いて、小菅、東洋パーツの社長さんが会長で答申しました。そうしたら、意外と役場職員のことについては不満があるのです。なぜかという、いろんな意見を出して、町の全体の仕事としてやっているのだから、意見を出してほしいという意見が随分出たのです。後ろにもいっぱい財政健全化委員会の人が出て、そういう意見を出した人がいますけれども、皆さん、やはり役場職員が生き生きしてやるというのは、若い人なら特に、今、これから長瀬の、定年までいるとしても、いろんなことを知って、そして町の活性化のために頑張れるような人材をつくっていかなくてはならない。そのためには、町長、そういう人たちをどういうふうに育てるかということを考えて、人事異動をなるだけ3年ぐらいでして、いろんな部門を勉強してもらいたいですけれども、とりあえずこのことについて教えてください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 意見を言うことについては、私たちは拒むつもりは全くございませんし、聞く耳を持たないなんて言われたらとんでもないわけです。

ただ、議員に自分の不満を言って、それを議会や何かで取り上げられるということがいいのかどうかという問題があります。だから、それはだれですかと私が聞いたのは、答えを欲しくて言ったわけではありません。そういう制度がちゃんとできていて、自己申告でその意見を、町のほうに課長や主幹を通して意見が上へ上げられるようにできて、もうずっとやっています。その中で書けばいいではないですか。それを書かないで、外の人に話、議員に話せば議会のときに執行部をいじめられるから、それを見てそっと手ばたきをしていればいいやというような気持ちが私は間違っているということを申し上げたかったわけがあります。堂々と言ってきていただければ、私たちも聞く耳を持たないわけではありません。

そして、1年で異動したということは、今お話がありましたよね。それはそれなりの理由があります。言えない部分と言え部分があります。ですから、やっぱりそこに不適格者ということが、大きな私たちは異動の対象になります。職員でも1年で動かしたということは、そういう部分がある職員もいます。そういうことをご理解、それは私たちから見れば大きな目算違いだったというふうに言いたいわけですが、それは私たちの責任ですから、そういうことを皆さんに申し上げるつもりはありません。しかし、そこの職員がそこにおいて、適格者でないという判断ができれば、それは1年でも半年でも違うところに行っていたとすることが大切なことではないかというふうに思っております。異動させることがいいということではなくて、それは結果論でありますから、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は町長の答弁でいいと思うのですけれども、だけれども、私も議員をやっている、前の町長とかいろいろ聞いていると、職員が何を言うかという、時の町長に反するような意見、合わないような意見を言えば左遷されてしまうと、中央公民館にやられる、第二小にやられるというようなことを言う職員がいたのです。

だけれども、私が思うのに、やっぱりその人の職員の能力とか適材適所がありますから、それはいいのですけれども、やっぱりこれから町の職員を育てるというのは、いろんなところの部門において、10年も同じ場所にいられて、それで異動すると、違ったことを覚えていないから、移れないのです、職員が。そう

いう問題でも、ある程度の基準は設けてほしいのです。そうすることによって、町は、我々の大変な血税を給与として払っているわけですから、それを結局育てていくという姿勢も欲しいのです。

確かに民間は今、文句なんか言っていたらやめろです。そういう若い人たちは、今ひどい労働条件で長時間働いて大変な状況の中で、やはり育てることもしないとならないと思って、私は、町長が役場職員を減らせというのはどこの自治体でも言われています。今、人員を減らしてなるだけ効率、能率という時代ですから、確かに全部は間違いではないですけども、育てるといっても考えていかないと、首を切られないのだから、そういう人たちを育てるほかないではないですか、適材適所で。そうでしょう。だから、そういう意味で私はこの質問を出したのです。

そこでもう一度聞きますけれども、参事方式をやって、これは私は参事方式や課の分割、統合が悪いとは言っていないですけども、では、参事方式は最初3人いたですね。今2人です。2人でやるということも、参事方式についてはやはり分担で競争とかいろんな問題があるし、手当の問題もあるし、どういふふうに今参事方式を2人でやっていくことについて考えているのか。

あと、課の分割なのですけども、この間の3月議会で町民福祉課を町民課と健康福祉課に分割しまして、4課から5課になりました。そういう問題が出て、今町民課と健康福祉課が別々なのですけども、私は思っているのは、地域整備観光課で、やはり仕事の中身が土木と衛生から観光からみんなで、この地域整備観光課を2つに分けるという案も考えられるのではないかと思うのですけれども、この点について質問します。よろしく願います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今のことにつきましては、私たちも真剣に考えております。

その一つとして、観光協会を法人化して独立してやっていただくということが大きなテーマになりました。でも、100%、観光協会が全部やっていただくわけではなくて、町のほうでも観光地長瀬と言われていた大きなテーマをしょっているわけですから、それは3年間という補助の期限を切りましたのは、その中で一本立ちしてくださいというお話を申し上げて、それを努力目標にしてやっていただくということが一つのテーマとしてやりました。

地域整備観光課というのは、確かに皆さんの質問の中でも総務課長と地域整備観光課長が圧倒的に答弁が多いということはその裏返しでもあると思いますので、その辺もこれから、観光協会が2年目に入りまして、かなりの仕事についてはお任せできるような状況になって非常にうれしく思っておりますので、この辺についても、またことしの後半あたり、この地域整備観光課というものの名前については、どういふふうに方向性を持っていけばいいのかについては今年度後半の一つの私たちの大きな検討材料となると思いますので、またお知恵をおかりすることがあると思いますので、よろしく願い申し上げます。

〔答えていないんだけど〕と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） 何を。

〔「若い人を育てるために、いろんな種目を、定年までいるとしてね、その問題と参事方式」〕と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） 参事方式につきましては、事業担当と事務担当と2つに大別をしております。参事方式が、皆さんにいろんなご意見があります。それは、長瀬町はこういう状況で、財政が厳しい中で人件費をカットせざるを得なかったという部分がありまして、これは皆さんにご理解いただけたのではないかと、職員も我慢をしていただいております。

そういう中で、助役を置かないという条例をつくりました。これは、助役はしばらく置かないのだよという皆さんに対するメッセージであります。それで、参事にいわゆる副町長の職務の大部分を2人で分担してやっていただくということが私の基本的な考えで、これはお願いでございます。よく2人もやっていただいております、新井参事がおやめになり、今度、齊藤総務課長が参事になりました。これも非常によくやっていただいて、中をまとめていただいております、そういう状況で、例えば具体的に言えば、参事の手当が3,000円ということは、2人で6,000円ですから、年間で7万2,000円で助役の仕事をしていただくわけでありまして、助役を置けば700万円以上の年間の出費があるわけでありまして、お金のことだけではありませんが、そういうことから考えるとかなり合理化、効率化、いろんな意見があると思いますが、これはしばらく、私がお世話になっている間はこの制度は続けていきたいというふうに考えております。

それから、職員の……

〔「10年間いるとか、そういう職員の問題」と言う人あり〕

- 町長（大澤芳夫君） 意識の問題等は、これは本人のやる気がなければいかにもだめであります。100%の人間が、私たちの期待以上の働いていただけるというような職員でないことは議員もおわかりだと思います。そういう人ほど不満があります。これが大きな私たちにとっては重荷になっております、はっきり申し上げます。こういう人たちの処遇をどういうふうにしようかというのは、毎年その異動については苦慮しております。そういうこともぜひご理解をいただいて、ご協力をいただければありがたいと思います。
- 議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時04分

再開 午後1時00分

- 議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、渡辺強君。

- 10番（渡辺 強君） では、2番目の質問に入りたいと思います。

秩父鉄道との定期協議について。秩父鉄道は、秩父地域の交通、観光、産業、雇用など大きな影響力を持っています。長瀬町では、道路や観光客の誘致など、秩父鉄道と協力して進めなければならない事業がたくさんあることから、定期的な協議により事業を推進することが重要であると思いますが、その考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

- 議長（齊藤 實君） 町長。

- 町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

秩父鉄道と当町との定期的な協議は、平成4年6月10日に締結の長瀬町と秩父鉄道株式会社との連絡会議に関する覚書というのがありまして、これに基づきまして相互の事業円滑化を図るため、事業調整連絡会議を毎年1回開催し、平成18年まで17回続けてまいりました。この会議では、主に踏切事故防止対策、道路整備、その他、そして観光などの案件につきまして町と秩父鉄道双方の要望を協議してまいりましたが、協議が長年にわたり、新たな案件もなく、内容に変化がなくなってきたことや、個別案件につきましても、両者で連絡をとり合いながら担当課で協議を行っていることなどから、現在では休止状況にな

っております。しかしながら、道路整備や観光振興、公共交通、そして雇用などにおいても町と秩父鉄道のつながりは重要でありますので、今後も連絡を密にして町の発展につなげていきたいというふうを考えているところであります。

また、これとはほかに、秩父鉄道沿線の市町村で構成いたします秩父鉄道整備促進協議会というのがあります。これでは秩父鉄道の実施する利用促進や安全対策事業に対して支援を行っているところでございます。ちなみに、関係市町は、羽生市、行田市、熊谷市、寄居町、長瀬町、皆野町、秩父市、4市3町で行って、先日この会議を終了したところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問したいと思います。

私は、今度の一般質問についてはなぜ出したかといいますと、今、長瀬の現状におきましては、道路や観光や町の公衆トイレの問題など、いろいろ秩父鉄道に関係することがたくさんあるわけです。そこで、やはり定期的に話し合っていくということは大変重要だし、ましてや今、長瀬の観光協会が法人化、21年にしましたけれども、これは長瀬だけの問題ではないですけれども、進めなくてはならないと思います。

1つは、人口が減少して、長瀬町も7,821人、8,000台を切りまして、人口が減って少子化であります。高齢化です。そういう中で、秩父鉄道は石灰を取っている秩父鉄道の太平洋セメントの運搬を中止するというので、これから秩父鉄道に乗る人が、また製品を運ぶのも少なくなってくるのではないかと、大変危惧されております。そういう中で、先ほど3月議会の中で、秩父地域の大きな問題の、町の発展として、南桜通りの問題ですけれども、秩父鉄道の所有する道路であるため、町道認定はしていないと、しかし、長瀬駅と上長瀬駅の間の町民の生活道路、南桜通りの問題が、どうしてもこの町の発展については大事な観光の問題だと思っております。

そこで、もう一つは、1月、2月ごろになると臘梅で観光宣伝されまして、相当の人が長瀬を訪れているのです。しかし、やはり観光地域である特に宝登山参道と長瀬駅前問題は結局秩父鉄道と協力して進めなくてはならない、そういう問題もあります。また、公衆トイレでも相当の、17カ所、この前、昨年12月議会で長瀬の公衆トイレ17カ所、そこでのお金の町の持ち出しや県の補助の持ち出しとかいろいろで大変な金額がされております。しかし、きちんとそういう問題について話す場がないということで、県の指導や町の指導で公衆トイレの修理や新しい公衆トイレをつくっているわけですけれども、こういう問題についても、私は今まで、公衆トイレはできることはいいのですが、結局は我々の町民全体の税金が使われるということではやはりもっと公平にしてもらいたいと思うわけですけれども、何せ秩父鉄道が持っている用地がこの観光の問題としては大変な場所にあるわけで、そのために余り、歴代の町長は結局町の持ち出しでやってきた状態です。うちの町長は、そういう意味では、今までの町長と違って、革新的にいろいろ言っているということは私も認めます。しかし、やっぱり具体的に、年に1回やっていけばいいというのではなくて、やはり部門できちんと鉄道さんに声を出していく必要があると思うのです。

町の実情といいましても、税収が前年度より、税収入が8,000万近いお金が前より、決算では低くなっているような状況の中では、やはり企業が栄えているだけではだめで、企業が栄えて町が減るのではなくて、企業がいろいろ、秩父鉄道が両方発展させることを考えていかななくてはならないと思います。そういう意味で、具体的にもっと進める必要があると思うのですけれども、そういう点でもう一度答えていただきたいと思っております。

具体的には、南桜通りについては町の所有ではなくて秩父鉄道の所有でありますから、結局はちょっとの修繕ぐらいで済んでいる。具体的には、この問題については、一町長が、一町が言ってもだめだということではなくて、いろいろ国や県の手もかりて進めなくてはならないのではないかと思うのですけれども、そういうことを含めて再度質問します。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） いろいろなお質問があったようでありまして、整理ができるかどうかわかりませんが、最初、南桜通りの問題につきましては、秩父鉄道の用地を、形としては道路、軌道敷だという話であります、それを使っているわけでありまして。この桜並木も高齢化が進みまして、90年を過ぎているという話でありまして、この辺につきましても鉄道との話し合いは行いました。鉄道は基本的には、町で買い上げていただけるのなら、いつでもお答えはイエスというお話をいただきましたが、町のほうにもいろんな条件がございまして、優先的には学校の耐震工事、それから大規模改修等々がありましたために、そのことにつきましてはまだ手がついておりませんが、大規模改修も今度、きょう、中学の工事につきましてご提案を申し上げました。これがお認めいただければ、あとは第一小学校の体育館と第二小学校の校舎ということになりますので、中学のほうの形がつき始めれば、将来的には来年の夏休みごろで全部の工事が完了するのではないかというふうを考えて、前向きに進んでいきたいというふう考えておりますので、南桜通りにつきましても皆様のご意見をいただき、これは検討委員会みたいなものを立ち上げてご意見をいただいて、どういうふうに道路にした場合の考え方の基本というのを持っていくかについては、ことしの末か来年の初めごろまでに立ち上げていきたいというふう考えております。

それから、観光で連携をとっておるとということにつきましても、観光協会にもお力をいただいております、今度、宝登山の奥宮の下に県造林を伐採した後に臘梅を植えなさいという、県のこれは基本的なお話をいただき、ことしの10月に臘梅を植えることになっておりますが、このことにつきましても、鉄道ではいろいろお考えをいただいておりますご支援をいただくというようなことを考えていただいているという話を社長の発言のニュアンスの中にかき取ったわけでありまして、またこれは議会が終了次第、平参事、それから担当の課長と一緒に鉄道にごあいさつに行き、この計画についてご報告を申し上げておきたいというふう考えております。

個々の案件につきましては、即刻、鉄道との電話連絡等々があり、こちらからお伺いしようと思っております、鉄道のほうから来てくれるというようなことが頻りにありまして、実はこの間も5月の自動車税の収納につきましても、540万円という大金を社長みずからお持ちをいただいたというようなことがあって、まことにありがたく、感謝を申し上げているところであります。

それから、トイレのお話もありましたが、トイレのことにつきましても、駅の近くにトイレをつくるということにつきましては、鉄道の用地をお借りして、鉄道の財政的な問題もありますので、町の観光行政の一端としてトイレをつくったわけでありまして、多分、前の人、その前の人もそういうお考えでこの仕事を始めてやっていただいたのだというふう考えているところでございます。今度、長瀬駅のトイレにつきましても改修の予算を計上したところでありまして、皆さんが便利で清潔なトイレを観光客がご利用いただけるように頑張っていきたいというふう考えているところであります。

それから、植栽につきましても、例えば権田山、野土山等々につきましても鉄道の用地がかなりありまして、そういう土地を無償でお貸しをいただき、そこに植栽をする。言ってみれば、長瀬町と秩父鉄道は運命共同体というようなことを申し上げて、全くそのとおりだと、お互いにできる協力はやりましょうと

いう信頼関係の上に立っている色々な事業を進めているところでもあります。

少子高齢化ということで、乗降客が年々減少傾向にあるようではありますが、それとセメントの輸送が皆無になるということで、この辺につきましても億の単位の減少だというお話をこの間聞きました。それをいかにクリアするかということは、観光客の誘致ということに尽きるのではないかなと思いますが、この辺につきましてもいろんなことを考え、東上線、それから西武線の乗り入れ等々も含めたことについての案件も検討を始めたところでございます。具体的になれば、また皆さんにご相談を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今、定住自立圏構想ということで、いろんな部門で秩父市との協定を結ぶことが進んでいるわけですけれども、私が思うには、秩父鉄道は本当に今まで、秩父鉄道に勤めていてこの町に住んでいる人がかなりいるわけです。やっぱり、企業が栄えれば我々人口もふえるし、いろいろ生活も豊かになるわけですけれども、今考えられるのは、太平洋セメントが撤退ということで石灰を運ばないとなると、今度、今の問題としては、秩父鉄道の第三セクターとか、もうやっていけないというような問題が出てくる可能性もあるわけです。そういうためにも、やはり鉄道さんにはいろいろ助言していただいて、そして人口減、そして高齢化の秩父地域をやっぱり守っていくためには、秩父鉄道がうまく回転していかななくてはならないと思うのです。ですから、年1回やっているとかいろいろ言っていますけれども、もう少し何かうまい、広域で考えられることができないかと思っているわけですけれども、今後の問題としてこういう問題についてどう思っているか、町長、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） そのことにつきましては、先ほど一番最後に、最初の答弁で申し上げましたように、秩父鉄道沿線の市町村で構成する秩父鉄道整備促進協議会、4市3町、羽生、行田、熊谷、寄居、長瀬、皆野、秩父、これで沿線の市町村で構成をし、列車を新しくするとか路線の組みかえを新しくするとか、そういうようなときに応分の負担をしているところでございまして、この間、熊谷の会場で会議がございまして、ずっと熊谷の市長の富岡さんに会長をやっていただき、私は副会長をやらせていただいております。会議をやってまいりました。これも具体的には、そんなに特別資金を援助するというにはなりません。年間で500万円から1,000万円程度の予算を組んで、その中から鉄道の必要なものについて負担をしていこうということで予算を組んでやっているところであります。そのほかにもいろんなことがあると思いますが、主体的には、そういう市町村の連携としては今申し上げたことが主な組織の一つでございます。

---

○議長（齊藤 實君） 次に、2番、村田正弘君の質問を許します。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 質問をいたします。

1番目に、行政改革についてお伺いをいたします。総務課長。当町では、行政改革大綱実施計画を策定し、行政改革に取り組んでいますが、3月議会において、実施計画75項目中、着手が20項目で26.7%と説

明がありました。この26.7は、着手はしたけれども、まだ進むところですよというふうに私は解釈をしています。それで、この項目の中で実施が不可能な、うまくいかないのではないかとこの項目があるのかお伺いをいたします。

なぜこんなことを聞くかという、この計画の終了年度がもう近づいて、22年度で終わりになるわけです。それで、4分の1が余り進んでいないよということは、100%できないのではないかとこの懸念があるわけです。その辺でお伺いをいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 行政改革についてのご質問にお答えさせていただきます。

行政改革実施計画の現在の進捗状況でございますが、75項目中、未実施がゼロ項目、着手が16項目、実施済みが59項目、実施率にいたしまして78.7%となっております。行政改革は平成18年度から平成22年度までの5カ年となっておりますので、先ほど言われたように今年度末で終了いたします。そのため、今年度末までに実施に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

ご質問の今年度中の実施が不可能と思われる項目でございますが、現在のところ4項目について実施が難しいと思われる項目がございます。その項目でございますが、防犯灯の球切れ交換、給食センター民間委託の検討、吊電の廃止の検討、広告入りコミュニティ掲示板の作成でございます。

初めに、防犯灯の球切れ交換についてでございますが、こちらの事業は電球の球切れについて地元住民の方々に交換をお願いできないかと考えて項目に上げておりますが、防犯灯が電柱の高所に取りつけてあること、電球の交換には十分な装備、つまり漏電防止の装備を整えたりした上で取りかえを行うことが必要であると指導を受けております。また、球切れだけでなく、防犯灯の中にある安定器などの機器が故障しているときには、専門の資格を持った方でなければ修繕することができません。このように、危険であるし、道具もないこと、さらには資格を持った人でないと対応できないこともあることから、避けたほうがよい、外したほうがよい趣旨から実施不可能と区分させていただいております。

次に、給食センター民間委託の検討についてでございますが、民間委託が現状では難しいと伺っております。

次に、吊電の廃止の検討でございますが、総務課内で廃止に向けた検討を行っておりますが、亡くなられたご遺族に対して町からの誠意を示すことの必要性や土地柄などを考慮した上で引き続き実施していくことが望ましいと考えております。

次に、広告入りコミュニティ掲示板の作成でございますが、掲示板の設置は、長瀬町コミュニティ協議会が作成し、地元行政区で管理いただいております。このような状況から、町の所有物でないコミュニティ掲示板に広告を掲載し、町が広告料をいただくことは難しいのではないかと考えております。

なお、現在着手の事業、16事業のうち実施不可能と見込んでおります5事業、これにつきましては、給食センター民間委託の検討が2カ所に位置づけられておりますので、5事業となっておりますが、それを除いた11事業の現在の取り組みの状況でございます。1つ目の審議会、委員会等の公開の実施につきましては、現在公開基準を策定いたしましたので、法令に基づき、公開できる会議等につきましては公開してまいりたいと考えております。

2つ目の行政評価システムの評価研究につきましては、現在各市町村の導入状況を調査しております。近隣においては、秩父市と横瀬町で行われております。これらを踏まえて、22年度が行革最後の年でありますので、導入に向け検討し、総合振興計画の見直しまでには導入したいと考えております。

3つ目の一部事務組合の要請につきましては、一過性のものではなく、継続的に進めていかななくてはならない事柄でありますので、各種一部事務組合等の会議において現在も引き続き負担金の見直しの要望を進めているところでございます。

4つ目の町特別会計への繰出金についてであります。こちらについても一過性のことではなく、継続的に進めていかななくてはならない事柄でありますので、今後とも繰出金の抑制に努めてまいります。

5つ目の町勢要覧の見直しについてでございますが、担当において作成しない方向で検討しているところでございます。

6つ目の刊行物販売促進につきましては、現在教育委員会において「持田鹿之助日記 第8集」を1冊500円で販売してございますが、現時点で完売していない状況でございます。そのため、引き続き販売していくものでございます。

7つ目の公共施設等の有料広告掲示等についての検討についてでございますが、ホームページのバナー広告などについて、今年度中の実施に向け検討しているところでございます。

8つ目の各種団体の事務移管の統一基準の策定でございますが、こちらについては、役場内においてさまざまな団体の事務局を持っております統一基準の策定に向け、検討を開始しております。

9つ目の職員提案制度の充実につきましては、現在も随時で職員の提案制度を実施しております。今後よりよい制度を充実させるために、現在においても調査研究を行っているところでございます。

10個目の目標による管理するシステムの研究と11個目の勤務評定自己申告制度の充実につきましては、来年度実施に向けて研究しているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） いろいろ、幾つもお丁寧なお答えをいただきありがとうございます。

それで、最初に言われた4項目、これはどうも不可能ではないかということなのですが、防犯灯の球切れ交換については、特殊な技術というか資格、その云々ということをおっしゃっていましたが、2つ目に言われた給食の民間委託というお話がありましたけれども、これも何でだめなのか、その辺をよく研究してお答えをいただくと非常にいいのです。

それから、弔電の廃止ということですが、これは人の生き死にで、一生に1回しかないことだから、お金もそんなにかからないでしょうから、やめるのもどうかと思うのですが、一番、差し当たり、これから、今、政権がかわって子ども手当の振り方が変わってきて、給食にお金が回ってくるのかなということも推測はされるわけですが、民間委託ということをやればそれなりに民間の人の働くところができるとか、町の人が働くとは決まっていなんでしょうけれども、そこら辺はなぜできないのだということをよく勉強してもらって、我々にも教えていただいて、ぜひ、この4つできませんよということを1つでも減らすということ、それを何とか考えていただけないのかなというふうに思います。

それから、ほかに数多くのことをおっしゃっていただきましたけれども、その辺は可能なことかなというふうなことで、それで、これはぜひご努力をお願いしたいというふうに思いますが、あえて再質問で申し上げる、給食の民間委託ということを検討してどうなのかということをご説明ください。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、村田議員の再質問にお答え申し上げます。

給食センターの民間委託、なぜできないのかということでございますが、当初予算の際に説明させてい

ただいたと思うのですが、業務の民間委託につきましては、すべてを委託することを視野に入れ、一部の委託をしておりました。しかしながら、昨年度問題になりました偽装請負問題にその雇用形態が抵触するというご指摘を受けまして、そこで一部委託をしていたものを中止せざるを得ない経緯に至りました。それは、繰り返し申し上げますが、全部委託するか、直接雇用にかきかえてしまうかの選択に迫られたわけですね。もちろん直接雇用のほうに選択したわけですが、民間委託の場合には一気にすべてを委託しないと実現できない、実現のためには現状いる町職で採用しております職員の対応問題をクリアしなければならないという壁が一つございます。他市町の事例では職場の異動等で対応しているということも伺っておりますが、当町におきましては技術職での職場に限られていることから、かなり難しい状況になっているということです。

ただ、平成15年から私も教育委員会に着任しましたが、その当時から、給食センターにおきましては、施設整備の面では大変充実してまいりましたので、委託する条件は、業務委託をできる条件は整えつつ、今後も大きな意味での民間委託を視野に入れた検討は続けていきたいのですが、少なからずも今年度それが実現できるということは不可能でございます。そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今聞いていますと、答弁の中で人の話が出てきました。人の話が出てくると、一回雇った人を、町の職員として雇った人をやめてもらうわけにはいきませんという、この制度が邪魔しているというふうにも聞き取れます。ですから、その人たちが要するに、先ほどお話があった、一つの一部事務組合の出し金の話がちょっとありましたけれども、こいつと同じで、将来その人が定年になってからもらうであろう年金、こういうものに関係してくるわけです。それで、その人に、例えば委託をしたときに民間の人に人を引き取ってもらってというだけでは解決できないというようなニュアンスが聞こえてくるわけです。

ですから、この辺を、それは法的にできないということでしょうけれども、その中には町でやっている退職金の上積みとか、そういうことはやっているわけですから、制度はまるっきりないわけではないので、その辺のことをよくお考え願えれば、ただし、ランニングコストがどっちがどうなのだという計算はしてもらわないとだめですけども、民間委託したら逆に高くなったなんて話だとこれは困るのですが、そこら辺をもう一回、そのお考えが、どういうふうに振ったらいいのかということをお考えなのかどうか、これは教育委員会より町のトップであります町長の考え方を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今、学校給食の職員は3名いるというふうには伺っておりますが、非常によく頑張ってやっていただいておりますが、食の安心、安全を守るということから考えますと、食材を含め衛生問題等々についても頑張ってやっていただいております。ある意味では子供の安心が保てていけるというふうな安心感を私たちは持っているわけでございます。そういうことから考えまして、先ほど次長が答弁されましたように、しばらくの間これを様子を見ながら、民間委託をした場合の損益についても当然考えていかなければいけない、先ほど議員がおっしゃったもろもろの問題についても私たちが考えているわけでございますが、総合的に結論を出すということにつきましてはもうしばらく時間をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） わかりました。いずれにしても、残り少ない時間ですので、ほかの項目についてご努力を願いたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

次に、教育内容の変更と教育委員会の関係について教育長にお伺いをいたします。今、新聞等による報道によりますと、小中学校の教育の時間がふえるというふうなことが言われています。そんな中で、時間数がふえてきて、今までの土曜日は休みだよということをやっていると、それをどこで吸収するのかというふうな問題が一つあると思います。

それから2つ目には、教育委員会と教育長の役割というか、教育長さんは教育委員の中から出ているということでございまして、教育長というのはまた別建てにいます。ですから、どっちがどうという言い方はおかしいのですけれども、教育委員会が上で、教育長さんはその中の事務方かなという解釈でいいのでしょうか。何か聞くところによりますと、項目によっては教育長さんの判断ではできないものもあるというようなことをお聞きいたしました。その辺のことをご説明願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまの村田議員さんのご質問にお答えいたします。

小中学校の教育内容が変更になるというお話でございますが、実は平成18年に教育基本法が改正されました。それに伴いまして関連法案が改正されまして、平成20年の3月に学習指導要領というのが改正になりました。新学習指導要領という言い方をする場合もありますのですけれども、その中で授業時数がふえるということになっております。

小学校で申しますと、平成20年度、以前の学習指導要領でいいますと、4年生から6年生までは945時間、1、2年生は、1年生が782、2年生が840、3年生が910というふうに基準があったわけですが、これがふえます。1、2年生は、各種、毎週の授業時数にして2こま、2時間ふえるということになります。3年生から6年生までは1こまふえます。現在、6年生ですと、1週間で27こまの授業をしていたわけですが、21年度から少しずつふえておりまして、22年度、今年度は28こまの既に変更になっております。ですから、授業時数が現実にふえております。中学校につきましては、24年度からの実施になりますので、24年度から中学生は28こまから29こまにこま数をふやさないと規定の授業時数が確保できないという状況になっております。ですから、小学校では既に、3、4、5、6年生につきましては1こま増、そして来年度、さらに1、2年生は1こま増、その次の24年度で中学生が1こま増というふうに順次増加する方向になっております。

そのこま数をふやすのは、中学生でいいますと今28こま、つまり5日間の授業で毎日6時間やりますと30こまとれるわけですが、5時間の日が2日間ございます。その2日間のうちの1つを6時間にして29こまというふうに予定をしております。小学校のほうも既に28こまということは、今まで週3日、5時間の授業があったのが週2日、5時間というふうな形で既に実施されております。これが授業時数の変更にかかわるものでございます。これに関連しまして、東京都教育委員会のほうで意見、通達が出ましたので、その辺もお耳に入っているのかなというふうに思います。

それから、2つ目の教育委員会と教育長と教育委員長と、この辺が非常に混乱してわかりにくい部分があるのですが、こんなふうにお考えいただければというふうに思います。教育委員会というのは、5名の教育委員から成る合議制の組織でございます。その5名の中に教育委員長がおります。そして、教育長も教育委員の中の1名で、教育委員長を除いた中から教育長が選ばれております。教育委員長が教育委員会

を主宰して、さまざまな会議を開いたり決定事項等をしていただいております。そういった教育委員会で決定したことを受けて、その実務を担当するのが教育長でございます。ですから、教育委員会の決定を受けて、その仕事をさせてもらっていますのが教育長というふうにご理解いただければというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 再質問いたします。

ただいま聞きまして、1週間に1時間ぐらいふえていってというふうなお話で、何とか解決できるのではないかというようなニュアンスのお答えがありましたけれども、これは時間数の話であって、内容が相当変わってくるのだというふうに聞き及んでいるわけです。例えば円周率は3でいいのが3.14になるとか、あるいは台形の面積の求め方はやるのだとかやらないのだとか、分数の割り算はいいだとかなんとか、いろいろなことがあるわけですが、やはりそういう基本的な教育をきちんとやっていかないと、これから将来、日本が何で生計を立てていくのかということを考えるときに、日本は持っている資源がほとんど皆無に近いというのは皆さんご承知のとおりだと思います。そうすると、日本、1億人の人間が何人に少なくなるかはわかりませんが、日本国の存続をさせるためには、頭で物を考え、知恵で飯を食うというふうな考え方がないと、これからこの国が大変になるのではないかとこのように私は思います。しからば、教育というのは非常に基本的なことをやって覚えて、それが実践に使えるようにするということが非常に大切だということに私は思っています。ですから、あえてこういう質問をさせていただいているわけです。

過日、学校の校長先生と話をさせていただく機会があって、ちょっと話をしましたら、中学校の校長先生だったですけれども、非常に中学校は今落ちついて、みんな成績も非常によろしいというふうなことをおっしゃっていましたが、いいときには問題がないわけですが、そのいいときをいかに持続させて将来につなげていくか、あるいは、学校だけ出るのがいいわけではないですけれども、いかに高等学校あるいは大学に行って知恵を学び、知恵というか、知識を習得して、そして知恵も加えて、将来の、国全体の話というか、ひいては町がよくなる話になるわけです。高額の所得者が出てくるとか、あるいは国会議員の先生が出るとか、そういう立派な方がいろいろ生まれてくるためには一番最初は教育であるということですから、そこら辺の考え方から伺っているわけなので、中学の今非常に生徒が落ちついていて、よろしい、こういうことをいかに継続させていくかということのお考えは、教育長に伺うよりは教育委員会の委員長に聞いたほうがいいかもしれませんが、委員長は本日はおりませんので、教育長に伺っておきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 再質問にお答えしたいと思いますが、つかみどころがなかなか難しいところなのですが、ただいま議員さんのほうからも現在の中学校の状態がいいというお話をいただきました。子供たちの生活ぶりを見ていきますと、非常に地域の方々に支えられながら、多くのボランティアの方たち等に、やはりそういった働きかけも大きな原因もあろうかとは思いますが、子供たちの生活の様子、非常に落ちついて、あいさつはよくできるという話をあちこちでいただきます。私の同級生も時々話しすることがあるのですが、よそへ行っても、こちらがすればしてくれるのだけれども、長瀬の子は違よねという話をしてくれました。自分からあいさつをしてくれるのだという話をして、非常に感心しておりました。それも、今までの長い積み重ねの中でそういった成果が上がってきたのではな

いかなというふうを考えております。

いいときこそ、やはり校長が考えているのは、いいときに何をやっておこうかという、いいと気があれば必ずその裏返しのことでも予想しながら、そこに備えて子供たちを指導していく、そういったものが必要だろうというふうを考えております。その点は今でも校長とも時々話をしておりますけれども、今何をやっておこうか、次に何を備えようか、先を見ながら、中学校のほうでも子供たちに目標を与えながら指導しております。

今、中学校の様子の中で、多分皆さんには目にとまらないわけなのですがすけれども、すばらしいなと思うことが1つありますので、紹介したいと思います。火曜日の朝に全校朝会を中学校はやっております。全校朝会のときに集合するのに、大体の学校ですと、チャイムが鳴ってからばらばら入ってくる生徒が必ずいるものです。あるいは、集まってもおしゃべりがやまないというのが多いのが実情です。ところが、長瀬中は、集合時間の前に既に生徒が全部集まって、黙ってきちんと座って開始を待っている、待っていられるというのでしょうか、そういう状態になっております。これは一つの学校生活のバロメーターになるかと思うのですが、そういう状態がとれるということは、非常に全体が落ちついていて、当然成果も上がっているというふうを考えております。ですから、こういった状態を長く続けながら、町の人たちにも愛される中学生、そして実力も備えた中学生であってほしいな、そんなことをいつも願っております。現在の長瀬中学校の教育体制、非常に充実しておりますので、これがさらに発展することを期待しながら支援していきたいな、そういうふうを考えております。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今教育長からいろいろお答えがありましたけれども、非常に今落ちついておって、よそと比較すると非常にいいというふうなお話でありました。非常に結構なことだと思います。

それで、今、要するに教育はどうなっていくのよというお話の中で、親の所得によって子供の教育レベルが変わっていくということがよく言われています。親の所得が多い人は立派な教育を受けられるのだが、親の所得の少ない人はちょっと立派な教育というか、なかなか受けにくいというような状態になっているのが昨今だと思います。そこら辺で、長瀬町として、奨学金とかそういうものを、多少あるわけですが、この辺の充実ということのお考えは町長お持ちなののでしょうか、お答えを願います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、非常に所得の格差というのが大きくなったというお話の中の教育に問題が波及するのではないかということだと思いますが、まさにそのとおりだと思います。町のほうも非常に一時大変な財政状況の中で、奨学金のことにつきましても減額をしまいいりました。これは最低の線にまで落ち込んでいるなというふうに思っております。まだ具体的なそのことについて相談を教育委員会と申し上げているわけではございませんが、これ以上上げることはできない、下げることができなければそのままがいいのかというご指摘だと思います。重く受けとめさせていただいて、来年度に向けて、その辺について増額はできるかどうか。

先ほどだれかの人の、渡辺さんか、のときに、耐震の工事がうまくいけば来年度末あたりで終わりになるだろうと、そういう思いを持って、財政的にも基金の残高が多少ふえつつあります。私は一番心配したのは、学校の耐震と大規模改修が終わったときに基金がほとんど1億円ぐらいしかないだろうと、そういう思いを持って緊張してきたわけですが、その逆になっている、5億円を超えるような状況が目前に迫っております。そういうことから考えますと、やはり人の教育につきまして、やはり基本的な考

え方の方向転換というのは大切なことだろうと、今ご指摘のとおりだというふうに私も考えておりますので、これは来年度に向けての一つの検討課題として、金額をどういうふうにしたらいいのか、それからその対象になる人間、それから必要と思われる人たちの応募に対してどういうふうにかたえるかということについて真剣に検討してまいりたいと考えております。教育委員会が主体でございますが、私たちからもいろいろな意見を言わせていただいて結論を出していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 前向きなお答えをいただいてありがとうございました。ぜひ、お金は有効に使ってやらないとかわいそうなのです。ただ銀行に預けておいて貯金だけしておいたのではかわいそうなので、お金が有効にうれしい顔で働けるようにご努力を願いたいと思います。

3番目に移ります。3番目は、先ほど来観光協会の云々というふうなお話を聞いてきましたけれども、観光案内所が今あるわけです。平成22年度予算に観光案内所というか、観光協会の事務所の建設費用が計上されていますが、建設の規模、いつごろやっていつできるのか、それからまた現在の案内所をどう活用するのか、この2点を地域整備観光課長に伺います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

本年度建設を予定しております観光案内所につきましては、去る5月26日に建築設計業務委託の指名競争入札が執行され、6月1日に業務に係る委託契約の締結がなされたところです。設計に要する期間は、8月末までの3カ月を見込んでおります。このため、詳細な設計についてはまだ始まっていない段階にあります。今後、現場の状況等により若干の見直しが予想されますが、埼玉県観光資源魅力アップ事業補助金申請時における予定規模は、木造2階建て、1階が約20坪、2階が約10坪で申請を行っております。参考までに申し上げますと、現在の観光案内所は木造平家建て、延べ面積が約8坪でございます。

次に、現在の観光案内所についてのご質問ですが、地権者であります秩父鉄道と協議した結果、秩父鉄道より、長瀬駅前広場を有効的に活用を図りたいとの観点から、更地にして返してほしい旨の回答をいただいております。建物は、施設の移築や取り壊した後の資材の保管などが考えられます。これらは解体に係る費用がかさむことなどが予想されることから、町といたしましては現在の観光案内所は取り壊すことを予定しております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 大きさとかこれからの予定についてはまだはっきりしないということですが、大きさはこのくらいということはわかりました。

現在の案内所は取り壊してというお話ですが、古いものをどこかへ持って行ってまたつくるというのは、経費的には大した差はないと思いますけれども、ああいったものを、そんなに大きなものではないですから、よく町の中で文化展とかそういうものがあるときに、そういう展示場には狭いといえば狭いのですけれども、そういうところに何か使えないかと。例えば新井家住宅のあるところあたりなんかは、あのくらいなものを持っていても、そんなに狭くなってしまって困るというふうなことでもないですから、そういったものを有効活用するお考えはあるのかなのか、再度お聞きをしておきます。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 村田議員の質問にお答えをさせていただきます。

今までは、旧案内所の活用につきましては、取り壊しにお金もかかりますし、あれを欲しいなんていう話も事前に来たものですから、そういう方向でしか検討しなかったのですけれども、今村田議員が新井家の近辺に展示場だとか、そのほか町として利用できるようなことが、いわゆる有効利用できるのではないかというようなお話がありましたので、ぜひ町のほうで検討させていただきます。検討した結果が、それが使えるようであればぜひ利用したいなと今考えているところです。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今参事から前向きなお考えということでございますので、ぜひ、確かに一回分解してどこかへ持っていくというのは大変は大変なのですけれども、あれは大きさが余り大きくないですから、そっくり持って行って、そっくりぽんと置くという簡単な考えが割合成り立ちやすいはずで、トラックに乗っかるぐらいの大きさですから、上がちょっと高くなるかもしれませんが、それだけはちょっと所管庁にお願いをすれば許可は出るわけですから、高さの制限は出ますから、横幅の制限はなかなか出ないのですけれども、高さ制限は出ますから、上に障害物がなければ通れるということになっていきますので、何か、余りお金をかけないで、どこかに持って行って有効活用するというのをぜひ、長瀬町に要するに展示場というのは割合ないのです。ですから、ギャラリーがあるのは町の中の、役場の1階にありますけれども、あのくらいなので、やっぱりその辺はお考えをいただいて、そうして、文化展、結構開かれているわけですが、そういうものの展示場あるいはいろんなことに使える展示場所を確保されれば非常にいいと思います。そんなことを希望いたしまして、これは町長に結論は求めませんが、参事は助役さんですから、それなりのお考えが立派な方ですから、ぜひ実行されることを祈念をいたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

---

○議長（齊藤 實君） 次に、大島瑠美子君の質問を許します。

○3番（大島瑠美子君） それでは、スポーツ振興について教育長にお伺いいたします。

スポーツは、体力向上や健康維持、メタボリック対策などに効果があり、児童の基礎体力の低下を防止するなど、その必要性は大きなものがあります。長瀬町はスポーツ振興宣言の町として社会体育や青少年スポーツの推進に取り組んでいますが、体育協会や各種のスポーツ団体への支援を充実させ、さらに町のスポーツ振興を図るべきと考えますが、いかがか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまのスポーツ振興についての質問にお答えします。

ただいま議員のほうからお話をさせていただきましたように、本当にスポーツの大切さというのは私も実感をしているところでありますし、また町のいろいろなスポーツ団体等、総会やら大会やら参加させていただきまして、それぞれのスポーツの大会等の様子等をいつも見させてもらっておりますし、各団体の役員さんですとか指導者の方ですとか、非常に毎日毎日苦勞して努力してもらっているという、そういうことに対していつも感謝をしているところでございます。スポーツの振興を図って、町民の健康維持、それから体力向上あるいは生涯学習の場として、町民の活動の充実面からも重要な事項というふうに考えております。

しかし、町が取り組んできました行財政改革の中で、いわゆる団体への補助金の交付、これが見直されまして、一律に減額対象、減額をしまいたところでございます。現在は、体育協会への補助が年間で130万円、スポーツ少年団への補助が年間で18万5,000円というふうに、多分もうこれ以上は減額が無理ということ、ここ何年かこの状態が続いているのではないかなというふうに思います。こういった中なのですけれども、現在、教育委員会のほうは、特に学校の耐震補強問題、大規模改修等、そちらのほうの非常に大きな予算がかかる事業に取り組んでおりまして、そちらのほうが最優先という形で優先的に取り組んでおります。そんな中で、社会教育施設あるいは社会教育面での充実というのも今後の課題かなというふうに考えております。予算的な余裕ができてまいりましたら、こういったことについてはやはり考えていきたいというふうに考えておりますが、現在のところ、予算的にすぐすぐというわけにはいかないわけですが、今後の課題として取り組んでいきたいというふうに考えております。そういった点でご理解いただければというふうに思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 随分前向きではないような答弁だったのですけれども、耐震とか一番、すぐに人間のほうにかかわる問題だから、事業中のこともありますしということで、そちらに重点を置かれているということはよくわかります。

しかし、子供たちの遊びが今、屋外からの、いろいろ、駆けっことか鬼ごっこから室内でのテレビゲームが主流となっている、体力を使ったり、それから体を動かす機会が減少しているのが現状です。そのため、児童の基礎体力の低下などの問題が生じてきておりますけれども、それがスポーツすることによって、持久力とか瞬発力とか機敏性は日ごろからの鍛錬とか練習のたまものであるかとも思います。その主になってもらっていただいているのが長瀬町のスポーツ少年団の指導者の方と、それから入っている人たちなのですけれども、そのスポーツ少年団に入っている方たちが小中学校合わせて658名中198名ということで、約33%の方がスポ少に入っています。それで、できましたら、スポ少の、こういう議会の場で言ったりとか、あと、それからパンフレットに書くとかといいますと、あれ、スポ少、こういうのもあるのだね、うちの子も入れてみようかなというので、せめて、50%までもいなくても、10ポイントぐらいはすぐ上がるかと思えます。そして、ですから、そのことについて、パンフレットをつくったり、それからあとは広報に載せたり、小中学校へ頼んでスポ少もありますよというようなことも、言ったり紙に書くことでしたら大したお金はかからないと思えますので、そのことについてお伺いたします。

それから、1番議員の関口議員が言いましたように、スポーツ少年団の補助金が21年度は少なかったというのですけれども、要するに、何かの手違いで補助金が少なくなったということは、それでそれで置きまして、要するに少年団に補助金が少なくなったということです。悪く言えば、町がスポ少の人たちに対して滞納しているわけです。だから、滞納、滞りなくすぐに支払うのがいいかとも思いますので、22年度分に払いますという教育次長の答弁がありましたけれども、その答弁を、22年度にその分のお金、200円の分を払って、そのほか遅滞している前年度分につきましては、9月の補正でも何でもいいではないですか、それにすぐに計上してもらって、そちらのほうに支払うべきと考えております。老人クラブ連合会の補助金と、それからスポーツ少年団の補助金、比較とかなんとかということは、老人クラブのほうにつきましても、この長瀬町の、一生懸命、戦後の人たちが長瀬町を守ってきてくださったわけですから、これはこれでいいと思うのですけれども、スポ少はこれから長瀬町を背負っていく人たちのことですので、ぜひ、事務上のミスはミスとしても、すぐに補助金を払って、そしてやってほしいなということでもあります。

ので、そのことについてお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまのスポ少の21年度の団員数掛ける200円という件でございますけれども、今年度分の町からスポーツ少年団に対する補助金の支給、交付が多分6月ぐらいになるだろうと思うのですけれども、それが出ましたらば、昨年度、21年度分については支給をしたいというような形で前回の総会のところでご了解をいただいているかなというふうに聞いております。したがって、22年度分につきましては例年どおり年度末にお支払いという形になるかというふうに思いますので、そういった点でご了解いただければというふうに思います。

それから、先ほど議員さんでスポーツ少年団の所属の数の関係ですけれども、中学生を含めた人数でさっきお話をしていってしまいましたが、中学生はスポ少のほうには多分入っていないのではないかと思いますので、小学生だけですと、現在426名の小学生でございます。そのうちの198名が昨年度団体に所属していたということございまして、半数いかないのですけれども、50%になかなか近いぐらいの人数が入っておりますし、それから、これは長瀬町のスポ少ですけれども、長瀬町以外のスポ少に入っている子供たちもいらっしゃいますので、その数を含めると200名を超える、半数を超えるぐらいの小学生がスポ少の活動に参加しているというふうに考えられるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） では、くどいようですが、予算は、22年度の予算書を見ますと、スポーツ少年団補助金というのが18万5,000円、それを、だから、今月末にお支払いをするということですね、その200円の分の。そうすると、そこからそれがなくなりましたのは、それで14万とか何かになるわけでしょう。また、だから、補正か何かとらなくては払えないということになりますよね。違います。今、教育長と私のあれかな、食い違いではなくて。ですから、そういうふうだと思っておりますけれども、ぜひそういうふうに、予算でも何でもどんどん、必要なものは予算をとるということにして、なるべく、それで、いつでも年度末、補助金というのは年度末が当然かとも思いますけれども、スポーツというのは秋が主流がすごく多いので、その前あたりに、8月末あたりにそのお金は、補助金を出してもらって、あとは実績報告を出してもらえばいいではないですか。そういうふうなシステムに変えたらいかかと思えますけれども、また、済みません、くどいようですが、再度お願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 今年度のスポ少の総会に、私、出席をさせていただきました。その中で、21年度の決算、それから22年度の予算と審議をしていただきまして、先ほどお話を形で処理をするということをしてスポ少の総会の場において伺ってきたところでございます。21年度の団員数分のお金につきましては、今年度の町からの補助金が出ましたらばお支払いをしますという形でお話をしておりました。22年度分につきましては例年どおりという話をしておりましたけれども、今お話しのように、また体協のほうへ、本部長のほうへ、こういう意見がございましたけれどもという形でお伝えはしておきたいと思っております。本部長のほうでまた対処してまいるかなというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） ぜひ、教育長さんが責任を持って、その件についてはよろしくお伺いいたします。

以上で終わります。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時30分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（齊藤 實君） 次に、8番、梅村務君の質問を許します。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 最初に、19年度に計画を立てた第4次長瀬町総合振興計画について質問いたします。

町では、まちづくりの基本指針となる第4次総合振興計画を平成19年度に策定し、まちづくりを進めていますが、前期基本計画の実現見通しについて伺います。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

総合振興計画の前期基本計画の実現見通しについてというご質問でございますが、総合振興計画で方向づけられました施策を効果的かつ具体的に実行するために短期計画として実施計画を策定しているところでございます。実施計画は、町の財政状況を勘案しながら、毎年度ローリング方式により改定をしております。

前期基本計画の施策体系のうち、今年度までに事業を行うか予算化された主な内容は、心豊かな人をはぐくむまちづくりとして、教育環境の充実のための小中学校の耐震化、大規模改修や太陽光発電施設の整備、子供たちの食の安全のための給食センターの設備の充実、幼稚園、保育園で実施する国際理解教育費の補助、快適な環境と安心して暮らせるまちづくりでは、定住人口の増加を図るため、若者定住促進対策宅地分譲、危機管理対策のための防災行政無線デジタル化、地球温暖化対策のための住宅用太陽光発電システム設置費補助、金石水管橋の塗りかえ、消防車両の整備、町内7部中の6部の消防車両を新車といたしました。

健康で生きがいのあるまちづくりでは、子どもと高齢者の世代間の交流を推進するため、長瀬町世代間交流支援センターの整備、子育て環境の充実のためのたけのこ保育園、高砂保育園の改修費補助及び子供医療費対象者の中学校卒業まで拡大、保健づくりの拠点としての保健センターの施設改修、活力ある産業を育てるまちづくりでは、花による観光客誘致のための花の里、四季の丘の整備、観光客受け入れ態勢の充実のための観光案内所公衆トイレ等の整備や観光協会の法人化など、前期基本計画の着実な実現のため多くの事業を実施してまいりました。今後も、住民のニーズに即したさまざまな事業を実施してまいります。

また、前期基本計画は平成23年度までの計画でありますので、後期基本計画の策定に当たりましては、住民アンケートやインターネット等を活用し、多くの住民の方々からご意見をいただき、計画に反映したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 私はこの質問をしたのは、今すごく羅列して、早口で羅列されたので、半分ぐらいしか頭に入っていないのですけれども、これを全部知るためには恐らく数時間という時間がかかるだろうと思います。

ピックアップ的にひとつ質問したいと思います。1番議員あるいは10番議員とリンクする、いわゆるダブるところもあるかと思えますけれども、ご容赦をお願いしたいと思います。私はこの質問を出したのは、町長の施政方針の中にこの文言が出ているのです。第4次総合計画、行政大綱、2番議員のシリーズでやっている改革大綱、実施計画等というふうな文言が入っているわけです。それで、今5年間の施政方針をずっと読んでみたのですけれども、22年度に初めてその言葉が入っている、あれっと思って質問を出したわけですが、それは前置きとして。

それで、今、政権がこれだけかわって、まさに政変といいますか、民主党の新しい内閣もできたようでもありますけれども、何かもう既につまづいているような感じがいたします。発足して1日目につまづいているという感じで。きょう、昼休みに行ってこれをプリントアウトしてきました。これは余談ですから、ちょっと聞いておいてください。それは施策の中で必要なものですから。蓮舫さんと川端文科大臣、これの事務所疑惑が出てきたと、これは昼に今プリントアウトしてきたのですから、間違いないと思います。自民党が追及するようであります。

それは余談といたしまして、今、町長がいろんなことについて、確かにこういうふうな施策をやってまいりましたということをおっしゃられたのですけれども、幾つかをピックアップしてひとつ質問をしたいと思えます。まず、これは何回も私が質問していることとさせていただきますけれども、先ほど10番議員も話しましたように職員の問題であります。私がもう数回、そのことで質問したときに、町長は常に、常にですよ、きょう、10番議員、渡辺さんに答弁したようなことを、もっと何か職員に対してのネガティブな考え方で私には答弁しているのです。このことについてはまた後ほどということであれたいと思いますけれども、その資質の問題で、もうどうにもならないよというふうに私は聞こえてしまうのです。非常に苦労している、どうにもならないよというような感じを受けてしまう。私はそれではだめだと思うのです。なぜかという、町長が先頭に立って、参事がこういう教育をしますということをはっきり言っているのです。だから、研修会にしても何にしても、八木橋に行っているということで、前回も3月のときも質問させていただいたのですが、八木橋へ行くことが本当に研修になるのですかということをお聞きしているわけです。そういうものが何か改良されていないのです、ここ数年。何か、前年踏襲、前年踏襲というような形ですべてが終わっている。そうではなくて、もっと斬新的なことができないか、もっとこれを、知能というものをかき立てるような研修方法はないのか、まずそれが1つ。

それと、今、観光協会のことを言っても、3人から質問がありましたけれども、来年で一応補助金については終わるわけです、500万弱ですけれども。そういうものが来年終わったときにどうなるのか、それに対して収入が見込めるのか。独自の事業をやって、何かいろいろやっていますね、商工会とタイアップしながら。それが経営していくための、例えば会館を建てる、今度はランニングコストも随分かかるわけです、今の案内所とは違って。そういうものまで全部含めてそういう予測は立っているのか、あるいは3年間で本当に打ち切るという約束を予算審議のときに、去年ですか、確かに打ち切りますとはっきり何か答弁したような記憶はあるのですけれども。

そのときに、それと今、国の政策として確かに観光振興、観光振興ということをおっしゃっています、これは

県もそうでしょうけれども。そういう中で、その観光振興のために補助金が出るからつくるのだという感覚、あるいは大盤振る舞いをしますよ。何だかんだと1億いってしまうのですよ、下手すると、委託金も含めるけれども、町から出る金が。だから、そういうものが、ではその補助金が国の施策が終わったときにどうなるのかということ、またもとのようにぼしゃんとなるのか。そうすると、それをやっていけるかどうかということに立ち向かうだけの財政的ないわゆる何か根拠があるのかどうかということなのです。

私、ずっと長い間、ここに書いてありますけれども、総合計画の中に、観光業者の意識改革をしなくてはいかんということ、先ほども出ましたね。そういう中で、本当に、では長瀬町の人たちは観光で立町できるのか。これは、なぜ私がこれを言いますということは、前回のときに町長ははっきり観光立町という、初めて使ったのです。私は聞いていないのです。初めて観光立町という言葉を使った。それで、その観光立町ということについて、では長瀬町は観光立町で行政が成り立つのかということになるわけです。立町というのは、それで食べていきますよということなのです、立町というのは。立つという意味ですから、町が。だから、そういうことで、それは観光、規模が小さいですから、これはやむを得ない。やむを得ないけれども、それに対して町がどのような施策を講じるかということがまず1つ。

それと、先ほど出ましたけれども、適切な人事管理ということもこれはうたっています、適正な定員管理。定員管理はこの後でちょっと、2番目の質問でちょっと出ますけれども。定員管理というのは、今88人ですか、先ほどの話ですと。そうすると、90人から2名しか減っていない。それで、確かに、分限という、よく言葉は私も使うのですけれども、そういうことによってどうしても整理ができない、職員の。それはもうやむを得ないと思います、今の法規制の中では。だから、そうではなくて、私は何回でも言っている言葉は、65人体制でやる体制を整えてしましてほしいのです。何回も言っています、これは。それで、そこに余った人たちがいます。その人たちを有効に使う方法というのを考えたことがあるかどうか、町長は。65人体制でできますから、間違いなく。私はできると思います。町長も多分そう考えていると思います。それでなかったら、そういう言葉は出ないわけですから。まず、その3点についてひとつ町長の答弁をお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 質問の要旨がよくわかりかねておりまして、3点といっても実は十ぐらいの質問があるように感じます。私がちょっとメモしたことだけをお答えして、また足りなかったところは補足をしたいと思います。

職員の資質の問題につきましては、もうずっと前から言っているように、大きなばらつきがあるという問題がありまして、これは指導すればどうにかなるという前提で議員はおっしゃっているのだと思いますが、指導してもどうにもならない職員がいるということも事実であります。これはもう、それを、だからあきらめるというわけにはいかない、その苦しみというのをおわかりいただければありがたいと思います。でも、それを解雇するということができないというのが非常に苦しい、これは本当のことを言って、こんなことは言いたくありません。しかし、事実ですから、これはご理解をいただくしかない、そういう思いを持ってあえて申し上げさせていただきます。

それから、観光振興というのは観光立町なのだということもそうであります。しかし、長瀬町は観光が主体であるということを含めた観光立町ということ、私は申し上げているわけで、それだけで食べていこうということを考えているわけではない。非常に厳しい小泉内閣の構造改革路線によりまして、交付税が減額になったという事実があります。そのとき、一番少ないときはたしか7億8,000万円ぐらいまで下が

った。そのときに何を対応したかというのは、私は職員に非常にご迷惑をかけたなというふうに今思っておりますが、職員の調整手当を全額カットしたり、それから管理職手当をカットしたり、固定費を減らすことを考えました。それは結果的には間違っていないと思いますが、職員に大きな痛手を負わせたことは事実であります。しかし、これはいずれの時期にか、職員にお返しをしなければいけない時期が必ず来るというふうに思っています。先ほども質問の中でお答えしましたように、町の基金も今年度末で多分5億円を超えるような状況になるだろうということが予測をされるわけでありまして、そういう中で、私は遅まきながらそういう体制をしっかりとやっていかなければいけない。

65人ということは、私は就任した日に、65人でやらなければこの町は大変なのだよというのは、固定費を減らそうという大きな意味を持って申し上げたつもりでございます。しかし、現在88人、私は就任したときに調べたら104人の職員がいました。それを88まで減らしたわけでありまして、減らすことはいいという考えではありません。しかし、人件費は非常に高いという、先ほど申し上げましたようなことがありますから、できればもう少し、80を割る状況をやっていけるかということは今真剣に考えておりますが、先ほど申し上げましたような資質のばらつきによりまして非常に難しい状況に直面をしております。1年で異動したとか、いろんなご指摘をいただきましたが、それもこれも喜んでやったわけではありません。やむを得ず配置がえをしたという事実は、議員の方、たしか、町のほうに大きくご指導いただいている方たちから見ればご理解をいただいた上の発言だろうなというふうに私は思います。そういう中で、職員の資質を高めるといことにつきましても、非常に大きな努力、そして実らないような努力を重ねていかなるを得ない、非常に苦しい状況であることもご理解いただけるのではないかと、そんな思いを持ちました。

それから、違った職員の育て方があるのではないかと、八木橋に2週間出せばそれでいいということも私たちも考えているわけではありません。ある程度の年数がたちましたし、人づくり広域連合の私も議員をやらせていただいております。そういう中でいろんなご意見があります。そういうことを踏まえた上で、これからもこの先どういうふうにしたらいいかということも真剣に考えていきます。ただ、八木橋へ行くということは、八木橋の中で2週間、その仕事をしたことだけがプラスになるということではなくて、大勢の人と接触をすること、それからいろんな意見を聞くこと、そして民間の会社の基本的な働く姿勢、そういうものを見ていただく、そしてその上で友達ができるということが大きな将来の資産になるだろう、そういう思いを持って八木橋には出しておりますが、これも検討する時期に来たというお話でございますので、それも私たちも検討していきたいというふうに考えております。

それから、緊急雇用の問題だというふうに思いますが、これも民主党の政権がいつまで続くかによって非常に変わってくると思いますので、今ここでとやかく言うべきではないと思いますが、いずれにしても、国でそういう制度がある以上は、私たちはそれを積極的に使っていきたいというふうに考えているところであります。

いずれにしても、学校の耐震、大規模改修にいたしましても、早く手を挙げるところが勝ちということがあります。ソーラーパネルの問題も、村田議員からご指摘がありましたが、補助金が出るので、補助金をもらうために手を挙げた、それが学校の、例えば子どもの、将来の地球温暖化やCO<sub>2</sub>の削減にプラスになるということのテーマを身をもって、そして自分の校舎の上につけて、地球の温暖化のためにこういうことをやるのだよ、CO<sub>2</sub>の削減のためにこういう施設があるのだよということを見ていただくだけでも大きな効果があるのではないかと。先ほど中学の生徒が非常に落ちついた生活をしているというお話を聞き、うれしく思いました。それも、一つの例としては、新井淑則さんという全盲の先生がおいでいただい

て、その先生の後ろ姿を見て子供が感ずるものがあるというふうになるのではないかという私は思いを持って、間違っていなかったな、そういう思いを持ちます。

いずれにしても、いい方向に行くのはなかなか難しい、悪い方向に行くのはすぐそういうふうになる。ある中学のPTAの方の話を書きましたら、中学生でたばこを吸う子供がいっぱいいると、困ったものだという話を聞かされました。それも秩父郡の中での学校であります。非常に危機的な状況だというお話を聞きましたが、おかげさまで長瀨町はそういう状況にないという話を今教育長から聞き、安、したところであります。そういう状況を勘案して、私たちも町の振興計画もこれからしっかり考えていく、ある意味では底をついて3年という私は思いを持っておりまして、このことについてはこれから大きなステップアップをする、第一歩が踏み出せるような状況になりつつあるということだけのご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の答弁ですと、職員の資質についてはもうどうにもならないというふうに私は感じ取ったのですが。

なおかつ、これからもよりいい職員にしていくために、さっき斬新的な教育方法はないかと言ったのですけれども、私ごとでまことに申しわけないのですが、私の仕事、機械のセッティングというのがあります。それで、もう今からですと十数年前に、皆野の中学生だったのですが、登校拒否をして、それで行かなくなりました。当然、夜学にも通信教育も受ける気はない。その親戚の人が、ちょっと使ってくれないかということで来たのです。普通、仕事を覚えるのに、人によりけりですけれども、二、三年かかるのです、本当にマスターするには。半年でできる人もいるし、1年かかる人もいるし、それから教えるもだめな人はいる。ところが、その子供は、中学を卒業したばかりの子は、セットさせたのです、教えて、うちの若い衆が。そうしたら、いきなり来て、その機械をセットしてしまったのです。それで、機械が回るのです。ということは、その人たちが優秀で不登校していたのか、全く勉強が嫌いで不登校していたのかということについては聞いてもみなかった。だけれども、実際問題としてそういう事実は聞いているわけなのです。不登校、ずっと3学期なんかはほとんど行かなかったというような、それで卒業して、それでうちへ来たわけですけれども。そういう、これは無理だろうなと思ったけれども、では毎日働いてみなさいよというので、預けたのです、若い衆に。そうしたら、1日で、それで品物ができるのです。

だから、私が斬新的な教育の仕方、例えば町長がじかに徹底した教育者の立場に立ってやってみたら、私は、もっとポジティブに物を考えてもらって、どうも、もうだめだ、だめだとネガティブに考えるのではなくて、そういうふうなあれが、私は以前にポテンシャルという言葉があった、潜在能力というやつで。結構持っているのです、みんな。それもだめだというふうな、結論づけてしまうとすればもうほとんどおしまいです。だから、その辺もひとつ、ちょっと考えてもらいたい。

それと、さっきから町長も答弁の中で言って、質問の中でも、行政改革大綱。これは、我々、その当時いただいたのです、この冊子を。それで、こういうのは職員には全部渡るのですか。総務課長にちょっとお聞きしたいと思います。渡るのか、渡らないのかということ。それで、いや、そんなことないよというふうな否定されることを私は望んでいるのですけれども、もしくは全部渡っていて、全部、新人から何から、新しく入ってきた人から何からこういうものを読んで、一丸となって、いわゆる職員、今、協働という言葉もあったので、出しますけれども、協働という言葉はそういうふうなことを言っているわけですから。こういうものを読んで、それでこれに取り組んでいるのかどうか。今2番議員が、どのぐらい達成

したのか、あるいは実施に入ったのかということ、全部ここにありますけれども、これが果たして、そういう人たちはこれを持って読んで、職員が一丸となってやっているのかどうか、まずそれをひとつお聞きしたいと思います。

それと、観光協会の話ですけれども、やはり町長が、飯は食えなくてもいいのだよ、観光地として長瀨という一つのブランドの名前というのは大事にすること、これはいいと思います。確かに必要ですよ、我がふるさとであるし、確かにこれは非常に貴重な資源ですから、いいのですけれども、一番最初に私が十数年前に質問の中で聞いたときに、皆さんも含めて税収の80%は勤めている方の税収ですよと、法人税は別として、そういうふうな話が答弁の中にあっただけです。課長さん、だれだったか、ちょっと記憶がありませんけれども。

そういう中で、例えば、例えばです、草津といいますと温泉地ですよ、すごい観光地ですよ。あそこは不交付団体です、交付税は。それで、あれだけの温泉街で固定資産税がいっぱい入ってきますよね。塩原という町があって、今合併してしまったのですけれども、西那須何とか市になった、よくわかりませんが、そういう、塩原町と言っていた、ちょうど長瀨と人口が同じぐらいです、8,000ちょっとですから。それで、やっぱり温泉地で、税収が大体30億近いのです。それで、一般会計予算が50億ぐらい入っているのです。それが本当の観光立町という、私はそういうふう考えている。別に、知名度の問題もある。

確かに、私ごとで申しわけないのですけれども、うちにもこの間、4月の初めから1週間で4つ電話がかかってきました。電話を間違えるのです。同じ人が2回かけてきた例もあります。桜はどうですかというふうな話なのです。307と370の違いなのです。必ず年間五、六回はかかってきます、季節になると、秋口になるとまたかかってくる。それはいいのですけれども、確かにそれだけ有名なのだから、そういうものは当然大事にしなくてはいけない。それと今、ジオパークの問題も出ていますから、これは秩父市が中心になってやっているのしょうけれども、長瀨はまさにその宝庫ですから、地質学の。そういうものを十分利用して、それで名実ともに観光立町ということでやっていただきたいと思います。これからも、予算は、だからふんだんにつけてもらいたいです。問題が起きると思います、これから後、来年、再来年には。そのときに、やはり、ふんだんというふうなわけにはいきませんが、まあまあ経営が成り立つぐらいの補助金をつけてほしいと私は今ここで望んでおります。

それで、今、総務課長でも結構です。これの問題についてちょっと答弁してください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたしますが、ちょっと早口言葉でよくわからない部分がいっぱいあります。

観光立町というお言葉、私もそのとおりでと思うし、ただ、今それができているというふうに思っているわけではありません。観光立町を目指して頑張ろうということ、その大きなテーマの一つとしている、例えば臘梅一つで観光客が15万、20万人と来るといふ、そういうありがたい地域であるということ、それから県造林の45町歩を伐採して植栽ができるようになったということ、こういうことも将来に向けての大きなテーマであり、これをやっていく、そのために、例えば45町歩の植栽については、町のほうは基本的にはお金は一切、一銭も自分たちの、町の税金の皆さんの税金を使っておりません。そういうことを考えますと、非常にやり方としてはタイムリーだったなというような思いを持っておりますが、これから先、頑張ってきれいな山をつくり、大勢の観光客においでいただき、それが人が来ていただくことが大きな第一歩ということになるのではないかと、長期的な観点に立ってやっていかなければいけない。

それから、先ほどご指摘ありましたように、80%は一般の住民の人たちの税金で町政が賄われていると

いう、事実であります。私が就任したとき、住民税が埼玉県でずっとぶりでした、73%という徴収率。それが、国体が終わってから、19年度までもずっとぶりでありましたが、20年度、21年度になってぶりから10番目ということになりました。そのとき、県のほうで表彰をいただき、私も表彰状をいただくために知事公館にお邪魔いたしました。そのとき、一言みんな、各受賞された人がコメントをという話があったので、実は職員に、ずっとぶりなのだから、ブービーをねらおうと言ったら、どんと10番上がったと、ここまで来たらトップをねらいますという話をしたことがあります。そういうようなことがあって、やはり住民の方の大きな血税によって町が賄われている、その徴収が思うままにならなかったという事実もありますので、それもここへ来て90%を超えるような状況になります。そういうことの積み重ね、地味な積み重ねが町の基本的な財政の基盤の確立につながっていくのではないかというふうに私は確信をしておりますので、これからもこのことについてはしっかりやっていきたいと。そして、地味ではありますが、観光地が派手にやっていけるというのは財政的な裏づけがあって初めてですから、その状況になるまでは地味にこつこつと観光客の誘致をしていく、それが臘梅の林の造林であり、45町歩の県造林の植栽であると、そんなことを考えております。

この間も、県土整備事務所の職員が長瀬町の岩畳をきれいにしようということでおいでをいただき、活動していただきました。そういうふうに、各地区の人、公務員も含めて町のためにお力をいただいている。夏になると、荒川の水難事故を守るために県警の秩父警察署の山岳救助隊の人たちが毎日長瀬に詰めていただき、そういうようなことがあって事故が未然に防げるということ、それから交通事故が1,450日、埼玉県で2番目の長期にわたって死亡事故ゼロが続いております。これは越生に続いて2番目ですが、そういう状況でありまして、事故がないということは本当に町にとってはありがたいこと、これも自分たちの力だけでできるものではない、大勢のお客様たちが安心、安全のまちづくりに協力していただいているということを考えますと、しっかりした基本的なベースの観光地長瀬をこれからも一步一步踏み締めながらやっていくということが私たちの責任だというふうに考えておるところであります。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員のご質問にお答えいたします。

行革大綱は全員に渡っているのかどうかというご質問でございますが、行革大綱、当初は各課に1部ずつ出して、そこで回覧等をしていると思います。また、年数回の実施計画の進捗状況を紹介しておりますが、そのときにもほとんどの方が見ていると思います。それと、グループウェアに載せてありますし、新採の者に対しましては1冊ずつっております。現物が全員に渡っているかどうかということのはっきりわかりませんが、目にしているとは思いますが。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の、この大綱が、なぜ私はこんな質問をしたかということ、全員に渡っているべきものだと私は考えていたのです。これは予算の都合、いわゆる逼迫している予算の中でこれだけのものが印刷できないとすれば話は別です。そうでなければ、全員に渡して、全員がこれを読む、相当ページが多いのです。数十ページあるのです。そうすると、これを回覧で回したという事実もないだろうし、きょうは私が読みました、あさってはあなたが見ましたということも多分追跡していない、把握していないと思うのです。

なぜかということ、これはインターネットで出すのです。そうすると、これを開くと見当たりませんと出

てきたのです。このページが。この大綱、目録にはあるのです、町のあれに。見当たりません、そこで。何だ、どういうわけだ。聞いたら、いわゆる19年から見当たらない、18年度から見当たらないのか、途中でそうなったのかはわかりません。担当者に聞かないと、多分。それで、担当者に言って、とにかくすぐ開くように、わかるようにしてくれと言ったら、すぐ、朝10時ごろはそれが開けました。ということは、これを見ない限りはインターネットでは見ていないということなのです、職員も全部。いや、私は見ていましたとなると、その時期から後にそういう事件が起きたということですよ。だから、そういうことで、私は質問したのは、なぜかという、そういう、住民協働とさっきも言ったように、一丸となって行財政の改革に取り組もうよという姿勢がここで疑われるわけです。だから、そういうことで言ったので、もしくは私の言っていることが間違っていれば構いませんが、反省材料としてひとつ頭に皆さん置いておいてください。

それでは、次に移ります。よろしいですか、議長。

○議長（齊藤 實君） 2番にいてください。

○8番（梅村 務君） 2番……

〔「ちょっと待って、課長がちょっと答弁」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 2番、お願いします。

○8番（梅村 務君） いいですよ。議長さんがお許しをいただいたので。

2番、今一生懸命やっているちちぶ定住自立圏形成協定について。去年の9月に6項目締結して、もう動き出しているわけでありますけれども、それが、3つについてちょっとお聞きしたいのですが、救急医療体制の充実、秩父圏域における水道事業、これは町長、いろいろ骨を折ってもらった情報でありますけれども、運営の見直し及び人材育成等、この3項目について進捗状況をお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 先ほどの関係の、ちょっと職員全員が見ていないのではないかというお話でございましたが、職員の中で見られるグループウェアというところにそれが載っておりますので、ご了解いただければと思います。

それでは、ちちぶ定住自立圏の関係のご質問にお答えさせていただきます。ちちぶ定住自立圏形成協定の進捗状況についてのご質問にお答えさせていただきます。初めに、救急医療体制の充実及びリハビリテーションの確立につきましては、平成22年、23年度に共生ビジョンで定めている事業について、特別交付税枠を最大限に活用して重点的に支援を行う予定となっております。今議会で補正予算といたしまして、救急輪番補助割増し、救急車の機能向上、初期救急の充実等の実施に向けて秩父広域市町村圏組合への負担金2,000万円を計上させていただいております。なお、定住自立圏等民間投資促進交付金が、救急医療体制の維持のため秩父病院、皆野病院へ、回復期リハビリテーション体制の整備のため秩父生協病院へ、それぞれ国から県を通じて交付される予定となっております。

次に、水道事業の運営の見直しにつきましては、水道法第5条の2に基づき広域的水道整備計画を策定するために、1市4町の首長が県知事に対して連名で要請する文書の手続を進めているとのことでございます。また、今後は埼玉県と連携して広域的な水道整備計画を協議していくと聞いております。

最後に、人材の育成等につきましては、専門家の招聘と研究会を開催しております。専門家の招聘では、医療、公共交通、観光分野で、それぞれの分野の専門家にワーキンググループの職員への助言などを行っております。先日、5月31日に議員合同研修会が開催され、皆さんにも参加していただいていると伺って

おりますが、秩父市、高橋参事から定住自立圏の基礎知識の説明及び地域医療の専門家である城西大学の伊関先生から「地域医療再生への処方せん」と題して講演をいただきました。また、昨年も開催いたしました明日の秩父を語る会を7月24日に観光をテーマに開催する予定となっております。今後も、地域の課題について合同で研修会を開催して問題意識を共有してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） この前、秩父のいわゆる勉強会がありまして、議員のあれで行ってきたのですけれども、ちょっと最後までいられなかったので、この冊子をもってきました。今のことは全部これに書いてあります。

それで、ひとつお聞きしたいのは、私は全く個人的なことばかりでは申しわけないのですが、十数年、小鹿野病院にかかっているのです。今の小鹿野病院の医療体制が非常に悪い。常勤の先生が5人、それで入院患者は百数十人入院できる病床があるのです。でも、それだけのことで、ですから、午前中しか診察していないのです、受け付けも。それで、では週に1回しか来ない先生もいるから、そうすると、その先生にかかりますと、1週休みがありますよという半月行けないのです。それで、違う先生にかかると全く違う診断をする、診断というか、指導、それはもう常に、あそこは目まぐるしいほど医者がかわるので、常に経験したの、十数年。それで、こういうふうな自立圏構想の中でこういうものを取り上げたということは私は非常にいいと思う。非常に小鹿野の住民の方々には心配もしていますし、多いわけですから、確かに、結構、医療、あれもそろっているのです。それで、健康診断やドックなんかは結構あそこへ行く人は多いですね、長瀨の人たちも。そういう体制の中で、非常に医療体制が悪い。

ということで、私の希望というか、これからの医療体制、秩父谷の医療体制をどうしたらいいかなということを考えてときに、秩父市立はまたまた違うのです。入院数はそんなに変わらないのです。それで、いわゆる先生が来ないということなのです。よく町長が医療のチベットだという言葉を使う。余りチベットでも困るのですけれども、医療のチベットだという言葉を使いますけれども、ずっとこれをほうっておくわけには確かにいけないと思うのです、秩父の医療に対して。

それで、今度の定住自立圏の問題でとりあえず1億2,500万という金を出す、それとあと病院もすぐに補助金が出るということでございますが、重点的にその地区の医療体制を整えるというような話というのは首長の会議の中で出ませんでしたか。秩父病院が影森につくるという話は聞きましたけれども、確かにあそこでは狭過ぎて大変ですよ、神社の裏では。だから、そういう中で、困っている病院、とにかく救急が、今第1もやめてしまったのですよね。4つですよ、市立と町立と皆野と秩父病院。そうすると、どうしてもこれだけの広い範囲の中で、人口が少ないにしてもなかなか対応できないというのが現実だろうと思います。それについて、自立圏の携わっている職員というのはどういう方なのか、まずそれを1つ聞かせてください。

それと、首長としてそういう会議はいっぱい持つと思うのです。そういう中で、そういうふうな話というのは非常に大事なことはないかなと思うのです。いや、では、おれのところよりも向こうが先では不公平ではないかというけれども、そういう一つの連携的な、地域の連携というものがやっぱりとれていないといろんな不都合が生まれてくるというふうに私は考えるのですが、町長、どんなふうな考えでしょう。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 最初にご質問のときに答弁をしているものの繰り返しになると思いますが、秩父広

域市町村圏組合で負担金の各町村2,000万円と秩父市が3,500万円だったと思いますが、それを医療の充実のために各医療機関に出すと、その中心的なものが秩父病院と皆野病院、それから小鹿野病院と秩父市立病院ということになって、2次救急輪番制の病院を充実したいということが主なテーマで、それは結論が出ました。そういうようなことで、町も今度補正で、1,800万円は総務省からの定住自立圏構想の中の補助金としていただいた金を出して、あとの200万円足りないところを各町村から持ち出してくださいということでご提案をしている項目がございまして、ご承認いただければ、この2億8,200万円、秩父市、秩父病院などはもっと多額の助成が出るということで計画を立ててございまして、これは命がけだけれども、事業仕分けによって大幅に切られたという事実があるそうでありまして、しかし、命がけで、金仙寺原といいますか、そこに病院をつくると、平家の大きな病院で、ヘリポートも設置できるような病院をつくって、秩父地域の救急医療体制を充実したいという話がありました。

この間、皆野病院に行って山下院長とお話を聞きましたら、ヘリコプター、ヘリコプター、救急医療のヘリコプターの話が盛んに出るけれども、秩父の場合、ヘリコプターよりも救急車で行ったほうが早いと、医者がないということから考えると、スタッフを1人とられるということは非常に大きな問題になるので、できれば、救急車で行っても30分で行ってしまうということなので、その辺がこれからの問題点になるだろうというご指摘をいただきました。これは久喜、秩父の市長も一緒にお話を聞きましたので、また参考にさせていただきますというお話であります。しかし、救急ヘリの問題は秩父を中心に考えられたこととございまして、これはこのまま引き続いていっていただくということが前提だろうというふうを考えているところであります。

いずれにしても、秩父地域、先ほど申し上げましたような言葉が出てくるような状況で、医者の定着率が非常に低いということとあります。長瀨町が、実は皆野病院の誘致のときにいろんな問題がありました。皆野病院ができて、長瀨の人たちもかなり皆野病院の恩恵に浴しているということがありますので、これからもそういうことについてはしっかりやっていかなければいけないと思っています。

それから、小鹿野病院が壊滅的な状況だというのは、首長の交代によっていろんな問題が解決しないことが大きな問題点でありまして、うちのほうから、医新会という病院がありまして、その院長先生を私がお願いして、小鹿野病院に1日半、診療に協力をしていただいておりますが、3月いっぱいに向こうをおやめになってこちらへ戻ったと。そういう事実もありまして、医者の過疎化というのか、そういうのが非常に進んで大変な状況になって、2次救急輪番から辞退、撤退をせざるを得ないということになって、小鹿野の病院は、ご質問した梅村議員がよくご存じだと思いますが、そういう状況の中であって、小鹿野病院の再生は非常に難しいということを私たちもお話を聞いております。ですから、私たちも、皆野病院、それから市立病院等々につきましてはしっかりした援助ができるように、厳しい財政状況の中でも救急輪番制の指定病院については応援をしたいというのが今度の補正で組ませていただいた2,000万円ということになります。町の持ち出しは200万円とあります。そんなことがありまして、いずれにしても、医療というのは命の源泉とございまして、これをおろそかにすることは避けていかなければいけない、そういうふうを考えて皆さんのお力をおかりしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） いずれにしても、秩父地域全体で医療体制を整えるということがまず第一だろうと思います。

それとあと、水道のことでちょっとお聞きしたいのですが、上水道の整備という一つの項目があるので

すけれども、総合振興計画の中で。水道料金の格差の是正、水の安定供給、それから給水区域外の対策、この3つが上げられているのですけれども、今これに対してはどの程度のあれを、例えば水道料金の格差是正、これは前と変わっていないですよ。私が水道議員をやったとき、そんなに高くないのです、水道料金そのものは、埼玉県でいくと高いけれども。

それが1つと、水の安定供給、これは水利権の問題を、一応返上してしまったので、今はこれ、希釈水の問題も出ていますから、それで間に合うのかどうか、それも1つ、秩父からももらっているし。

それと、給水区域外ということは、過疎地に対する給水の問題だろうと思うので、先ほどでいくと植平のほうも50世帯をもう割ったという参事の説明ですから、どんどん、どんどん過疎化になっていくということになると、こういうところに対してはなかなか難しいのではないかと思うのですけれども、この対策はどうでしょうか。

それと、保健課長に、浅見課長にちょっとお伺いしたいのですが、この間のあれの中に小鹿野町の保健と福祉のまちづくりという項目が出ています。皆野町の地域ケア体制ということも出ています。読まれた方はいますか。行った方でないと、これをもらってこないから読めないですね。それで、いわゆる小鹿野町は確かに随分前からそういうあれに取り組んでいるのです、私は十何年行っているわけですから、取り組んでいて、まちづくりで健康にあれしましょうということはやっているのです。それと、大きな病院が長瀬にはないから、それはできないのしょうけれども、全くボランティアで、住民が病院の案内をしたりやっているのです、人手が足りないものですから。そういう中でやっているのですけれども、介護事業で職員の直営でやっているケアマネジャーなんか6人もいるということ。それとあと皆野町、80人職員の中で7名が保健師、うち健康づくり担当5名というふうなこともあって、こういう例が載っているのですけれども、大きな病院がないから、横瀬と長瀬はこれに載せなかったのか、載らなかったのかわかりませんが、こういう問題についてはどのような対応をしているのか、ちょっと浅見課長にお願いいたします。

それと、はっきり申し上げまして、町長がよく話をするのですが、政治の中にこういうものを持ってきても大変なですよ、はっきり言って。首長がかわったからどうのこうのという問題よりも、やっぱりそういうものを持ってきてもという住民の資質もあるでしょう、確かに。だけれども、我々には関係ないわけですから、もう長い間行って。そういう一つの被害者になるという可能性があるわけですよ。だから、一番大事なことは、関口院長、やめていないですよ、まだ。やっていますね、整形で。この間、かかってきたばかりなのです。それで、やっていただいたのですが、張り切っています、すごく、診察でも何でも。すごく張り切ってやっています。それで、そういうふうなものが行政の中に入ってきてもいろいろな問題が起きてくる。全く、そういう医療体制というものが、フラットな気持ちでみんなが向かっていけばいいのしょうけれども、なかなかそれが難しい、それが話題にもなるし。しかし、それでは困るのだよね。そういうものというのはやはりこれからどんどん排除していくような、それはやっぱり首長さんの力というのは一番大事なわけですから、それをひとつ心がけていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 梅村議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

地域ケア体制ということで、小鹿野町さん、それから皆野町さんも力を入れているということですが、小鹿野町さんは本当に昔から医療の面、特に地域医療については本当に力を入れていただいている

と聞いております。長瀬町も、具体的に体制をどうのということにはしておりませんが、同じようなことはやらせていただいております。ただ、きょう、ちょっと、そのとき会議にも私も出させていただいたのですが、長瀬町でもケアマネは、今保健師のほうにも積極的に取ってもらって、今保健師5人中4人が取得しております。実際にケアマネとして勤務しているのは1名です。包括のほうに配属になっている職員がやっております。ケアマネの資格だけでしたら、私とか、それから古川のほうもやっております。ですから、ケアマネは今長瀬には6人いる体制になります。そういう中で、いろんな地域の方々のケアに今当たらせていただいております。今、主任ケアマネが古川がやっております、保健師1名が地域包括のほうでいろいろなプランから何からやらせていただいているのですけれども、保健師のほうも、それぞれ今直接部署にはついておりませんが、ケアマネの資格を取るよう指導しまして、資格を取ってもらっていますので、順次これから異動などでそれぞれが経験して、それぞれが保健師業務をさらに手厚くというのですか、そういうふうによつていけるように今体制を考えているところです。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） それでは、先ほど私は梅村議員のご質問にお答えをしたことの繰り返しになりますが、水道事業の、これは総務課長が答えました。見直しにつきましては、水道法第5条の2に基づいて広域的水道整備計画というのを策定するために、1市4町の首長が県知事に対して連名で要請をする手続を準備しているところだという話に尽きるというふうに思います。

広域水道のことにつきましては、一番問題なのは、小鹿野の水道料金が一番安いということがありまして、やはりこれも前の関口さんが、8月の議会が終わった後、議会のほうにご了解をいただいて、私たちも参加させていただきたいというお約束をいただきましたら、ああいう形になりまして、それがかなわなかったという事実があって、そのまま今日まで来ているわけでありまして、小鹿野が一番安いということ。

ただ、広域的な水道をどういうふうにするかという問題の大きなテーマは、水道料金の問題も含めた水道施設整備のリニューアルにあるというふうに考えています。非常にみんな古くなって、この水道を、例えば地震があったらどうしようということを考えると、なるべく早く手をつけて、広域的な水道にして、水源の一体化、それから安定した給水が可能になる。長瀬町の場合は秩父市から年間1億円ぐらいの水をいただいておりますが、希釈水の問題はまだ具体的に解決をしないで、250トンだけいただいているという状況でございますので、これはとても問題解決の大きなテーマにはならないというふうに考えておりますので、しかし、あと500トンですか、500トンの水については非常に大きな価値があるという、5,000万以上の年間での費用になりますから、大きなテーマになるというふうに考えて、引き続き県議を中心として活動していただいているところであります。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（齊藤 實君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第16号から議案第26号までの11件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他の内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



### ◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第5、議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） それでは、提案理由を申し上げます。

議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じ、3月31日に長瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） それでは、議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありまして、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分させていただき、同日、長瀬町条例第5号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。今回の地方税法等の一部改正に伴い、町民税の扶養控除の見直しに係る措置、たばこ税の税率の見直し等、所要の整備を図る必要があるため改正するものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。恐縮でございますが、お手元にご配付してあります参考資料、平成22年度長瀬町税条例新旧対照表で説明させていただきたいと存じます。なお、見出し文はそれぞれ記載してありますので、省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、長瀬町税条例資料、新旧対照表第1ページをごらんください。まず、第19条の改正でございますが、地方税法の一部の改正に伴い、引用条項の移動が生じたため、規定の整備を行うものでございます。

次に、2ページをごらんください。第31条第3項の改正でございますが、地方税法の一部改正に伴い、

引用条項の移動が生じたため、規定の整備を行うものでございます。

次の条文に入る前に、地方税法の改正による扶養控除の改正点について一部概要をご説明申し上げます。初めに、16歳未満の扶養親族に係る扶養親族控除33万円が廃止されます。これは、子ども手当の対象であることから、所得控除から外されるものでございます。16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養親族分、扶養控除上乘せ分12万円を廃止し、一般扶養控除に移行されるもので、額は33万円となります。これについては、高校無償化の対象となるものであることから、上乘せ分について廃止されるものでございます。改正は平成24年度分以後の個人住民税について適用されます。

以上のことを踏まえて、第36条の3の2でございしますが、新たに追加された条文で、所得税の年少扶養控除の廃止によって、所得税法上、年少扶養親族の情報を収集しないこととなります。しかしながら、住民税においては、非課税限度額の算定のため、引き続きこの扶養情報が必要なことから、情報収集に関する根拠を条例に規定することにより、現行の情報収集の仕組みを維持することとしたものでございます。

次に、3ページをごらんください。第36条の3の3でございしますが、36条の3の2と同様に、扶養控除の見直しに伴い、公的年金等支払報告書にその記載の事項及び様式の見直しなど所要の措置を行うものでございます。

次に、5ページをごらんください。第44条でございしますが、昨年10月から年金所得の特別徴収が開始されましたが、65歳未満の方は年金からの特別徴収に対応できず、普通徴収となりました。これを今回の改正で、65歳未満で給与所得のある方は、給与所得に年金所得を合算し、特別徴収することができるものとするものでございます。

次に、6ページをごらんください。第45条でございしますが、特別徴収義務者の指定について定めたものでございます。第44条第4項が新たに追加されたため、第4項を前条第5項に改めるものでございます。

次に、第48条でございしますが、地方税法の一部改正に伴う項の移動で、第6項については法人税法改正に伴う項の移動でございします。

次の8ページ、第50条についても地方税法の一部改正に伴う規定の整備でございします。

次に、9ページをごらんください。第54条第6項の改正でございしますが、地方自治法の一部を改正する法律で地方開発事業団が廃止されるため、これを削除するものでございます。

次に、10ページをごらんください。第95条でございしますが、町たばこ税の税率の変更でございまして、1,000本につき3,298円を4,618円と改めるもので、1,320円の引き上げとなります。参考に申し上げますと、国のたばこ税が1,000本につき3,552円から5,302円、1,750円の引き上げとなります。県たばこ税が1,074円から1,504円、430円の引き上げとなります。この改正は、平成22年10月1日から適用されます。

次に、附則でございしますが、第15条の読みかえ規定の削除でございしますが、農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社または合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る不動産所得税の非課税措置の廃止に伴う特別土地保有税に係る読みかえの規定の削除でございします。

次に、附則第16条の2でございしますが、本則第95条に規定されております紙巻きたばこ旧3級品と同等のものについては、当分の間、現行1,000本につき1,564円を2,190円、626円引き上げに改めるものでございます。

ここで、旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻きたばこをいいます。旧3級品紙巻きたばことは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄の紙巻きたばこでございします。

次に、附則第19条の3でございますが、平成24年から上場株式の20%課税が本則課税になりますが、個人の株式市場への参加を促進する観点から、これに合わせ、非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されます。この改正に伴い、株式譲渡に係る個人町民税の所得計算の特例を定めたものでございます。

次に、11ページをごらんください。附則第20条の4でございますが、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の題名が改められたことに伴う規定の整備でございます。

次の13ページの附則第20条の5についても同様の改正でございます。

最後に、附則でございますが、第1条については、この条例の施行期日、適用区分を定めたもので、第2条、町民税、第3条は固定資産税、第4条は町たばこ税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 子ども手当は今、政権、鳩山内閣の中で決めたことなのですけれども、長瀬町は、新聞報道によりますと、既に6月8日、長瀬町が支給というふうに報道されまして、それで、1人月1万3,000円、6月と10月と2月の年3回支給されると、所得制限がないと、不要の場合は町に寄附してもいいと、可能と書いてあります。

そこで、支給方法は銀行口座に受け取るということになってはいますけれども、この問題でも、8日に支給されたので、今どういう状況なのか。要するに、所得制限がないから、大金持ちの人は不要だという場合は自治体に寄附するというような人もいるのではないかと思うのだけれども、どういうふうになっているか報告できますか。お願いします。

○議長（齊藤 實君） 議案の中にないではない。

○10番（渡辺 強君） ないけれども、一応報告として、このあれに。

○議長（齊藤 實君） 議案審議だからね。

○10番（渡辺 強君） だから、議案審議でも、この問題については……

○議長（齊藤 實君） 議案審議なの。

○10番（渡辺 強君） いや、だから、わからなければわからないでいいです。

○議長（齊藤 實君） では、それは取り消します。

ほかにございませんか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり承認されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第6、議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、3月31日に長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） それでは、議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分させていただき、同日、長瀬町条例第6号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分をいたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。恐縮でございますが、お手元にご配付してあります議案第17号の参考資料、長瀬町国民健康保険税条例新旧対照表で説明させていただきたいと存じます。長瀬町国民健康保険税新旧対照表をごらんください。まず、1ページですが、第2条第2項の基礎課税額の改正でございますが、国民健康保険制度については、厳しい経済情勢が続く中、中低所得者に配慮し、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げを行うこととされたもので、医療分の賦課限度額について3万円上乘せし、47万円から50万円に改定するものでございます。

また同様に、3項におきまして、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、現行の12万円から13万円に改めるものでございます。

次に、第23条ですが、先ほど説明した課税限度額引き上げに伴う改正及び条文の整備でございます。

次に、2ページをごらんください。第1号及び第2号につきましては、地方税法の一部改正に伴い、規定の整備でございますが、国民健康保険税の減額措置に係る基準について、応益割合に係る基準を廃止する等、所要の措置を講ずることとしたため第2項が削除されたため、所要の整備を行うものでございます。

続きまして、第23条の2でございますが、新たにできた条文でございますが、国民健康保険の被保険者が倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合などにおいて、所得割額の算定の基礎となる総所得金額及び減額措置の判定の基準となる総所得金額を、これらの金額中、給与所得が含まれている場合には給与所得の金額をその金額の100分の30に相当する金額として計算した金額とする特例措置を講ずることとしたものでございます。解雇等により急に職を失った者については、国民健康保険税が前年の所得に基づき賦課されるため、負担が過重となる場合があることから、軽減期間については平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日に属する月から離職日の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定することにより負担軽減を図るものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。第24条の2でございますが、第23条に該当者の申告について新たに加えられた条文で、国民健康保険の被保険者が非自発的な理由により離職した一定のものである場合において、在職中の所要の措置を講ずるため設けられたものでございます。非自発的な理由により離職した一定のものとは、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者及び雇用保険法第13条第3項に規定する特定理由離職者とされるものです。

ここで、雇用保険の特定受給資格者ですが、倒産や解雇などによる離職をいい、特定理由離職者は雇い止めなどによる離職、例えば雇用期間満了などにより離職したものをいいます。この制度は、必要書類提出により適用されるものであり、自動的に適用されるものではございません。

次に、附則第2項中、地方税法の一部の改正に伴う条項の整備でございます。

次に、4ページをごらんください。附則第7項については、文言の整備でございます。

次に、附則第13項、次の5ページの第14項につきましては、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法等の特例等に関する法律の題名が改められたことに伴う規定の整備でございます。

次に、附則第15項でございますが、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行する場合において、当該被保険者の被扶養者が国民健康保険に加入するときの国民健康保険料の減免期間を延長するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日、適用区分を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり承認されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第7、議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第9号））の提案理由を申し上げます。

歳入の国庫支出金の増額に伴い、基金繰入金を減額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第9号））でございますが、ご説明申し上げます。

ことし3月議会でご議決いただきました繰越明許費分の財源であります国庫補助金の増額分の交付決定が議決いただいた後に国からありましたので、また国の繰り越し承認もいただいていることから、平成22年3月31日付で地方自治法第179条第1項に基づく専決処分により予算を補正させていただきました。そのため、同法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。なお、歳入の組み替えのため、歳入歳出予算総額の変更はございません。

内容でございますが、補正予算書の8、9ページをごらんください。款14の国庫支出金、項2国庫補助金、目4総務費国庫補助金998万4,000円は、3月の議会で承認いただきました繰越明許費の財源でありますきめ細かな臨時交付金の増額分でございます。

また、款21の繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、国庫補助金の増額分を減額させていただくものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第9号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時56分

再開 午後4時15分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第8、議案第19号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第19号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

職員の勤務時間、休日及び休暇について、関係法令の改正等に基づき、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第19号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

1カ月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げることや、その支給割合の引き上げ分を代休時間に指定することができるとする労働基準法等の改正に伴い、この条例の改正を行う必要が生じたので、県の参考例に基づき、この案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第8条の次に8条の2といたしまして、1カ月60時間を超えて時間外勤務をした職員に対して、時間外勤務手当の支給割合を引き上げて時間外勤務手当を支給することにかえて代休時間を与える時間外勤務代休時間を新設する規定を追加し、第2項は、その時間外勤務代休時間を指定された職員は勤務することを要しないものとするものでございます。また、8条の2が加わったことに伴い、第8条の2を第8条の3に、第3条の3を8条の4に順次繰り下げたものでございます。

また、第10条は、第8条の2が加わったことに伴う字句の改正で、8条の2で勤務日等を説明している

ため、「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に改め、裏のページになりますが、「勤務日等」の次に「(第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び)」を加えたものでございます。

また、第15条第3項も、第8条の2が加わったため、「職員の給与に関する条例（昭和26年長瀬町条例第2号）」を加わった条文で説明していることから、「給与条例」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第19号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第9、議案第20号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第20号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

職員団体のための職員の行為の制限の特例について、関係法令の改正等に基づき、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第20号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

先ほどの職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例と同様、1カ月60時間を超

える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げることや、その支給割合の引き上げ分を代休時間に指定することができるとする労働基準法等の改正が行われたため、長瀬町には該当のないものではございますが、県の参考例をもとに、ほかの団体との均衡を図るため、同じように改正しておきたいので、この案を提出するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第2条第2号でございますが、先ほどの職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正で第8条の2が追加されたことによりましての改正でございます。

あわせて、「年次有給休暇及び休職の期間」を第3号として加えたものでございます。これにより、給与を受けながら、職員団体のため、その業務を行い、または活動することができる期間に時間外勤務代休時間が加わることになります。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第20号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第10、議案第21号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第21号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

職員の時間外勤務手当の支給割合等について、関係法令の改正等に基づき所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第21号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

先ほどの2つの条例同様、1カ月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げることや、その支給割合の引き上げ分を代休時間に指定することができるとする労働基準法等の改正が行われたため、県の参考例に基づき、この案を提出するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第10条第3項中、同条に第4項から第6項を追加することに伴う字句の改正で、「前2項の規定にかかわらず、」を削り、また「この項」を「この条」に改め、「対して」の次に「第1項の規定にかかわらず」を加えております。

また、同第10条第3項の次に第4項から第6項が加わっておりますが、第4項は、1カ月60時間を超えて時間外勤務をした職員に対して、時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の25上乘せして100分の150、午後10時以降午前5時までの場合は100分の175に引き上げて時間外勤務手当を支給するというもので、第5項は、先ほどの職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の2第1項で規定する時間外勤務代休時間を与えられた職員が勤務をしなかった場合、勤務代休時間にかえられた時間外勤務の時間について時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給を要しない旨のものでございます。

第6項は、再任用、短時間勤務職員が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について、月60時間を超える時間外勤務をした場合、その支給割合は従前どおり100分の100とするものでございます。

恐縮ですが、議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでございます。

また、附則の第2項でございますが、職員の給与に関する条例の改正等に合わせ、同条例を引用している職員の育児休業等に関する条例の一部をあわせて改正するもので、議案第21号附則の参考資料の新旧対照表をごらんください。第16条の育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例及びその裏になりますが、第18条の短時間勤務職員についての給与条例の特例の表の中でございますが、いずれも第10条第1項は、1日当たりの勤務時間の「8時間」を今回の県の参考例に基づき「7時間45分」に改めるとともに、今回の給与条例の一部改正、第10条第3項の次に第4項、第5項を追加したことに伴い、この表の中も第10条第4項及び第5項を加えさせていただくものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ちょっと確認をしておきます。

7時間45分ということなので、始まる時間が8時半で、今度は5時15分で終業ということになるわけですか。それだけ聞きます。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） ご質問にお答えいたします。

始まりが8時半から、5時15分です。17時15分でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ちょっと確認をしておきたいのですが、この条例は管理職の職員にも当て

はまるのでしょうか。たしか以前、管理職の皆さんにはこういう手当がつかないようなお話も聞いたような気がするのですが、そのところを確認しておきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） ご質問にお答えいたします。

管理職につきましては、適用除外となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第21号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第11、議案第22号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第22号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,880万6,000円を増額して、歳入歳出の総額を30億8,712万3,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、地方交付税、県支出金、繰入金の増額、歳出では、老人福祉費、保健費、教育委員会事務局費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第22号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,880万6,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を30億8,712万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましてご説明いたします。8、9ページをごらんください。歳入でございますが、款10の地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税の特別交付税1,800万円でございますが、ちちぶ定住自立圏構想の医療分野関連の秩父広域市町村圏組合への特別負担金に関連する分でございます。

款15の県支出金、項2県補助金、目1の民生費県補助金2,625万円は、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金で、グループホームの1ユニットを増床する分でございます。

また、その下の款15県支出金、目3の労働費県補助金251万6,000円は、埼玉県緊急雇用創出事業補助金で、歳出の学校支援員を配置するための経費に充てるものでございます。

また、同じ款15県支出金の項3県委託金、目7の教育費県委託金4万円は、小学校理科支援員等配置事業に係る県の委託金でございます。

款21の繰入金、項1繰入金、目1財政調整基金繰入金200万円は、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。10、11ページをごらんください。款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、節19の長瀬町地域密着型サービス等施設整備事業補助金2,625万円でございますが、グループホームに対しましての1ユニット増床するための補助金で、同額が介護基盤緊急整備等特別対策事業県補助金で歳入されるものでございます。補助金の内示があったため、今回の補正でお願いするものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健費、節19の秩父広域市町村圏組合特別負担金2,000万円は、ちちぶ定住自立圏の医療分野分の秩父広域市町村圏組合への負担金でございます。秩父郡市1市4町、同時にこの6月議会で補正予算をお願いするものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の節7の賃金250万円と節12役務費の損害保険料1万6,000円は、10分の10の埼玉県緊急雇用創出基金を活用した、発達障害を持つ児童と健常児がともに学び合う場を提供し、児童の教育課程の達成のため、特別支援教育学校支援員を配置するための経費でございます。3月下旬の内示があったため、今回の補正となったものでございます。

また、節8の報奨金3万5,000円と節11需用費の消耗品費2,000円及び節12役務費の傷害保険料3,000円は、全額県委託金を利用して、小学校理科教育の活性化と小学校教員の理科指導力の向上を図るために理科支援員を配置するために必要な経費となっております。県の予定額の通知が3月下旬で当初予算に間に合わなかったため、今回の補正でお願いするものでございます。

以上が今回補正させていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 10ページの老人福祉費、長瀬町地域密着型サービス等施設整備事業補助金ですけれども、議会運営委員会の折に岩田のグループホームで1ユニット増設をして9人収容しますというご説明をいただきました。

特別養護老人ホームのベッド数に関しては、その地域でベッド数が決められているというようなお話を

たしか伺っていると思いますけれども、このグループホームに関してはそういう規制はないのでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

特別養護老人ホームや老人保健施設など、施設サービスの経費内での締めくくりはあるのですが、こちらについては、町のほうの第4期の計画の中で、アンケートなどをとらせていただいて計画を立てさせてもらっているのですが、その中で地域密着型の施設の計画を入れております。そこで、23年度までの計画で長瀬町の場合は18人ということになっておりまして、今まで1ユニット9人が整備されておりましたので、残り1ユニットがあいていたわけなので、こちらで整備するということになりました。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見初子君） はい、そうです。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今に関連していることも含めてですけれども、岩田に、私も町で高橋耕地というところに入っていくと、何かできたなというのはわかっていたのですが、このグループホームというものはやはり法人組織であるわけですね。それで、結局、それに届けば、ではグループホームを長瀬につくりたいと言えはつくっていただけるわけですね。だから、それには県や国が補助金があるわけですね。そういうのでは、長瀬の町民がこれに入るにはやはりどういうふうにしたらいいか。例えば精神障害者のグループホーム、あと知的障害者のグループホームとかいろいろありますけれども、これの申請について、あそこにできたということは、長瀬にできたというのはどういう観点からというのがあると思うのです。

例えば私の子供が重度心身障害児で、小鹿野のユアアイホームに入ったのです。それは、自分のうちではどうしても面倒見られないということで、入所施設だったのです。ですから、それには、関口小鹿野町長が、こういう施設はどうしても必要だということで、大変骨を折って三田川につくったのです。私は本当に、障害者の立場からすれば、こういうホームは困っている人たちが、やっぱり精神障害者のグループホームも知的障害者のホームも、やっぱり辺地ではなくて、やはり変に偏見でなくて、ちゃんといいところにつくってほしいのです。だから、このグループホームがここにできたと、岩田にできたという過程を知っていたら知らせてもらいたい。そして、長瀬町民の、要するにこのグループホームは認知症の方なのでしょうか、どういう関係なのか。これは、町民が全然知らない人が随分いますよ、私も含めて。これはちょっと報告してもらいたい。

あともう一つは、教育費で特別学校支援費ということで賃金250万組みましたね。これは、議会運営委員会で報告されたように、要するに発達障害の子供を見るということで、一小に1名、二小到1名の支援員を配属するということですが、これはどういう時間帯で、だれがこれに、一小に1人、二小到1人ということで支援費を出して、発達障害の子と一緒に教室で面倒見てもらえるか。それで、これは年度年度でこういうことをやるのでしょうか。

やはり、今の子供たちは、はっきり言って発達障害の子がふえているような気がするのです。学校の先生が友達がいるのですが、結構、学校の先生は大変なのです。そういう子供がいるということは、一緒にいる子供たちとどうやって面倒見るといえるのか、やっぱり校長、教頭ばかりではなくて、

先生方も本当に、今の教育情勢は詰め込み教育で、これもあれも、あれもこれもとやって、本当にゆったりした、子供を面倒見るといことが大変なのです。そういう意味で、どういうふうにやっていくのか、年度年度で毎年発達障害の子をどう面倒見ていくかということについてやっていくのか、ちょっと教育委員会の方、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、社会福祉法人かというお話を初めにされたかと思うのですが、こちらは社会福祉法人ではありません。有限会社ということになっております。こういう小さな施設は、そういうところでも事業所のできるようになっております。それなりに、ただ、ではだれでもつくっていいのかといたらそうではなくて、一定の施設の基準がありますので、ちゃんとそちらを満たしている施設でということになります。

先ほど大澤議員さんの質問の中でもありましたけれども、圏域で縛られている数字があるのではないかとということなのですが、こちらはありませんで、それぞれの市町村の中での計画の中で位置づけてあれば大丈夫ということになります。長瀬町の場合は、前期計画、3期の計画のときに1ユニット9人分を予定していました。できまして、現在といたしますか、21年度には長瀬町、1ユニット9人なのですが、そのうちの2名が長瀬からはお世話になっておりました。4月に入りまして、退所が1名おりましたので、現在は長瀬からお世話になっているのは1名と聞いております。次の計画、4期の計画を立てるときにアンケート調査をやらせていただきまして、そういう中でこのグループホーム、必要だということになりまして、もう一ユニットの18人ということで計画を立てさせてもらっておりますので、既に9人分は立ててありましたので、残り1ユニットを建設するところを募集させていただいたわけです。

これは、認知症対応型共同生活介護ということで、認知症のある方がお世話になるところでございます。だから、障害のグループホームとは、同じような部分でもありますが、ちょっと内容的には違っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、渡辺議員の特別支援教育学校支援員についてのご質問にお答え申し上げます。

普通学級に籍を置いていても個別に指導を要する児童、いわゆる特別に配慮が必要な児童は、発達障害も含め、近年学校教育においては最重要視されている分野でございます。しかしながら、現状は担任任せに頼らざるを得ないものが現実でございます。

そこで、少しでもそうした児童へのきめ細やかな支援を実施するために学校に配置するのが支援員の配置事業でございます。具体的には、学級担任と連携し、生活指導や学習補助など児童一人一人の個に応じた指導を行い、学校生活が円滑に行われるよう支援していくものでございます。現在、第一小学校に2名、第二小学校に1名配置しております。いずれも元教員あるいは保育園の保母の経験のある方でございます。特に資格は問わないのですが、学校教育へ理解を持ち、児童の指導において関心を持ち、教職員との協調性のある人材を見つけて登用している現状でございます。だれがやるのかというのは、今のお答えでよろしいかと思っております。

また、発達障害がふえているという議員のお話、そのとおりでございます。いわゆるあの子心配だなとかちょっと変わっているかなということから始まりますが、そうしたお子さん、年々ふえているような

感じもします。また、そちらの教育のほうの、先ほども申し上げましたけれども、充実が図れる中で、より一層そうしたお子様の発見が多くなっているように思います。

この事業は毎年実施していくのかということですが、実施してまいります。その中で、県やあるいは国でいろいろ人的支援の事業を、名前を変え、品をかえ、毎年何やら実施しております。そういった補助事業を受けまして、今後こういった人的支援を進めていきたいと思っています。といいますのは、当初からの学校への人的配置は支援員についてはございません。あくまで自前で採用するか、あるいはそういった補助事業を使って採用していくしかございませんが、現状では今言ったように、手のかかると申しましょうか、きめ細かな支援が必要なお子さんがふえているという現状の中ではそういった支援員さんの需要はますますふえていくものと思っております。

当町の現状では、そうしたお子さんは、ではどうやってメンテしているかというのをちょっとご紹介させていただきますと、こういったお子さん、早期発見、早期対応を基本に、幼稚園、保育園、福祉、学校等と連携して対応しております。町には就学支援委員会という組織がございますが、障害の観点から就学に困難を来す児童生徒についての支援策を決める組織でございますが、各学校にも校内に校内就学支援委員会が組織されておまして、そこでの検討を経て町の就学支援委員会に上がってきます。また、次年度就学予定の児童については、就学時健康診断での結果を踏まえ、在園している幼稚園、保育園からの支援情報を交換して町の就学支援委員会に上げてまいります。

就学支援委員会では、該当児にとっての就学の支援、どのような支援環境をこのお子さんに対して適とするのかを決定します。その結果をもとに保護者と面談し、次年度に向けた就学支援を実施してまいります。具体的には、普通学級で見守り、経過観察していくお子さん、あるいは支援学級というのがございます。いわゆる昔で申しました特殊学級でございますが、現在、一小に知的と情緒で2クラス、二小にはございません。中学に知的で1学級ございますが、その支援学級入級が適という判断、そして昔、秩父養護学校と申しましたが、今支援学校と申しますが、そこへの転校が適とするお子さんというような判断をします。しかしながら、したからといって、そのとおりに決してなるものではなく、いずれも保護者の理解が得られなければ成立しないわけでございます。そういった中で、今言ったように、支援員さんの役割というのはこれからますます需要がふえるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） ちょっと認知症のグループホームのことでお聞きしますが、町内で認知症の方を抱えている家庭数はどのくらいでしょうか。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 認知症にも程度がありますので、いろいろな方がおまして、町うちで巡回で認知症の講習をさせていただいたときにはいろいろな声がありました。結果からいいますと、把握はちょっと出しておりません。いっぱいいるというのはわかっておりますけれども、何人という把握は今のところしておりません。

先ほど地域密着の関係であれだったのですけれども、1人入っておりますけれども、長瀬町の岩田の施設についてのことを申し上げさせていただいて、地域密着のグループホームにお世話になっておりますのは長瀬町では7人おります。それは、ほかの施設、郡内の施設と協定を結ばさせていただいて、そちらにお

世話になっているものでございます。申しわけないのですが、認知症の数の把握はちょっと正確にはやっておりますので、申しわけありません。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 私の聞き方が悪かったのです。

グループホームが今度できるのは、すごく、私、実際に助かっている身なので聞くのですけれども、ながとろ苑に認知症で入所するのは非常に難しいのです。うちの父親の場合は、最後の最後まで入れなくて、つい1カ月ぐらい前にちょっとながとろ苑から話が来たので、話し合いをしたところ、ちょっと考えられないような会話になってしまったので、グループホームができることによって、町内で困っている方がどのぐらいいるか、それが聞きたかったのです。こういうふうには、長瀬町で予算というか、助成をするのに当たり、町内で困っている人から優先に入れてもらえるような配慮がしていただければと思って今認知症の人数を聞いたのだけれども、該当する、町内で本当に困っても、どこでもいいから施設に入れてくれという方はいると思うのです。そういう方の人数を聞こうと思ったのだけれども、健康福祉課長も、これは監督官庁の担当者としてこの助成をするのに当たり、町内でもし困っている方がいたら、そういう人から入所させていただければと思ってこの質問をしました。あとはいいです。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第22号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



### ◎会議時間の延長

○議長（齊藤 實君） ここで、会議時間を延長いたします。



### ◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第12、議案第23号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第23号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

長瀨町立長瀨中学校校舎耐震補強及び大規模改修工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） 議案第23号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的は、長瀨中学校校舎耐震補強及び大規模改修工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、去る6月1日に執行されました。

契約金額は1億3,387万5,000円で、この額は消費税を含む金額でございます。

契約の相手方は、埼玉県本庄市西富田303-1、竹並建設株式会社代表取締役、竹並紀松でございます。

施工箇所は、埼玉県秩父郡長瀨町大字本野上1035番地1。

工期は、契約の日から平成23年1月24日を予定しております。

工事内容の概要ですが、ご配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。長瀨町では、平成15年度から、中学校校舎の耐震診断を皮切りに、3校合わせて8施設について順次診断を実施してまいりました。耐震化の基準となりますI s値、これは建物の耐震性能をあらわす指標で、値が大きくなるほど耐震性能にすぐれていることをあらわします。このI s値が埼玉県で基準とする0.7をクリアしていない5施設について順次補強工事を実施しており、今回長瀨中学校を着手するものです。また、中学校の建物自体が昭和47年に竣工された建物で、老朽箇所も目立ってまいりましたので、耐震補強工事に合わせ、施設の改修も行うものです。

工事の具体的な内容は、お配りしました資料の5、工事内容欄をごらんいただきたいと思います。まず、耐震補強工事についてですが、平成16年度に実施した耐震診断判定で耐震補強ブレスの設置が義務づけられております。鉄骨枠つきブレス補強は、第一小学校西側校舎内に設けられた鉄骨をイメージしていただければと思います。また、玄関、国道側に鉄骨コンクリートの壁を新たに設けたり、柱に鉄板を巻きつけるなどの耐震補強工事を計画しております。

次に、大規模改修工事ですが、内装改修では、校舎内の廊下などのタイルのはがれが目立っており、各階の廊下のシーートの張りかえを予定しております。教室内では、床をサンダーがけを行い、塗料を塗り、壁は塗装を塗りかえ、天井を張りかえるなどの改修を予定しております。ガラス交換は、校舎の外側のガラス部分を安全性を考慮し、交換を予定しております。

防水改修は、校舎の屋上のほかの防水修理を予定しております。屋上部分やベランダ部分については、劣化の状況や諸条件を考慮し、防水処理を施す予定でございます。

外壁改修では、外壁の汚れが大分目立ってまいりましたので、欠損部の補修を行い、ウレタン塗装を行うものです。

電気設備の改修では、校舎北側に当たりますキュービクル、職員室をOAフロア仕様に改修し、同時に火災報知機を入れかえる予定にしております。

機械設備改修では、給排水施設の改修や1階の3年生の教室で使用しております空調設備の交換を予定しております。

なお、本事業は平成21年度の繰り越し事業として実施し、安全・安心な学校づくり交付金の活用を実施

するものでございます。よろしくご審議いただき、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ちょっと幾つかお伺いをいたします。

議運の席でお聞きして、それに聞き漏れている部分を聞きます。この耐震補強ということですが、一小的时候はブレスを2つつけたわけですね。これこれという金額だったのですが、中学校の場合はブレスの7カ所をつけて、そのほか窓の開閉部の補強ということとかいろいろあるのですが、この耐震補強について幾らなのか伺います。

それから、大規模改修のところで、今聞いていますと、防水改修だと思えますけれども、これは屋根という部分だと思いますが、長瀬中学校はできたときに、当初雨が漏って騒ぎになったわけですね。それで、今そのところから、隣の部屋から見ればわかるのですけれども、非常に高盛っているのですよね、屋根の上。あれはどういうふうか、この文章で見ますと、床フローリング、全面洗浄とかはつりと書いてあるわけですね。はつりというのかいて取るという仕事だと思えますけれども、あの出っ張りをみんな取ってしまっやるのか、その辺はどういうふうにするのかお聞きをいたします。

それから、工事の予定価格は2億3,500万円だったということなのですが、落札価格は1億3,387万5,000円と、先ほどご案内のとおりですけれども、1億円差があるわけですが、この見積りをもとをつくる時、どこかで設計したのだと思えますけれども、その設計価格はこの予定価格よりもっと多いのだと思えますけれども、非常に誤差が多い。2億3,500万と比べても、1億円ですから、約60%ぐらいになってくると思えますけれども。だから、その差が非常に多いのですけれども、この辺は設計単価が高過ぎたのか、その辺、工事が安過ぎるのではなくて、設計単価が高過ぎたというふうに見受けられることから、先ほど質問した耐震が幾らなのかとか、あと大規模防水改修ではつりと書いているのですが、あの高盛り全部取ってしまっやるのか、その辺がちょっとお聞きしたいということです。お願いします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の内容は3点あったと思いますが、最初に耐震補強の工事に係ります金額がいかほどだったかという内容になるかと思えますけれども、耐震補強工事に係ります設計額になりますけれども、3,382万3,696円になります。これは、諸経費、消費税とも入っておらない数字でございます。

続きまして、2つ目のご質問になるかと思えますが、防水処理の対策について検討したかというふうな内容になるかと思えますが、設計事務所の段階で、屋上については改修した後数年がたつておるというような状況がありまして、現場を確認していただいたというふうな経緯があります。その結果、防水の材料の選定条件として、今あります防水をはがさない、機械固定工法の採用をする、絶縁工法をとるというような条件をつけさせていただいており、今回採用した防水工事を今お話した条件で採用させていただいたということになります。

それと、3つ目の質問になりますけれども、設計の価格と工事の入札価格に差異が生じた理由についてというご質問になるかと思えますけれども、これについては入札していただきました企業さんの企業努力になるかというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 質問を繰り返します。

今説明があった中で、耐震補強は3,382万3,000円が設計単価と、こういうことですが、一少をやったとき、2,200万円だったですね、たしか。それで、今度やるところは7カ所もふえて、それで補強とかそういうことで、やることは非常に多くなっているわけですが、この3,382万円は何%に相当するのかわかりませんが、1億3,000万のうちのあれになると、前のが高過ぎたのかなと、それから今回の安過ぎるのかなと、どっちなのだということは置きますが、そのことをやることによってI s値が幾らになるのか。その関連をしまして、この耐震補強をやることによってI s値が変わるわけですが、耐震ということの補強、この云々を我々にわかりやすく、素人でもわかるような説明をぜひお願いしたい。それでないと、これからまだ先、体育館だとかいろいろやっていくわけです。ですから、こうやって出されても、判断基準がわからないと、いいのか悪いのかわからないで、はいと返事してしまう話になってしまう。それが1つ。

それから、大規模改修、防水ということですが、あの屋根の高盛りは、私も上に行って高さをはかってみたわけではありませんけれども、1メートルぐらい高くなっていますよね、屋根の出っ張りが。外から見たのではわからないけれども。コンクリートは1立方メートル約2.2トンあるわけです。そうすると、あれが中が空洞でなくて全部コンクリートでやってあったとしたら、相当の重量が乗っかっているわけです、上に。つくって雨が漏ったときに、改修した図面がちゃんとあってやったのか、その辺がわからないのですけれども、重いものが上に乗っかっていけば、耐震で揺さぶられるときは、モーメントは距離と目方で出てきますから、非常に大きくなってしまいます。そのために、下のほうに関連しているキュービクルの移設なんていうのは、上に乗っかってある重いものを下に下げるということをやると耐震のI s値が上がるということになるわけです。だから、その辺をよく説明してもらえ、設計会社とかあるいは施工会社でもいいのですけれども、そういう専門家の人にわかりやすく説明してもらおうと、これをぜひお願いしたいということと、3,382万3,000円は一少のやつと比べていかなものかということをお聞きします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回の質問も3点ばかりあったかと思いますが、落札額のうち耐震補強に係る額が3,300強あったということなのですが、先ほどちょっとお話ししましたように、これは設計額でありますので、入札前の額というふうにご理解いただきたいと思います。

続きまして、耐震補強についての計画でございますけれども、今回耐震補強を行いました計画値は、I s値は今回0.75を目標に設計をいたしました。

3つ目の防水工事についてですが、防水工事についても、今回設計を受託しました企業が現地を踏査しまして、先ほどお話ししました工法を採用させておりますので、現在防水処理がされておりますけれども、それをはがさないで施工していこうというふうな工法をとらせてもらっておりますので、今の防水状況はそのまま工事を進める予定であると思っております。

以上でございます。

〔「あと、もう一つ答えていないのが」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番(村田正弘君) では、私が言ったことに答えていないことを言います。いいですか。

だれでもわかりやすく、耐震というのはどういうふうなことでこうなるのだ、そういう説明をしてくださいということを行ったわけです。だから、今説明ができなくても、いいですか、今すぐ説明ができなくても、設計会社さんとかあるいは施工業者さんとか、そういう方をお願いをして我々にわかりやすい説明をしていただかないと、今後、この耐震補強ということをやっていく上において、今言うのでは本当は遅いのですけれども、判断基準がわからないということです、我々に。だから、予算が出てきた、こういうふうな予算を認めたのだから、今さらそんなことを言うなといえばそれまでなのですけれども、執行権は町長が持っているわけですから、予算の。だけれども、要するに、そのことをやって本当にいいのかどうかということも判断するために、この見積もり、契約を落札をしてやってくださいよということを行っているのだと思います。そういうふうなことから、この最終判断になるわけです。だから、そのことを判断基準がだれでもわかるように説明をしてくださいと、私も設計会社さんを知ったりなんかしていますけれども、そういう説明をしてもらわないとわかりませんよということ。

それから、くどいのですけれども、屋根の上に乗っている容積は計算すればわかるわけですから、中が、何か先ほど透視とかなんとか言ったですね。透視して中を見たというような。コンクリートの中を透視して見るのは、それはできないことはないのしょうけれども、透かして見るわけですから。穴をあけて見たのなら、穴をあけて見たという話になると思うのですけれども。

〔「透視ではなくて踏査って、現地へ行って見ましたという意味」と言う  
人あり〕

○2番(村田正弘君) 現地で見たという話ね。そうすると、その現地で見たという話は、中が空洞なのか、そっくり入っているのか、こんこんひっぱたいてみればある程度わかるでしょうけれども、そういう見方をちゃんとしてやらないと、3階の上のほうに重いものが1トン乗ったと2階に1トン乗ったのではモーメントが違ってしまいます。モーメントなんて、みんなわかると思うのだけれども。だから、そうすると、強震とか揺られたときに重いものが上にくっついていけばうんと振れますよと、下にくっついていけば振れが少ないですよと、そういうふうなことになるので、そのことを説明してくださいよと言っているわけ。

○議長(齊藤 實君) では、村田議員に申し上げますけれども、この後でよろしいでしょうか。

○2番(村田正弘君) はい、後でも結構です。説明をするという約束をしてくれれば。

○議長(齊藤 實君) 専門的なことでわからないと思いますので、よろしいでしょうか。

○2番(村田正弘君) 約束をしてください。

○議長(齊藤 實君) では、後で。

では、ちょっと参事。

○参事(平 健司君) わかりやすくというお話ですから、後手に回って大変申しわけないのですが、既存の建築物耐震性能判定表というのが、判断するところが管理協会だとかそういうところで、大学の教授みたいな人が一回集まって、長瀬中学の場合には今現在がI s値が0.57ですからとか、そういういろんなものがあるのです。それに基づいて、今村田議員が言ったコンクリの塊、1トンだか何だかわかりませんが、そういうことを考慮して今現在のI s値が幾つですよと、それを改善するにはこうですよというような、判定表というものもありますので、また後日、今議長のほうから後ほどで結構だというお話がありましたので、後ほどまた判定表等はお見せしたいと思います。

それから、工事が始まって、議員さん、都合がつけば現地で中学校を視察していただいたり、計画したいと思いますので、ぜひそのときには現地で立ち会っていただいて、設計会社だとか施工会社の生の声を聞いていただければまた詳しいこともわかるかと思っておりますので、ぜひそういうことでご理解をお願いしたいと思うのですが、よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 視察というお話をいただきましたので、ここにいる議員の皆さんも、興味のある方はそのとき一緒にお話を聞くと、あるいは見させていただくということに解釈をしてよろしゅうございますね。はい、わかりました。そういうわけです。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 私はもっと素人なので、細かく聞きたい、これは後でまた、では現地を視察したときでも結構なのですけれども。

耐震補強の3,382万強という数字が、今課長が設計価格と言いましたね。これは間違いありませんね、設計価格。それは、ではそういうふうにご認識しておきましょう。

それで、各工種がどのぐらいの積算なのか、それをちょっと調べておいてください。次の時期になるまで。

今度はこれが教育委員会から離れたというふうなことです。所管がどこへ、経済観光へいくのですか。もしくは視察のあれ、地域整備だから。

それで、確かに安いですね。さっき、I s値のあれがどのぐらいになるのかというふうな話だけれども、それもどうも答えがなかったから。例えば0.7幾つですか、I s値の合格点は。そうすると、0.7ぐらいで、超えればいいという工事なのか、それもひとつ聞きたいと思っております。1.0までいくのかな、いらないのか。0.75で、0.7強でいいのかどうか、それが1つ。

それと、これは当然、繰越明許費の計算書ですから、当然我々の議会を通っているわけですね。それで、当初の予算が2億7,498万5,000円、この数字を出すのに、例えば議会審議して、我々だけではわからないわけです。このくらいかかるのですよと言ったら、あけてみたら1億3,000万、これは企業努力ということではなくて、企業努力でそんなに変わるはずがないのです、はっきり言って。それだったら、全部企業努力やっている会社に発注したらいいではないですか。そうしたら半分で済む、工事が。だから、これは初めの2億7,400万という数字がどこか解明できないような数字なのか、わからなかったのか、あるいは今言った設計見積りなのか。過去に、参事も、今課長、あれですけれども、整備の課長は今かわってしまったけれども、設計見積りというのは一切公表しなかったのです。今まで出ていなかった、私が幾ら質問しても、どこの役所でも出さない、研修に行っても。予定価格というのは出すところはあるのです。それで、この予定価格というのが幾らなのか、さっき幾らと言ったのですか。2億3,500万。

〔「それはあれのとき、議運のときに」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 議運のとき、これは間違いありませんね。

それで、その数字が、これでもさっき言ったように1億差があるわけですね。予定価格で、はっきり言って。そうすると、こういう根拠がわからないのです、今2番議員が言ったように根拠が。だから、例えば今、ここに書いてあるように国庫支出金が1億3,300万あるわけ。そうすると、これで間に合ってしまうのです、早く言えば。そうすると、交付金として来る金額というのはパーセントでしょう。どうなの

ですか。その辺もひとつ教えてください。

それと、いま一つ、太陽光は3,019万円という数字が出ていますね。わかりますね。それで、もう既に……

〔「太陽光は違うんだよ」「大規模改修と太陽光は違うよ」と言う人あり〕

○8番(梅村 務君) いや、そうではなくて、では、大規模なそれで、ひとつ、今の言っただけ回答してください。

教育総務費の中で、学校の太陽光発電設備設置事業というので3,000万組んでありますよね。

○議長(齊藤 實君) 梅村議員、違うよ。ないですよ。

○8番(梅村 務君) だって、繰越明許の計算書が出ているのです。

○議長(齊藤 實君) 今の質問と質問が違うよ。

○8番(梅村 務君) そうか、そうか。では、これはいいです。

○議長(齊藤 實君) 工事請負契約の締結についてというだけですから。

○8番(梅村 務君) はい、わかりました。大規模のあれで。

それで、いま一つ聞きたいのは、大規模改修というのはどういう規模のものをいうのか、ちょっとわからないのです。金額なのか、スペースなのか、それは基準がどこにあるのだから、大規模、中規模か小規模かもわからないから、それを説明してください。

○議長(齊藤 實君) 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長(中畝健一君) それでは、梅村議員のご質問にお答えします。幾つかご質問がありましたので、落ちている部分もあるかとは思いますが、ご了承いただきたいと思ます。

初めに、工事の割合ですけれども、大規模補強工事は100%工事のうちの約12.9%の内容となっております。大規模改修工事につきましては53.8%、電気、機械工事につきましては21%、残りは諸経費となっております。

I s 値の関係ですけれども、先ほどお話ししましたように、今回の目標のI s 値は0.75を目標にしております。

あと、大規模改修の名称を使うかということに、そういうご質問もあったかと思ますけれども、これは特にどういう工事だからということではないのですけれども、大規模改修工事という名称をつけさせていただいております。

○議長(齊藤 實君) 参事。

○参事(平 健司君) 何点か私のほうからお答えをさせていただきます。

I s 値0.7を超えればいいということで、目標0.75、中学校のI s 値は既存の建物の耐震診断で0.57から0.67、これを0.75まで上げると、そういう今回設計になっております。

それから、教育と地域整備観光課の区分けですけれども、あくまでも文科省だとかそういう申請につきましては教育委員会と、地域整備観光課のほうでは工事のほうを担当させていただくと、こういう分類にさせてもらっておりますので、ご了承願いたいと思ます。

それから、2番議員さんからも出たのですけれども、余りにも入札価格と設計額が違うので、これはおかしいのではないかと、私も一応疑って、設計会社に再度設計を見直させました。設計単価は間違っていない。だから、一番最初に課長が答えたとおり、入札の段階でうちはこの金額でできますよということを入れてきた札がその落札金額になったということですから、当然企業努力ということで、課長が答えさ

せていただいたということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） それで、今私がまたお伺いしたいのは、企業努力でそれだけ安くなった、これは結構なことです。まことに結構なのですけれども、1つ、落札、指名業者が何社で、最高と最低、これが最低でしょう、恐らく。それをちょっと、表があったら私個人に見せてください。

それと、耐震に対する保証、これも完璧にとれるということですね。積算見積もりでそうなったのだから、設計価格が。それは保険みたいなものなのです、はっきり言って。だから、耐震で例えば……

〔「設計でやって0.75にするんだから、1億3,000万で工事するわけじゃないんだから、2億7,000万円の工事するわけなんだから」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） いや、それはわかるのです。

〔「質問がわからない」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） そうではないのだよ。だから、0.75の補強はできますよということですよ、1億3,500万で。

〔「0.75になるということだよ」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） なるということなのでしょう。そうすると、他社との、いや、ほかのほうは0.75以上なのか、同じ0.75でいいですよ出したわけでしょう。入札の場合は、早く言えば。そのときに、0.75ができるのであればそれで問題ないわけだけれども、耐震保証という問題については全く考えていない、必要ないということですね。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 契約約款の中で瑕疵担保については当然うたってありますから、瑕疵は当然あれば直してもらおうと。ただ、どの業者も、同じ設計書に基づいて入札しているのですから、入札金額にかかわらず、0.75の目標の耐震補強はできると、これは当然なことなのです。2億出したところができますよ、1億3,000万はできませんという話ではありませんから、これは念を押させていただきます。そのために私も、設計単価が間違っているのは困るから、これは見たときにすぐ確認をさせたわけですから。

それから、業者は申し上げませんが、上が2億1,100万、下が今の金額です。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第23号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第13、議案第24号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第24号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

組合を組織する地方公共団体の合併、一部事務組合の解散及び名称変更並びに本組合の事務所の位置に関する規定の整備に伴い、同組合格約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ただいま説明省略の動議が出ましたので、賛成者はおりますか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） この動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

お諮りいたします。説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第24号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第14、議案第25号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第25号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由を申し上げます。

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ただいま説明省略の動議が提出されました。

賛成者はおりますか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） この動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

お諮りいたします。説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第25号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第15、議案第26号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第26号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由を申し上げます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ただいま説明省略の動議が提出されました。

賛成者はおりますか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） この動議は、賛成者がおりますので、成立いたしました。

お諮りいたします。説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第26号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



#### ◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（齊藤 實君） 日程第16、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し

出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



### ◎閉会について

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成22年第2回定例会を閉会とすることにいたします。



### ◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会では、条例改正案など11件の重要案件につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただくことができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

しばらくははっきりしない天候が続くかと思いますが、7月には参議院議員の通常選挙が予定されております。また、梅雨が明け、夏本番を迎えますと、町の一大行事であります船玉まつりが8月15日に予定されておりますので、その際はご協力をお願い申し上げます。

皆様には、健康にご留意され、また町政の進展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○議長（齊藤 實君） 以上をもちまして、平成22年第2回長瀬町議会定例会を閉会いたします。  
大変お疲れさまでございました。

閉会 午後5時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 8月25日

議 長 齊 藤 實

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 村 田 正 弘

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子